

大阪市立中学校生徒のいじめ申立に関する 調査報告書

令和2年3月26日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
平成30年大人事人第54号に関する部会

もくじ

	ページ
第1章 事案の発生と部会の編成および諮問事項	1
第1 大阪市立中学校1年生の男子生徒が死亡	1
第2 部会の開催と調査の実施	2
第2章 当校の概要と本人の特性	5
第1 当校の概要	5
第2 本人の属性に関する項目	6
第3章 入学前後から亡くなるまでの評価の前提となる事実	1 1
第1 本章の構成	1 1
第2 本件生徒が亡くなるまでの主な事実経過	1 1
第3 本件生徒が周囲から受けた行為及び本件生徒自身の行動	1 7
第4 本件生徒が作成したアンケート類	2 6
第5 本件生徒が見守りの必要な生徒であった事実と当校の対応	3 1
第4章 死亡後の評価の前提となる事実	3 9
第1 死亡後の当校の本件に関する対応	3 9
第2 死亡後の当校の本件生徒保護者に対する対応について	4 6
第3 当校における資料の管理と把握状況について	5 3
第5章 本件生徒の自死に関連する事実	5 6
第1 はじめに	5 6
第2 本件生徒の死亡と関連があると認められる事実	5 7
第6章 本件生徒の死亡の経緯および背景	6 3
第1 本章に言う「因果関係」について	6 3
第2 事故か自死か	6 3
第3 考察対象となる事情	6 5

第4 自死の因果関係の判断にあたり	6 5
第5 本件生徒の状況	6 6
第6 結語	7 0
第7章 当該校のいじめ防止活動と本事案における実際	7 2
第1 当該校で想定されていたいじめ防止活動	7 2
第2 本事案に係るいじめ対策の実際	8 6
第3 本章のまとめ	9 9
第8章 課題と評価	1 0 0
第1 評価の前提	1 0 0
第2 本件の課題の全容	1 0 1
第3 本件の全体像	1 2 4
第4 いじめ発見・防止のための措置は十分であったか	1 2 9
第5 事案発生後の対応はよかったか	1 3 2
第6 保護者との対立が生じていることについて	1 3 4
第7 まとめ	1 3 5
第9章 教訓と部会としての提言	1 3 7
第1 第54号部会の提言を出すに当たって	1 3 7
第2 提言	1 3 7
第3 生徒の成長発達と安全を促進する観点での学校生活の確立	1 4 2

第1章 事案の発生と部会の編成および諮問事項

第1 大阪市立中学校1年生の男子生徒が死亡

平成30年1月27日(土) 午前1時ごろ 大阪市立中学校(以下「当該校」という。)1年生在籍の男子生徒(以下「本件生徒」という)が自宅マンションのベランダから転落して死亡するという事案が発生した(以下「本事案」という)。

本事案においては、本件生徒の遺書が発見されていないこと、事案発生後に本件生徒が過去にいじめを受けていた旨をアンケートに回答していた事実、本件生徒が当該校に在籍していた当時、比較的多数回に渡り保健室へ通室していた事実、他の生徒(同クラスや所属していた部活の生徒を含む)による本件生徒へのいじめがあったのではないかと疑いがある等の事実が当該校ないし教育委員会の調査により浮かび上がってきた。

このような経緯から、「なぜ自ら命を絶ったのか」という真実を知りたい」という本件生徒の遺族の意向を踏まえ、本件生徒が自死に至る動機や背景などの事実関係に加えて当該校や教育委員会の対応等の調査が求められることとなった。

そこで、執行機関の附属機関に関する条例第1条に基づき、平成30年5月22日、「平成30年大人事第54号に関する部会」(以下「当部会」という)が設置される運びとなった。本事案発生から当部会設置までの経過の概要は次の通りである。

平成30年1月27日 本事案の発生

同年 3月19日 大阪市教育子ども委員会で、議員から本事案に関する質疑。市長が調査委員会の設置について言及。

同年 5月18日 市長から児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者調査委員会委員長あてに「平成30年に市立中学校生徒が死亡した事案に関する調査審議について」諮問がある。諮問事項は以下の通り。

- (1) 本件事案に係る事実関係の調査
- (2) 本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の適否
- (3) 調査結果に基づく必要な措置

同年 5月22日 市長より本件の調査のために、委員4名が委嘱され、上記第三者調査委員会に新たな部会として当部会が設置された。同日、第三者調査委員会委員長より、部会委員及び部会長が指名された。

同年 5月29日 当部会第1回会議の開催

第2 部会の開催と調査の実施

1 当部会の構成は以下のとおりである。

平成30年5月29日（火） 当部会第1回会議において、委員委嘱状を交付し、部会長より部会長代理を指名した。

平成30年大人事人第54号に関する部会		
部会長	藤木 邦顕	弁護士
部会長代理	藤木 秀行	弁護士
委員	川原 稔久	臨床心理士 大阪府立大学教授
委員	平井 美幸	大阪教育大学講師

同年6月25日 部会委員に加えて、本件に関する調査を行うため、市長より以下の専門委員（調査員）3名が委嘱された。

専門委員	磯部 晶子	臨床心理士
専門委員	清水 周	弁護士
専門委員	林 揚子	弁護士

2 部会会議の開催状況

上記平成30年5月29日の第1回会議の後、以下の会議を開催した。

- ・第2回会議 平成30年6月25日（月） 15時～
- ・第3回会議 平成30年7月24日（火） 15時～
- ・第4回会議 平成30年8月2日（木） 18時30分～
- ・第5回会議 平成30年9月5日（水） 15時～
- ・第6回会議 平成30年10月1日（月） 17時～
- ・第7回会議 平成30年10月25日（木） 17時～
- ・第8回会議 平成30年11月5日（月） 17時～
- ・第9回会議 平成30年11月21日（水） 17時～
- ・第10回会議 平成30年12月4日（火） 15時～
- ・第11回会議 平成30年12月25日（火） 13時～
- ・第12回会議 平成31年1月15日（火） 17時～
- ・第13回会議 平成31年1月31日（木） 17時～
- ・第14回会議 平成31年2月15日（金） 17時～
- ・第15回会議 平成31年3月5日（火） 17時～
- ・第16回会議 平成31年3月25日（月） 15時～
- ・第17回会議 平成31年4月3日（水） 17時～
- ・第18回会議 平成31年4月18日（木） 17時30分～

- ・第19回会議 令和元年5月8日(水) 17時～
- ・第20回会議 令和元年5月31日(金) 17時～
- ・第21回会議 令和元年6月7日(金) 17時～
- ・第22回会議 令和元年6月26日(水) 17時～
- ・第23回会議 令和元年7月8日(月) 17時～
- ・第24回会議 令和元年7月30日(火) 17時～
- ・第25回会議 令和元年8月20日(火) 15時～
- ・第26回会議 令和元年8月29日(木) 15時～
- ・第27回会議 令和元年9月20日(金) 10時～
- ・第28回会議 令和元年9月27日(金) 17時～
- ・第29回会議 令和元年10月7日(月) 17時～
- ・第30回会議 令和元年10月21日(月) 17時～
- ・第31回会議 令和元年11月6日(水) 17時～
- ・第32回会議 令和元年11月18日(月) 17時～
- ・第33回会議 令和元年12月9日(月) 17時～
- ・第34回会議 令和元年12月23日(月) 17時～
- ・第35回会議 令和2年1月7日(火) 17時～
- ・第36回会議 令和2年1月29日(水) 15時～
- ・第37回会議 令和2年2月20日(木) 10時～

3 部会による調査の実施

○資料提供

教育委員会より当該校における調査の実施結果および学校・教職員の保管する関係書類の提供を受け、委員が個別に検討する他、会議の機会に閲覧した。

○聞き取り調査(生徒・保護者)

本件生徒と同クラス・同クラブ所属生徒で、本件生徒と関わりがあると認められる生徒を中心に、各保護者の了解を得た上で、部会委員・専門委員が分担して聞き取りをした。

- ・第1日目(対象者15名) 平成30年8月22日(水) 10時～17時
- ・第2日目(対象者17名) 平成30年8月23日(木) 10時～16時30分
- ・第3日目(対象者1名) 平成30年8月30日(木) 12時30分～13時
- ・書面による追加調査 平成30年12月27日
- ・電話による追加調査 平成31年2月25日

○聞き取り調査(教職員等)

本件生徒在籍時の教職員、クラブ指導員、学習サポーターについて、部

会委員、専門委員が分担して聞取りをした。

- ・第1日目（対象者3名） 平成30年10月9日（火） 15時～17時
- ・第2日目（対象者6名） 平成30年10月11日（木） 13時～17時
- ・第3日目（対象者4名） 平成30年10月17日（水） 15時～17時
- ・第4日目（対象者2名） 平成30年10月18日（木） 15時～17時
- ・第5日目（対象者4名） 平成30年10月25日（木） 15時～17時
- ・第6日目（対象者1名） 平成30年10月28日（日） 10時～12時
- ・第7日目（対象者3名） 平成30年11月5日（月） 15時～17時
- ・第8日目（対象者2名） 平成30年11月21日（水） 16時～17時
- ・電話による追加調査 平成31年2月4日

○ご遺族提供資料についての心理学的分析

臨床心理士の部会委員、専門委員を中心に本件生徒の残したノート、作品やご遺族提供資料を手がかりに、生育歴、家庭環境、学習状況などを調査した。

- ・資料調査 平成30年9月28日（金） 13時～18時

○聞取り調査（ご遺族）

上記各部会会議開催日には、終了後にご遺族と委員が面会し、会議の進捗状況と調査について出された要望についてお伝えしたが、それと別に以下の機会に本件生徒の生育歴、家庭での様子、行動について聞取りをした。

- ・第1回聞取り 平成30年7月24日（火） 16時～
- ・第2回聞取り 平成30年12月25日（火） 15時～

第2章 当該校の概要と本人の特性

第1 当該校の概要

1 はじめに

本章では、本件生徒並びに本件生徒を取り巻く当該校の全般的、概括的状況を見ることとし、本件生徒の自死と密接に関わると思われる背景事情については、別章において検討する。

2 当該校の概要

当該校が所在する区には、中学校7校及び小学校14校がある。

当該校には、校区内の小学校2校から進学する生徒が多いが、校区外の小中学校からも進学を希望して入学する生徒が毎年一定数の規模に上る。

当該校は、10年ほど前にいわゆる「荒れた」状態を経験したが、その後、全教職員の共通課題として生活指導をかかげ、日々の教育活動に取り組んだ結果、ここ数年来は校内外における問題行動が減少し、落ち着いた状態にある。

しかし、生活背景に課題を抱えた生徒が減少した訳ではなく、ふたたび「荒れた」状態になる可能性があるため、全教職員は常に危機管理意識をもち、生徒指導に取り組んできたとのことである。

3 学年及び学級の概要

平成29年5月1日当時、全生徒数は約500人であった。

1学年は5クラス、2学年は4クラス、3学年は5クラス等であった。また、当該校には特別支援学級があり、3学年計約25名が在籍していた。

これに対し、実働教員数は校長1名、教頭1名、養護教諭1名、その他33名であった。33名の年齢構成は次のとおりであった。

年齢構成		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
教諭・講師	男	3	8	3	3	1	18
	女	2	4	4	4	1	15
計		5	12	7	7	2	33

4 学期途中の教職員の異動

2学期に入り、1学年の家庭科を担当する教諭（ただし、学年所属は2学年）が産休に入り、かわりに育休講師が担当するようになった。

また、同じく2学期、学年所属は3学年の教諭が懲戒免職処分を受け、かわりの講師がその年の10月に入った。しかし、同講師も翌年1月辞職し、かわりの講師が入った。

5 部活動の概要

平成29年5月1日当時、全生徒の部活動に対する入部率は、全体で約80%であった。内訳は、スポーツ系が約55%、文科系が約25%であった。本件生徒はスポーツ系のクラブに所属していた。同部の1学年は、本事故当時、男女合わせておおむね12名ないし13名程度であった。

第2 本人の属性に関する項目

1 家族関係・成育歴

(1) 家族について

ア) 家族構成

父、母、本人(中学1年生)、弟(小学■年生)、弟(小学■年生)、妹(保育園■)の6人家族である。(学年は事案発生当時)

イ) 家族関係

長期休みなどを利用して家族旅行に行くこともたびたびあった。また、本人は幼少期から弟妹やその友達と一緒に遊ぶことも多かった。

父親は懇談や家庭訪問の対応もするなど育児に協力的であり、母親は進学や部活動について進言するなど教育熱心。

(2) 成育歴

平成17年3月に第一子として出生。

平成19年9月に、次男と共に保育園に入園。

平成23年3月に保育園を卒園し、4月に小学校に入学。

平成29年3月に小学校を卒業し、4月に中学校に入学。

事案発生当時、中学校1年生であった。

2 身体・発達上の特性

出生時は標準的な身長・体重であったが、4ヶ月ころから身長の伸びが低下し始めた。保育園時の写真からは、同級生と比べて身長の低さが目立つようになっている。小学校4年生頃より、低身長を疑う基準値(SD値-2)あたりで推移しており、同学年の中で身長の低さはあったものの、学校などから低身長についての医療機関などへの相談をすすめられるまでには至っていなかった。

小学校3年生より視力の低下が見られ、メガネをかけ始める。

3 小学生時の状況

(1) 学習成績

小学1・2年生は国語と算数で■、生活・音楽・図画工作・体育は■(A…よくできている、B…できている、C…がんばりましょう)。小学3・4年生は全教科ではば■。小学5・6年生は国語・算数・社会・理科という主要教科は■か■であり、副教科は■か■となっている(5…たいへんよく達成できてい

る、4…よく達成できている、3…ほぼ達成できている、2…もう少し努力が望まれる、1…努力が望まれる)。

(2) 出欠状況

5年生時は欠席0、早退1、出席停止1。

6年生時は欠席0、早退0、遅刻0。保健室来室回数は年間9回（相談等はなし）。

(3) 小学生時の情報

担任からは積極的に発表や係の仕事に取り組む姿勢や、他者に対して積極的にコミュニケーションをとろうとする姿勢が評価され、6年生では委員長に立候補するなど、何事にも意欲的に取り組んでいた。

5・6年生時、男女問わず仲良くしていたが、関係のとり方はちょっかいをかけるなど、幼い関わりの仕方だったため、少し嫌がられることもあった。

6年生の家庭訪問時、父親より「弟の友だちとよく遊んでいる。同じ学年での友だち関係がうまくいっているのか」心配という話がでたが、担任から見て、学校では同級生と遊んでいることも多かった。

4・5・6年生時のいじめアンケートでは、いじめについての記述無し。

4 中学生になってからの状況

(1) 学習成績

中学一年生時、通知表の各教科評定（一学期・二学期）は、国語（■・■）、社会（■・■）、数学（■・■）、理科（■・■）、英語（■・■）、音楽（■・■）、美術（■・■）、保健体育（■・■）、技術・家庭（■・■）となっている（5段階評価）。

(2) 本人の学校生活・近接する時期の行動に関する情報

ア) 学校生活での活動

前期の学級代表に立候補し落選。

9月の文化発表会での合唱でクラス・学年の指揮をする。

後期は生活委員となり、朝のあいさつ運動の当番にも参加。元気よくあいさつをしていた。

所属するクラブへ入部するが、2学期頃より無断欠席をするようになり、10月には退部したいと両親に話していた。

イ) 放課後の活動

部活動のほかに、習い事として、塾に月・水・金曜日、スイミングに木曜日通っていた。

5 資料等からの心理学的分析による、本人の性格や行動特性

本事案を理解し、第6章において本事案の経緯及び背景を考察するため、また、第7章において学校による本人へのより丁寧な配慮が必要な事情と当該

校のとった対応を検討し評価するため、この項目を挙げる。

(1) 周囲が捉えていた本人の性格や特徴

同級生らによると、本人は明るく元気で、笑顔の印象が強く、優しいところもあり、一生懸命に委員会の仕事をしていたり、授業で積極的に手を挙げていたりもしていた。教員らによると、授業や委員会活動での積極的な姿勢や一生懸命さ、優しさが印象として語られている。家族で過ごす時間には、元氣一杯にはしゃいで子どもらしく楽しむ様子だった。本事案発生の1ヶ月ほど前にも、弟の誕生日会で屈託なく楽しんでいる様子も見せていた。

一方で、本人があまり表には見せてこなかった苦悩も、様々な資料から推察される。それについて、以下に取り上げ、考察する。

(2) 理解や表現の力

幼少期からの人物や樹木などの描画表現を見ると、全体を通して年齢に比して幼いものが散見される。学齢期に入り、学校や塾での課題への取り組みを見ると、文章表現では接続詞の使いにくさや表現力の乏しさがあり、文章読解力にも弱さが感じられる。また、小学校から中学校への申し送りでも話の内容を理解できていないという指摘や、中学校でも落ち着きのなさがあり、注意力散漫などところもあった。集中力の問題や、聴覚刺激に対する短期の記憶保持や理解力にも弱さがあったことが考えられる。

これらから、それぞれの年齢において、同年齢に比して理解力や表現力には弱さがあり、本人としては一生懸命課題に取り組んだり、授業に向きあったりしており、周りもがんばりを評価しているのだが、成績を考えるとついていくのに必死という状態にあったことが考えられる。

(3) 情緒的な幼さ

中学生になってからも、弟やその友達と遊んでいることが多く、好きなゲームやアニメも同年代よりは幼いものであった。他者への関わり方も、ちょっかいをかけにいたり、空気を読み切れずにしつこく話しかけにいたりしていた。中学1年時には、自分を色に例える課題において、友達からは子どもっぽいと評価されている。幼い印象を持っていた教員もいた。

本人の興味や対人関係の持ち方は、情緒的な幼さを感じさせるものであり、同年齢集団の中では“子どもっぽさ”となっていたことが考えられる。

(4) 自信の持ちにくさ

保育園の頃から、身長が低さや顔立ちの幼さから目立ちがちだった。小学校に入ると、理解力や表現力の弱さが学習成績として明確に評価されるようになり、情緒的な幼さが友だち関係や集団活動において“子どもっぽい”と評価されるようになった。本人が得たいと思っていた評価は、“豊かで思いやりの心を持っている”というものであり、理想と実際の評価とはズレがあったことがうかがえる。

本人はそのような評価を様々な場面で受けたり感じたりしていく中で、自信

を持ちにくい状況になりやすかったことが考えられる。

(5) 自信の乏しさや不安に対する防衛機制（心の安定を保つための働き）
としてのおちょけ

幼少期の写真では、口を固く結び、視線も強く、柔らかな自然な笑顔が少なかったが、小学校高学年になるにつれておちょけている様子が見られるようになる。所属するクラブでも、真面目にすべきところをおちょけていたり、ふざけて人を笑わせたりしていた。家でもおちゃらけていたり、目立ちたがり屋だった。

こういった本人の様子を考えると、自信のなさや失敗感は、自分の世界に閉じこもったり、気後れや抑うつ感として表現されなかったわけではないが、むしろ小学生の頃から得ていた明るく元気という周囲からの評価を発展させるかたちで、ふざけたりちょっかいかけたりするといった道化師的振る舞いとしてのおちょけや、能力以上のことを引き受ける（学級代表や指揮者に立候補する）といった行動として表現されていたようである。こういった行動を、ムードメーカーや努力家として肯定的な評価していた同級生もいる。しかし、お調子者と思われてしまったり、いじられたりすることもあり。そして、いじられても皆の前では傷ついたりした様子を見せず、笑うことしかできていなかった。

これは、感じている不安や抑うつ感情に耐えることが難しい時に、まるで不安を感じておらず傷ついてもないというように過剰に表現するという防衛機制を働かせることで心の安定をはかっていたためと考えられる。しかしそれは、時に本人の傷つきや不安を周りに伝わりにくくしてしまったり、能力以上のことをしようとして失敗や挫折を感じたりすることとなり、無力感や虚しさを募らせることにつながっていたとも考えられる。

(6) 周囲に対しての甘えられなさ

小学生の頃から、本人は学校生活に関する話について両親にはあまりせず、学校で嫌なことなどないか聞いても、「何もない」という反応ばかりだった。学校へ行きたくないとこぼすことはあっても、母親から体調が悪ければ保健室へ行って様子を見るように話すなどの少しの促しで登校しており、体調が悪いと訴えることもあまりなかった。上着を汚して帰ってきて、父親に対して母親には黙っていてくれと頼んで一緒に洗いに行ったことはあったが、汚れた理由を話すことはなかった。中学受験や部活をやめたいなど、様々な場面で本人が弱音を漏らすと、両親としては強くなってほしい頑張してほしいという気持ちや、飽き性なところがあったことから継続するようにと励ますことが多かった。そして、本人も最終的には頑張ることを選んでいる。

生徒の話でも、自分から「助けて」と言うことができない子であり、いじめられているのではないかと心配して大丈夫か聞いても、本人は「大丈夫」と言っていて、悩みの相談を受けた生徒はいなかった。

学校場面においても、いじめアンケートに記入したり、保健室に来室したりして、SOS サインを出すところまではできても、教員に相談するということができなかった。

相談のできなさは、言語表現力の弱さや助けの求めきれなさが影響していたとも考えられる。

同級生の中でも、いじられたり嫌なことをされたりしても、はっきりと嫌だと言えずに笑ってその場をやり過ごしたり、その後も普通に関わっていったりするために、相手に傷ついたことを伝えきれなかったことも考えられる。

(7) 心的エネルギーの低下

中学校生活における様々な活動を通して、頑張っても思うような結果が得られない徒労感や自信を喪失していくような経験が積み重なっていき、日々の活動での疲労もたまっていった。

その中で読書に精を出した。休み時間に一人で本を読んでいたりと、学校図書室において、1 学期は積極的に興味のある本を借りて読んでいた。これは、他者と関わることに疲れてきた結果、自分の内へとももるための行動とも考えられる。

しかし、2 学期になると貸し出しのペースが落ちている。読書時間が確保できなくなってきたのか、知的好奇心へとつながる心的エネルギーまでもが低下してきていたのか、好きなことへと向かいにくくなっていた様子が見える。

本人が突然あいさつ当番からいなくなることがあったり、クラスのグループ LINE に入ったがすぐに退出したりすることに違和感を感じていた生徒もいた。これは、自分の存在意義に疑問を感じたり、虚しさに襲われたりし、いつもと様子が違うという状態になる（連続性なく突発的に感じられる）といったパターンが、中学生生活を送る中で強まってきていたことが考えられる。

第3章 入学前後から亡くなるまでの評価の前提となる事実

第1 本章の構成

まず、本章第2において、本件生徒が亡くなるまでの学校生活上における主な事実経過の流れに沿って整理して、認定した事実を報告する。次に、第3において、本件生徒が周囲の生徒等から受けた行為や、本件生徒自身の行動について、第4では、本件生徒がアンケート等を通じて発していたメッセージについて、明らかにする。最後に、第5において、本件生徒が学校による見守りが必要な生徒であり、それを当該校が認識し又は認識し得た事実、これを踏まえて当該校が行ってきた各対応について、報告する。

第2 本件生徒が亡くなるまでの主な事実経過

1 平成29年3月以前

当該校が進学前における新1年生の各生徒に関する個別事情（小学校からの申し送り内容）を把握した。申し送り制度の内容や、本件生徒について当該校が把握していた個別事情の詳細については後述第5の1の通りである。

2 平成29年4月

(1) 4月4日

当該校では、入学式前の4月4日ころ、教職員に対して、生活指導研修会等と称して、学校のルール、新任教員への生徒情報の交換、学級運営に関する確認等が行われた。

(2) 4月5日入学式、4月10日に始業式が行われた。

(3) 4月14日

同日以降、1週間振り返りシートを、毎週末（学校行事開催日を除く）に実施した。なお、本件生徒が亡くなるまでの間（平成30年1月26日まで）、合計27回程度実施されている。本件生徒が記載したシートの内容及び担任のコメント例については、後述第4の4の通りである。

(4) 4月21日

部活動編成が行われ、本件生徒は所属するクラブに入部した。

本件生徒が所属するクラブに入部するまでの経緯であるが、本件生徒は、部活動の入部に際して、両親、特に母親とよく相談をしていた。本件生徒は、当初、小学校から仲が良かった友人が入部する剣道部へ入部を希望していたものの、お金がかかる、継続できるか不明である等の理由で、本件生徒は、次第に吹奏楽部や所属するクラブを希望するようになった。母親としては、音楽を今まで本件生徒が触れてこなかったこと、本件生徒には外で行う運動部に入部して欲しかったという希望もあり、本件生徒と話をしていたようである。そして話し合いの結果、本件生徒は、最終的に所属するクラブに入部することを決めた。当時、所属するクラブに入部した1

年生は18名であった。

3 平成29年5月

(1) 5月8日

同日、学校全体でいじめアンケートが行われた。これは、いじめの未然防止の取り組みとして『いじめについて考える日』を設定した上で、全校集会での校長講話、アンケートの実施に取り組む等の各種取組を行うよう、大阪市指導部首席指導主事が各大阪市立の小学校・中学校・高等学校に求めたものに基づいている。

本件生徒が作成したアンケート内容については、後述第4の1の通りである。

(2) 5月9日

本件生徒は、保健室に来室している。以降、本件生徒の詳細な来室記録については、別紙一覧表の通りである。

(3) 5月11日

内科検診において、本件生徒の身長に関して、「来年度のびが悪いようであれば受診を勧めましょう。」との記録がある。

(4) 5月16日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(5) 5月19日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(6) 5月22日及び23日

当時の1年生は、1泊移住を行い、本件生徒も参加した。場所は、大阪府少年自然の家、内容は、宿泊を伴うものとされ、オリエンテーリング（班ごとにポイントにあるクイズを巡って山登りハイキングを行う）、クラスごとに校歌の合唱コンテスト、室内オリンピック、野外炊飯（班ごと）等が行われた。本件生徒は、班長として、班員をまとめる等していた。

(7) 5月24日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(8) 5月25日

テスト1週間前であり、1年生は部活動の参加をしないこととされた。

(9) 5月29日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(10) 5月30日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(11) 5月31日

中間テスト初日。

4 平成29年6月1日～6月末

(1) 6月1日

中間テスト最終日であり、部活動も再開となった。

なお、本件生徒の中間テスト結果は、5科目合計257点であった。

(2) 6月5日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(3) 6月7日

本件生徒がメモを作成。メモの内容は、「今日もまた（関係生徒）にいじめられ（関係生徒）に笑われた。なにをさ」。この件に関して、同人らを聴取するなどしたが、具体的な事実の特定には至らなかった。第3の3で後述する。

(4) 6月8日

体育大会の予行が行われた。

(5) 6月9日

体育大会が行われた。なお、本件生徒は、保健室に2度、来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(6) 6月19日

期末テスト1週間前であり、部活はOFFであった。

(7) 6月23日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(8) 6月26日

期末テスト開始日であり、同月28日まで行われた。

本件生徒の期末テストの結果は、5科目合計186点であった。

(9) 6月28日

部活動が再開されている。

5 平成29年7月

(1) 7月3日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(2) 7月10日

本件生徒は、保健室に来室している。来室記録は別紙一覧表の通り。

(3) 7月18日

学期末懇談があった。懇談が始まり、まずは担任から、本件生徒がいじめを受けていない旨の報告があった。その後、提出物や持ち物の忘れが多いことが担任より指摘された。担任から友人関係の悩みや心配があるか本件生徒や保護者に確認したが「なし」との回答であった。保護者から担任に対して、本件生徒の生活習慣の悩みの相談があった。

(4) 7月19日

3限に、1年生全生徒を対象として、学校生活に関するアンケート（アセス）が行われた。アンケート結果や分析結果については、後述第4の2の通り。

(5) 7月20日

終業式であった。本件生徒の1学期の欠席早退は0であった。

6 平成29年8月25日～9月

(1) 8月25日

始業式が行われ、2学期が開始。なお、本件生徒は、夏休みには部活動を行っていた。

また、同日から9月1日まで（土日除く）の間、当該校では教育相談が行われている。教育相談に先立って、事前アンケートが同日行われた。本件生徒が記入した事前アンケート結果については、後述第4の3記載の通り。

(2) 8月31日

放課後に本件生徒に対して教育相談実施。

なお、本件生徒との教育相談においてどのような教育相談が行われたのか担任に確認したところ、「特にありません」との回答であり、それ以上の回答はなかった。

(3) 9月4日

本件生徒は、保健室に来室した。来室記録については別紙一覧表の通り。

(4) 9月5日

本件生徒は、保健室に来室した。来室記録については別紙一覧表の通り。

(5) 9月6日

本件生徒は、保健室に来室した。来室記録については別紙一覧表の通り。

(6) 9月22日

部活動において、本件生徒と関係生徒がけんかをした。詳細は、後述第3の5の通りである。

(7) 9月25日

本件生徒は、保健室に来室した。来室記録については別紙一覧表の通り。

(8) 9月29日

本件生徒は、文化発表会で指揮を担当した。なお、指揮者は、本件生徒の立候補により、担当することになった。しかし、当初、周囲からは、本件生徒が指揮者を担当して、本当に大丈夫なのか心配する声もあったが、放課後に残って練習する等し、当日発表会は成功したとのことであった。

この他、同日、1年生が「世界の国調べ」という社会科の展示企画を行った。これは、生徒が自由に選択した国にまつわる事項や特徴等（国旗の由来、文化、宗教、歴史や名所等）を調べて、各々の生徒が用紙にその調査結果をまとめて、教室に展示するというものであった。本件生徒については氏名の展示のみとなっていた。この点について、当部会が当該校に対し、氏名のみの展示方法について確認を求めた。これに対し、当該校の回答として、展示発表の方法や内容等については教科担当（社会科は担任教諭）に委ねられているところ、どのような経緯で氏名のみの展示となったのか

は不明であるが（担任教諭は既に退職）、本件生徒と同様に氏名のみの展示となっていた生徒が複数いたと記憶する教諭がいるとのことであった。また、市教委は、このような展示方法についてどのような教育効果があるのか疑問であり、このような展示をされた生徒が恥をかくだけであるとの回答であった。

7 平成29年10月

(1) 10月初めころ

時期は不明確であるが、特定の男子生徒が「本件生徒がうっとうしい、上から目線、遊ぶときでも仕切っている。」等というような話を生徒間、ないし本件生徒に対してしていた。詳細については後述第3の6の通りである。

(2) 10月2日

本件生徒は、保健室に2度、来室した。来室記録は別紙一覧表の通り。なお、本件生徒は、同日、早退している。

(3) 10月5日

テスト1週間前であり、部活動はOFFであった。

(4) 10月12日、13日

中間テストが行われた。中間テストの結果は、5科目合計219点であった。

(5) 10月27日、30日（最後の保健室来室日）

本件生徒は、両日、保健室に来室している。なお、27日の来室については、来室記録がない。30日については、別紙一覧表の通り、来室記録が残っている。

まず、27日の来室であるが、養護教諭は、胸が痛いという本件生徒に対して、胸が痛いという理由について尋ねるも、理由については「ない」と回答するのみであった。養護教諭は、副担任にも、本件生徒に胸の痛みについて聞いてもらうよう依頼したが、特に本件生徒から理由について説明があったわけではなかった。

30日、養護教諭が、27日に保健室に来室した際の胸の痛みや、学校で嫌なことがあるかと本件生徒に聞くと、「ない」と答えながら、本件生徒はぼろぼろ泣き出した。養護教諭は、早めに何でも言うことを本件生徒に伝え、担任及び副担任に報告した。副担任は、本件生徒に確認するも（ほかの男子生徒がいる場であった）、「別に何も」「え？僕ですか」「ほんまに何もありませんよ」等という返答であったため、その旨養護教諭へ報告したのみであった。

11月1日、担任教諭も本件生徒に直接確認したが、「大丈夫」との回答で、些細なことでも必ず相談することを本件生徒と約束した。本件生徒は、別紙一覧表の通り、それ以降、保健室への来室はなくなった。

なお、本件生徒が保健室で泣いたという事実について、校長に報告が行われていない。

8 平成29年11月～12月

(1) 11月1日

保健室にもちかけた相談について担任が聞取り「何ともありません。大丈夫です。」と回答があった。

(2) 11月20日

テスト1週間前であり、部活動はOFFとなった。

(3) 11月27日～29日

期末テストが実施された。期末テストの結果、5科目合計209点であった。

(4) 12月11日

朝、在籍クラスの生徒6名の机の上に「死」という文字が書かれているのが発見された。同事実の詳細については、後述の通りである。

(5) 12月19日

2学期末懇談が行われ、成績が伸びたことが話題となった。保護者からは、学力についての悩みの相談があった。

同日ころ、両親が本件生徒にスマートフォンを与え、スマートフォンを使用して、LINEアプリを使用して、当該校の生徒との間でやり取りをしていた(LINEの詳細なやり取りについては後述)。なお、本件生徒は、弟とアカウントを共有して使用していた。なお、在籍クラスにはグループLINE(グループに参加しているメンバー同士でメッセージを送信することが可能)があり、本件生徒も一度は在籍クラスのグループLINEに参加するも、すぐに退出(自らグループを離れること)した。その退出理由は不明であった。

9 平成30年1月

(1) 1月9日

始業式が行われた。なお、当日の帰宅時に本件生徒を見かけた一人の生徒によると、本件生徒はいつもは元気で、遊ぼうと友人を誘うこともあるが、当日は落ち込んでいて、目撃した生徒が声をかけても本件生徒は元気がなかったとのことであった。

(2) 1月11日

午後5時～6時ころ、本件生徒が通っていた商業施設受付近くで、本件生徒が、3人組(名前不明)から、「ドロボーや」と叫ばれていた。なお、同情報は、当該校生徒の保護者から得たものである。調査の結果、同保護者からの情報以外に、上記事実に関する情報を確認することは出来なかった。

(2) 1月22日～24日ころ

本件生徒が部活開始前の畳を上げ終わったころ、部活の先輩から足で首

のあたりに引っ掛ける、プロレス技（三角締めのような行為）をしており、周りは誰も止めなかったということがあった。本件生徒は、技を掛けられた後、少し泣いていた様子であった。これまで、本件生徒は、部活の先輩からプロレス技を掛けられることが周りとは比べると少し多かった。

(3) 1月26日

本件生徒は、所属するクラブを休んでいた。また、帰宅後の本人の自宅の様子であるが、体操服のままの姿でゲームをずっとしていた。弟は、学級閉鎖のため家にいた。本件生徒がゲームばかりしているので、弟が母に告げ口をした。ゲームをする時間を決めていたのに守らなかったのも母は本件生徒を叱った。

その後、本件生徒は塾に行き、午後10時に塾が終了した。父と待ち合わせをするも、父の仕事が遅くなり（10時半ころ）、また母も体調が悪く、既に就寝していたため、本件生徒は自宅に入れず、マンションの1階で父を待っていた。その後、父と共に自宅に帰宅し、夕食等を取り、父は先に寝ることになり、本件生徒は、テレビを見ていた。その後、自死に至った。

第3 本件生徒が周囲から受けた行為及び本件生徒自身の行動

1 体育大会準備時における旗塗り

6月9日、体育大会が行われ、本件生徒も参加したが、本大会前の準備をクラスで行うにあたって、本件生徒に関して、次のようなことがあった。

本件生徒が在籍するクラスでは、体育大会に必要な旗にデザインを施し、デザインされた旗に色を塗るという作業をクラス全体で行っていた。デザインを行った生徒が他生徒に指示をしたにもかかわらず、本件生徒が個人の判断で色を塗ってしまい、失敗したということがあった。デザインをした生徒をはじめ、周囲の生徒が揃って本件生徒に対して強く指摘するような場面があった。

2 チビ・メガネといういじり

本件生徒は、身長が他の生徒に比べて低く、メガネを掛けていた。そのため、他生徒から「チビ」と言われることが多く、また、メガネについてもイジる等して、本件生徒が嫌な顔をしていることがあった。

3 6月7日メモ

本件生徒は、6月7日ころに「6／7（水）今日もまた（関係生徒）にいじめられ（関係生徒）に笑われた。なにをさ」というメモ（B6ノートの上部に記載）を作成し、自らのカバンの中に入れていた。ただし、本メモのみをもって、本件生徒がメモの中にある生徒らとの間で何があったのか、確定することは出来ない。ただ、具体的な日付、名前が挙げられていることからして、同生徒らとの間において、本件生徒が何らかの苦痛を感じることはあったことは推認される。なお、平成30年1月30日、本メモが自宅で発見

され、当該校に提出されている。

当部会は、本メモに関し、関係生徒らに事情聴取等を行ったが、「ちびと言ったことはあるが、最近のことである」「本件生徒にはきついことを言わないようにしていた」と述べる生徒がいたものの、本メモに関連して具体的な事実を特定するには至らなかった。

4 複数の男子による筆箱の投げ合い

時期は明確ではないが、2学期、本件生徒と同じクラスの男子5名が、本件生徒の筆箱を取り、投げる等の行為が複数回あった。これに対して、教員が見つけて、投げた生徒らを注意することがあった。

5 同級生との言い合い

9月22日ころ、本件生徒は、部活動の練習中、同じクラブに所属する同級生とゲームを巡って、周囲にも聞こえるくらいの言い争いになった。お互いが初めての言い争いであった。どのような事情かは不明であるが、この言い争いの際、本件生徒はフェンスに倒れていたということがあった。

6 10月ころに本件生徒に向けられた発言

時期は明確ではないが、10月ころ、本件生徒に対して関係生徒が、「上から目線やめてや」「遊ぶときもしきってるから嫌や」等と言ったということがあった。この他、関係生徒が、本件生徒に対して「いきっている」等と発言したこともあった。

7 本件生徒の背中に付箋

時期は不明であるが、本件生徒が教室内（国語の授業時間中）で、その背中に付箋（所属するクラブの顧問教諭の電話番号が記載されているもの）が張られていたということがあった。これをみたクラスの生徒は、みんな笑っていた。

8 本件生徒による国語辞典の回収

夏休み明け以降、3学期までの間、本件生徒は、国語の授業が終わると、自ら使用していた国語辞典だけでなく、他の生徒の国語辞典も回収し、教室内の本棚に返却していた。当初は、本件生徒が自発的に始めた行為であったものの、その後は、国語辞書を本件生徒の机の上に勝手に置いていく生徒も出始め、本件生徒が他の生徒の辞書を積み上げて持ち運んだ際、本件生徒の頭くらいになっていたこともあった。

9 机の上の落書きについて

12月11日朝、本件生徒が在籍していたクラスの生徒の内、6名の生徒の机の上に、「死」という文字が鉛筆で書かれているのが発見された。担任は、文字を書いた者を調査した結果、本件生徒ではなく、別の生徒によるものであると結論付けた。

しかし、他の生徒らの証言によると、文字を書かれた複数の生徒は、当時、本件生徒と同じ班の生徒であり、本件生徒の机だけ書かれていなかったこと、

本件生徒が当日朝早く登校していたため、本件生徒に書く機会があったとのことであり、生徒間では本件生徒が机の上に書いたのではないかという話が出ていた。また、同事象があった後、担任がクラス全体にアンケートを行っているが、アンケートの内容によると、多くの生徒は「死」という文字が記載されたことに対する感想が書かれていたのに対して、本件生徒のみ、「死」という文字が記載されていた事実自体知らない旨の回答をしていた。担任は、このようなアンケート結果を踏まえて、本件生徒に対して何らかの聞き取りを行わずに、本件生徒ではなく、別の生徒であると結論付けた。

このように、「死」という文字を記載した生徒が誰であったのかは、不明であるが、本件生徒であった可能性も否定できない。なお、上記一連の経過について、担任らは、校長に報告をしていない。また、「死」と書かれていた状況について、担任は写真撮影を行っていたが、画像を消去しており、当委員会は、その際の状況について確認出来ていない。

10 部活動におけるプロレス技

本件生徒は、所属していた部活動内において、時期は不明確であるが、先輩からプロレス技をかけられた。この行為を止める周囲の生徒はいなかった。これまでも、関係生徒から、プロレス技を掛けられる、メガネを取られる等の行為を受けていた。なお、本件生徒にプロレス技を掛けていたとされる先輩は、落ち着きがなく、自己中心的な動きをする等の問題行動があることを顧問教諭は認識していた。また、当該先輩は、本件生徒以外の生徒にもプロレス技を掛けることもあり、顧問教諭は、当該先輩がプロレス技を掛けていたこと自体、把握していた。

11 同級生とのLINE上におけるやり取り

本件生徒は、12月末ころ、両親が購入した携帯電話を手に入れ、弟とアカウントを共有し、同級生とLINEを利用してメッセージの送信や受信を行っていた。

本件生徒と同級生との間で行われたLINE上での主なやり取り（一部を抜粋）は次の通りである。

(1) 関係生徒（以下、関係生徒は1名ではない。）とのやり取り

① 12月23日（土）

15:54 本件生徒→関係生徒：ゴメン

15:54 関係生徒→本件生徒：？

15:55 本件生徒→関係生徒：ホンマにごめんなさい

15:55 関係生徒→本件生徒：なにが？

15:55 本件生徒→関係生徒：いまどこ

15:57 本件生徒→関係生徒：駐輪場

15:57 関係生徒→本件生徒：ふーどこ

15:57 関係生徒→本件生徒：一と

16:25 本件生徒→関係生徒：着いたよ！

16:26 本件生徒→関係生徒：逃げんなよ！

② 1月2日（火）

10:56 本件生徒→関係生徒：おはようございます

10:57 関係生徒→本件生徒：おはよう

10:58 本件生徒→関係生徒：遅いけど新年明けましておめでとうございます
今年もよろしくお願いします

10:58 関係生徒→本件生徒：スタンプ（人のキャラクターが「よろしく」とあいさつをしている）

10:58 本件生徒→関係生徒：スタンプ（くまのキャラクターが両手を挙げており、周りに紙ふぶきが舞っている）×30

③ 1月4日（木）

21:16 本件生徒→関係生徒：お願いがあります！

21:16 本件生徒→関係生徒：社会の宿題を教えてください
（返答なし）

④ 1月7日（日）

8:13 本件生徒→関係生徒：おはようございます
（返答なし）

⑤ 1月9日（火）

18:24 本件生徒→関係生徒：部活終わりまちたか？
（返答なし）

⑥ 1月10日（水）

7:24 本件生徒→関係生徒：おはようございます
（返答なし）

⑦ 1月21日（日）

10:23 本件生徒→関係生徒：おはようございます
（返答なし）

⑧ 1月22日（月）

7:03 本件生徒→関係生徒：おっはー
（返答なし）

⑨ 1月24日（水）

18:37 本件生徒→関係生徒：「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」
（返答なし）

⑩ 1月25日（木）

17:34 本件生徒→関係生徒：「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」
（返答なし）

⑪ 1月26日（金）

18:14 本件生徒→関係生徒：「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」
(返答なし)

(2) 関係生徒とのやりとり

① 12月24日(日)

8:47 本件生徒→関係生徒：何時くらいに来る
9:32 関係生徒→本件生徒：まだ分かん
10:19 本件生徒→関係生徒：今から買い物行く！
10:20 関係生徒→本件生徒：何時かえってくるん？
10:20 本件生徒→関係生徒：絵文字(不明)
10:21 関係生徒→本件生徒：昼飯どうする？
10:21 関係生徒→本件生徒：おごってくれるんか？
10:21 本件生徒→関係生徒：家で食べる
10:21 関係生徒→本件生徒：あいよー
10:21 関係生徒→本件生徒：でも、何かおごれよ！
10:22 関係生徒→本件生徒：スタンプ(人のキャラクター3名がポーズをとり、「まじ卍」と表示)
10:22 本件生徒→関係生徒：いだい
10:22 関係生徒→本件生徒：？？
10:22 関係生徒→本件生徒：いだって、何？
10:23 関係生徒→本件生徒：スタンプ(キャラクター(不明)が怒りを表現している様子)
10:40 関係生徒→本件生徒：てか、約束したんちゃんか！
10:41 関係生徒→本件生徒：お前、(関係生徒)との約束破るんか？
10:41 本件生徒→関係生徒：了解
10:41 関係生徒→本件生徒：何が了解？
10:41 関係生徒→本件生徒：スタンプ(犬のキャラクターが舌を出して、呆れている様子)
10:42 関係生徒→本件生徒：おーい
10:42 関係生徒→本件生徒：何が了解？
10:43 関係生徒→本件生徒：約束破るんか？
10:43 関係生徒→本件生徒：おい
10:43 本件生徒→関係生徒：今帰る
10:44 関係生徒→本件生徒：うん
10:44 関係生徒→本件生徒：だから、破るんか？って、言ってんの！
11:33 関係生徒→本件生徒：おーい
11:33 関係生徒→本件生徒：昼飯食い終わったか～？
11:35 本件生徒→関係生徒：終わった
11:36 関係生徒→本件生徒：はい

11:36 関係生徒→本件生徒：おごれよ！
11:36 関係生徒→本件生徒：責めて！
11:37 本件生徒→関係生徒：今日は無理おごるのは
11:37 関係生徒→本件生徒：は？
11:37 本件生徒→関係生徒：無理
11:37 関係生徒→本件生徒：破るんか？
11:37 本件生徒→関係生徒：次でいい
11:38 関係生徒→本件生徒：知らんしな
11:38 本件生徒→関係生徒：なんで？
11:38 関係生徒→本件生徒：（関係生徒）と約束したんやろ？
11:38 関係生徒→本件生徒：おごるって！
11:39 本件生徒→関係生徒：（関係生徒）来るの？
11:39 関係生徒→本件生徒：うん
11:39 関係生徒→本件生徒：こやんかもしれへんけど
11:39 本件生徒→関係生徒：お菓子持って行くから
11:39 関係生徒→本件生徒：あ
11:39 本件生徒→関係生徒：お願いいたします
11:39 関係生徒→本件生徒：（関係生徒）ける
11:40 関係生徒→本件生徒：くる
11:40 関係生徒→本件生徒：また、おごれよ！
11:40 関係生徒→本件生徒：おい
11:40 本件生徒→関係生徒：わかった

② 1月7日（日）

8:15 本件生徒→関係生徒：おはようございます
12:19 関係生徒→本件生徒：おっはー
12:21 関係生徒→本件生徒：なんやー？
12:25 関係生徒→本件生徒：おーい
：
12:32 関係生徒→本件生徒：24秒間電話
12:33 関係生徒→本件生徒：バーカ
12:33 関係生徒→本件生徒：してくなよなw
12:33 本件生徒→関係生徒：なんで？
12:33 関係生徒→本件生徒：なんもよう無いのに
12:33 関係生徒→本件生徒：ラインしてけるなよ
12:34 本件生徒→関係生徒：別にいいやん
：
12:36 本件生徒→関係生徒：今青鬼やってんの
12:36 関係生徒→本件生徒：死ねや

12:36 本件生徒→関係生徒：やだー
 12:36 関係生徒→本件生徒：まあ～、
 12:36 関係生徒→本件生徒：エエけど
 12:36 関係生徒→本件生徒：バーカバーカバーカバーカバーカバーカ
 12:37 関係生徒→本件生徒：バーイ
 ：
 12:55 関係生徒→本件生徒：不明のキャラクターの右上に「ふえ？」
 と表示されているスタンプ×73個
 12:56 関係生徒→本件生徒：上記と同じスタンプ×41
 12:56 本件生徒→関係生徒：クマのキャラクターの頭上に「？」が2
 個表示されているスタンプ×56個
 12:57 関係生徒→本件生徒：上記と同じスタンプ×28個（この後も
 別のスタンプ含めて143個あり。スタ
 ンプの合間に本件生徒→関係生徒：もう
 やめよう）
 12:59 本件生徒→関係生徒：うるさい
 13:00 関係生徒→本件生徒：黙れよ
 13:00 関係生徒→本件生徒：もうラインしてこやんといて
 13:00 関係生徒→本件生徒：じゃな
 13:00 本件生徒→関係生徒：スタ連やめて
 13:00 関係生徒→本件生徒：お疲れ
 13:01 関係生徒→本件生徒：バーイ
 13:01 本件生徒→関係生徒：お疲れさま
 13:01 関係生徒→本件生徒：ラインして
 13:01 関係生徒→本件生徒：こやんといて
 13:01 本件生徒→関係生徒：イエッサー
 13:01 関係生徒→本件生徒：だから、ラインしてこやんといて

(3) 関係生徒とのやりとり

① 1月3日（水）

14:08 関係生徒→本件生徒：（本件生徒）？
 14:34 本件生徒→関係生徒：どなたですわずか？
 14:36 関係生徒→本件生徒：（関係生徒）ですわずか
 14:37 本件生徒→関係生徒：誰からもらったの？
 14:37 関係生徒→本件生徒：キャラクター（人）の右上に「あゝ！？」
 と表示しているスタンプ
 14:38 本件生徒→関係生徒：キャラクター（人）の髪が逆立って怒っ
 ているようなスタンプ
 14:44 本件生徒→関係生徒：（関係生徒）はなぜ部活休むの？

14:45 関係生徒→本件生徒：めんどくさいから
14:45 本件生徒→関係生徒：先生怒ってるみょん
14:45 関係生徒→本件生徒：知ってる
14:46 本件生徒→関係生徒：じゃあ来るみょん
14:51 本件生徒→関係生徒：この冬休み一步も外に出てない！
14:53 関係生徒→本件生徒：だから何やねん
14:53 関係生徒→本件生徒：友達おらんねやろ
14:53 本件生徒→関係生徒：キャラクター（不明）が怒っているよう
なスタンプ×8
14:53 関係生徒→本件生徒：かわいそうに
14:54 本件生徒→関係生徒：ちょっと今からラインせんといてな！
14:54 関係生徒→本件生徒：おけ
14:55 本件生徒→関係生徒：ホンマに（手のひらの絵文字）
15:11 関係生徒→本件生徒：キャラクター（人）の左側に「ムリぜよ」
と表示されているスタンプ他、同じような
スタンプが合計で44個
20:26 本件生徒→関係生徒：キャラクター（不明）が怒っているよう
なスタンプ

② 1月7日（日）

8:14 本件生徒→関係生徒：おはようございます
8:14 本件生徒→関係生徒：宿題はどう？
8:22 関係生徒→本件生徒：終わってるわ
8:23 本件生徒→関係生徒：嘘やな
8:23 関係生徒→本件生徒：キャラクター（人）が寝ているようなス
タンプ
8:24 本件生徒→関係生徒：（関係生徒）て普段何時まで寝てるの？
8:24 関係生徒→本件生徒：普段は
8:24 関係生徒→本件生徒：11時とか
8:24 本件生徒→関係生徒：嘘ヤロ
8:25 関係生徒→本件生徒：嘘ちゃうわ
8:25 関係生徒→本件生徒：11時寝てる
8:25 関係生徒→本件生徒：まで
8:25 本件生徒→関係生徒：じゃあおやすみなさい
8:26 関係生徒→本件生徒：今日は、（関係生徒）と遊ぶからはよ起き
ただけ
8:27 本件生徒→関係生徒：ふーん（顔の絵文字）
8:27 関係生徒→本件生徒：キャラクター（不明）の持っている風船
が空中で割れているようなスタンプ

8:28 本件生徒→関係生徒：行ってらっしゃい

③ 1月8日（月）

19:00 本件生徒→関係生徒：明日学校来るの？

19:02 本件生徒→関係生徒：宿題終わった？

19:56 関係生徒→本件生徒：行くと思う

19:56 関係生徒→本件生徒：終わってない

20:16 本件生徒→関係生徒：がんばれー（拳の絵文字と顔の絵文字と
音符の絵文字）

④ 1月21日（日）

10:23 本件生徒→関係生徒：おはようございます

10:27 関係生徒→本件生徒：何や？

10:28 本件生徒→関係生徒：（関係生徒）さん
こんちやっちやー

10:28 関係生徒→本件生徒：何やねん

10:29 本件生徒→関係生徒：今から遊びに行くの？

10:29 関係生徒→本件生徒：もう遊んでる

10:29 本件生徒→関係生徒：誰

10:29 関係生徒→本件生徒：部活の先輩

10:29 本件生徒→関係生徒：と

10:29 関係生徒→本件生徒：2人や

10:29 本件生徒→関係生徒：何してる

10:34 関係生徒→本件生徒：飯食ってる

10:35 本件生徒→関係生徒：どこで？

10:37 関係生徒→本件生徒：松屋

10:43 本件生徒→関係生徒：あそこの？

10:44 関係生徒→本件生徒：どこやねん

10:45 関係生徒→本件生徒：26号線のところ

10:45 本件生徒→関係生徒：何食べてるん？

10:47 関係生徒→本件生徒：知らん

⑤ 1月22日（月）

7:02 本件生徒→関係生徒：おはようございます

8:47 関係生徒→本件生徒：なんや

⑥ 1月25日（木）

17:34 本件生徒→関係生徒：「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」

19:23 関係生徒→本件生徒：何や？

19:49 本件生徒→関係生徒：どっかん

⑦ 1月26日（金）

18:14 本件生徒→関係生徒：「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」

(返答なし)

第4 本件生徒が作成したアンケート類

1 5月8日アンケート

(1) 本件生徒によるアンケートの回答内容

当該校は、5月8日、全学年生徒を対象にいじめアンケートを行った。
本件生徒の回答は下記の通りである。

- ①いじめを今までに受けたことがあるかないかという問いに対して、
「ある」
- ②どんないじめを受けたかという問いに対して、「持ち物を隠された」
「とじこめられた」
- ③いじめを受けた時の気持ちとして「最悪でしたし、怖かったしもう泣きました」
- ④自由記載欄には、「なぜいじめはなくなるしないなぜいじめをする
のだろうと思います。なぜそこまでおいつめるのだろうと思います。」

(2) アンケート実施後の対応について

本件生徒の回答を踏まえて、担任は、本件生徒に対して聞き取りを行った。なお、聞き取り方法は、放課後若しくは休憩時間中の数分程度で、生徒がいない廊下で行った。

担任によると、いじめがあったのは、小学校当時のことであり、現在はトラブルなく過ごしているとの回答であった。そのため、担任は、それ以上に、いつ、誰から、どのようないじめを受けた行為なのかまでは確認していない。また、このアンケート内容について、保護者や小学校への確認も行っていない。

また、アンケート内容については、学年で共有したものの、主任会、生活指導部会、管理職等には、重篤ではないとの理由で、報告していない。

2 学校生活に関するアンケート

(1) 本件生徒の回答内容

当該校は、7月19日、1年生を対象として、学校生活に関するアンケートを行った。なお、当該校がアンケートを行った目的は、各個人の特性を担任が把握して、学級経営に活かすことにあったとされている。

アンケートは、質問事項34問で構成されており、これに対して、質問毎に「あてはまる」「ややあてはまる」「どちらでもない」「ややあてはまらない」「あてはまらない」という5段階で生徒が選択して回答する形式となっている。なお、本アンケートは、生徒に対して、分析結果を返さないことを前提として行われたものであった。

本件生徒の回答内容は以下の通りである。

- 1 あいさつはみんなにしている
ややあてはまる
- 2 担任の先生は、私のことをわかってくれている
ややあてはまらない
- 3 なんとなく気持ちが落ち着かないことがある
あてはまる
- 4 勉強のやり方がよくわからない
ややあてはまる
- 5 まあまあ、自分に満足している
ややあてはまらない
- 6 落ちこんでいるともだちがいたら、その人を元気づける自信がある
どちらでもない
- 7 いやなことがあったとき、友だちは慰めたり励ましたりしてくれる
ややあてはまらない
- 8 仲間に入れてもらえないことがある
あてはまる
- 9 難しい問題でも、どのような答えになるかねばり強く考える
あてはまる
- 10 担任の先生は、私のことを気にしてくれている
ややあてはまらない
- 11 自分は、勉強はまあまあできると思う
ややあてはまる
- 12 気持ちがすっきりとしている
どちらでもない
- 13 陰口を言われているような気がする
あてはまる
- 14 「いいね」「すごいね」と言ってくれる友だちがいる
どちらでもない
- 15 勉強の問題が難しいとすぐにあきらめてしまう
あてはまる
- 16 気持ちが楽である
ややあてはまらない
- 17 困っている人がいたら、進んで助けようと思う
ややあてはまらない
- 18 担任の先生は、信頼できる

- ややあてはまる
- 19 友だちにからかわれたり、バカにされることがある
あてはまる
- 20 悩みを話せる友だちがいる
どちらでもない
- 21 授業がよくわからないことが多い
ややあてはまる
- 22 自分のはのびのびと生きていると感じる
ややあてはまらない
- 23 友だちにいやなことをされることがある
あてはまる
- 24 元気がないとき、友だちはすぐ気づいて、声をかけてくれる
どちらでもない
- 25 友だちや先生に会ったら、自分からあいさつをしている
あてはまる
- 26 担任の先生は、困ったときに助けてくれる
どちらでもない
- 27 困っている人を見かけても、なかなか声をかけられない
ややあてはまる
- 28 友だちから無視されることがある
あてはまる
- 29 友だちは、私のことをわかってくれている
あてはまらない
- 30 勉強について行けないのではないかと不安になる
ややあてはまらない
- 31 生活がすごく楽しいと感じる
ややあてはまらない
- 32 友だちにはなかなか本当の気持ちをうちあけられない
ややあてはまらない
- 33 相手の気持ちになって考えたり行動する
どちらでもない
- 34 担任の先生は私のいいところを認めてくれている
ややあてはまらない

(2) 分析結果

同アンケート結果は、専用の解析ソフトによって分析が行われた。下記①ないし⑥は、種々の観点から、アンケート結果を踏まえて、本件生徒について分析を行った結果を示すものとなっている。

「得点」は、標準化した「適応度」を得点化したもので、高いほど適応

的であることを示すものである。また、「＜40」は、要支援領域であるとされている。

「コメント」は、各観点から述べられている本件生徒の状態・状況であり、得点が概ね40以下になると、注意を促すコメントが記載されている。

①生活満足感：生活全体に対して満足や楽しさを感じている程度で、総合的な適応感を示す

・得点：38

・コメント：生活全般への適応感がやや低くなっています。生活や他の適応度を確認しましょう。

②教師サポート：担任の支援があるとか、認められているなど、担任との関係が良好だと感じている程度を示す。

・得点：39

・コメント：教師からの支援感がやや低くなっています。声かけなどを通し様子を確認しましょう。

③友人サポート：友だちからの支援があるとか、認められているなど、友人関係が良好だと感じている程度を示す。

・得点：37

・コメント：友だちからの支援感がやや低くなっています。友だち関係を確認しましょう。

④向社会的スキル：友だちへの援助や友だちとの関係をつくるスキルを持っていると感じている程度を示す。

・得点：47

・コメント：特になし。

⑤非侵害的關係：無視やいじわるなど、拒否的・否定的な友だち関係がないと感じている程度を示す。

・得点：28

・コメント：否定的な友だち関係がかなり見られます。友だちとのかかわりの確認、早急な支援が必要です。

⑥学習的適応：学習の方法もわかり、意欲も高いなど、学習が良好だと感じている程度を示す。

・得点：45

・コメント：特になし。

(3) 本件生徒の学級内分布位置と学級平均について

さらに、同アンケートは各クラスごとに上記専用のソフトによって解析され、在籍クラスにおける本件生徒の学級内分布位置や学級平均についても結果が判明している。この結果は、対人的適応（縦軸）と学習的適応（横軸）のグラフによって表されているが、本件生徒は、在籍クラス内で唯一、

要対人支援領域に位置付けられていた。

(4) 小括

本アセスの結果をみると、本件生徒については、生活面、対人面において支援が必要であるとの分析結果が判明している。しかし、在籍クラスの担任は、本アセスの結果を基にして、教育相談等に利用した形跡はなかった。

また、当部会による調査の過程で、アンケート資料や分析結果資料について保管していた教員もいれば、保管していなかった教員等、結局、教員間、本アセスの位置づけが統一されていなかったことも判明した。

3 教育相談アンケート

また、本件生徒は、2学期当初、教育相談アンケートに回答した。そこでは、次のような回答を行っていた（一部抜粋）

夏休みの1日の過ごし方について

- ・「(夏休みの間、規則正しい生活が) ほぼできた」
- ・「(夏休みの間、規則正しい生活がほぼできた理由について) たまにおなかこわしてしまう」

2学期に向けて先生に知っておいてほしいことについて

- ・「社会と理科の勉強の仕方がない」(仕方がわからないか?)
- ・「最近首がいたい」
- ・「(関係生徒) とさいきん仲良くなった」
- ・「中学なってから塾(塾と思われる)があつてかえってくるとみんながねている」

4 振り返りシート

本件生徒が所属していた学級では、毎週末、1週間の中で楽しかったこと、頑張ったこと、しんどい思いをしたこと等を振り返る、振り返りシートの記入を行ってきた。この振り返りシートについては、その都度、担任がコメントをしている。しかし、コメントの内容を見ても、担任は、「しっかりやっていこう」「fight」「しっかりしよう」等、一言の記載にとどまるものが散見される。本件生徒が記載した振り返りシート及び担任のコメント内容(調査の結果全21枚のシートが発見されている)は、例えば次のようなものであった。

①本件生徒：火曜日から3学期(2年生の0学期)にむかって提しゅつ物や忘れ物がなくなる3学期にしたいです。

担任コメント：しっかりやっていこう！

②本件生徒：第119回「回ひ不能第4宇宙のきょうい」では、第4宇宙の選手たちが、第7宇宙の選手たちにいどんできて、第7宇宙のピッコロが落ちてしまって第4宇宙の相手がとうめい人間と虫戦士とわかってとうめい人間と虫戦士を落として、第4宇宙が消えました。

担任コメント：もっと上手に説明しましょう。

- ③本件生徒：これから MD に丸つけするようにするあと、忘れ物をしない 1 週間にしたい。

担任コメント：fight

- ④本件生徒：今週、第 1 回の体育の時間で柔道着を忘れてしまったので、こんどからないようにする。

担任コメント：なし

- ⑤本件生徒：1 週間頑張ったことは式のれんしゅうです。最後ピアノ●●●●（不鮮明）をとめるの難しいです。反省は、ベルチャクができませんでした。あと忘れ物がありました。

担任コメント：しっかりしよう。

- ⑥本件生徒：最近、忘れ物減ったと思います。でも気をぬいていたらまた、忘れてしまうので、きおつけます。

担任コメント：しっかり文章書きましょう。

第 5 本件生徒が見守りの必要な生徒であった事実と当該校の対応

1 本件生徒について小学校からの申し送りと支援についての教員の意識

(1) 申し送り制度

一般的に、中学校への進学前、進学予定の小学校 6 年生の各生徒一人一人の学力面、学校生活面の他、特筆すべき個別事情（友人関係や家庭環境等）等について、主に中学 1 年次のクラス分けの参考とすること、入学後の教育面・生活面等の指導に活かす等の目的で、小学校の教員（主に担任）から当該校へ申し送りが行われている。

本件生徒を含む平成 29 年度に当該校へ進学する予定の新 1 年生一人一人について、在籍する各小学校に当該校教員数名が赴き、小学校の教員から申し送りが行われた。そして、ヒアリングの結果について、中学校教員がクラス毎に一覧表にして整理し、教員間で申し送り内容について共有する扱いとされた。

(2) 本件生徒の申し送り内容

入学前、本件生徒に関して、当該校が小学校から申し送りを受け、当該校が整理し、まとめた内容は次の通りであった。

①小学校テスト [REDACTED]

②学力 [REDACTED] (A～D 評価)

③支援 ○

④生活・健康面 話の内容を理解していないことが多く、文章も書けない。幼くちょこちょこいらんことをする。間違いを認められない。

この他、小学校 6 年生時の担任は、当該校への申し送りの際、支援学

級担当の教員が本件生徒をフォローすることがあったことを中学校側には伝えていた。しかし、当時、本件生徒の③支援欄○との記載や小学校6年生時の担任からの伝達内容を踏まえても、当該校の教職員らは、具体的に本件生徒に対して何らかの支援を行う方策があったわけではなかった。

なお、当該校の運用として、一般に支援に○の記載があるからといって、特別支援学級に在籍するとは限らず、将来、同学級に在籍する可能性がある場合に○と記載するケースがある。また、本件生徒と同様に、在籍クラスの生徒の内、支援に○とされていた生徒は、本件生徒を除き2名であった。

(3)「支援」の内容

本件生徒については、上述の通り、小学校からの申し送り内容があったものの、担任をはじめ各教員の間では、本件生徒に具体的な支援を必要とするのかどうか、必要であるとしても、どのような支援が必要とされるのかについては、解釈が分かれており、統一されていなかった。各教員の本件生徒に対する支援の考え方については、次の通りである。

- ① 具体的にどこに支援が必要なのか、日常的に何のサポートが必要ということは何もなかったように思う。喜怒哀楽が激しい、感情が激しいが、感情をコントロールするところのサポートが必要という話はなかった。
- ② 勉強するときに横についてあげたほうがいいとか、持ち物などについてしっかり確認してあげたほうがいいとか、そういう意味での支援に○を付けたんだと思う。
- ③ それなりのサポートがあってもいいと思うし、自分が担任であればサポートの提案とかを思うと思う。
- ④ （ノーマークだったかとの問いに対して）リスクは思っていたけど、その兆候というか、そういうものを感じたことは全然なかった。

2 保健室への来室

(1) 来室頻度

本件生徒は、平成29年5月9日から同年10月30日までの間、20回に渡り、保健室に来室していた。来室日時や症状、処置方法等の詳細は、別紙一覧表の通りである。

(2) 来室記録

別紙一覧表は、養護教諭作成の来室記録が基になっているところ、下記の通り、養護教諭等の証言によれば、10月27日に本件生徒が保健室に来室しているが、来室記録自体には本件生徒の来室記録がない。このことからすると、来室記録に記録はなくても、本件生徒が保健室に来

室しているケースもあると考えられ、少なくとも20回以上、本件生徒が保健室に来室している可能性が認められる。

(3) 保護者との情報共有

また、養護教諭は、通常、保健室の来室がある生徒については毎月、担任に報告しているとのことである。本件生徒についても、保健室の来室があったため、養護教諭から担任に報告されていたが、担任からは、特に気になることはないという判断であった。現に、担任は、本件生徒に対して、保健室の来室が多いことについて、本件生徒の体調が悪いのかどうか等、確認していなかった。

さらに、保健室に多数回来室している点、担任ないし養護教諭は、保護者へ連絡をしておらず、当時、この点について当該校と保護者との間で何らかの協議が行われたという事実もない。

3 教職員が有していた本件生徒の印象

本件生徒の成績は、クラス平均からすると必ずしもよいとはいえないが、欠席もせず、塾にも通う等しながら、学習面において自分なりの努力を続けてきた。また、授業中も積極的に発表する印象がある、人懐っこい、元気よくあいさつができる、発表会で指揮者として頑張っていた等の証言が多数あった。図書館にもよく来館し、図書をリクエストしたり、借りることが多かったようである。しかし、反面、以下のような証言もあった。

- ① 体格からいじめのリスクがある。
- ② 喜怒哀楽が激しい、感情が激しいので、よく泣いていた。小学校時の宿泊行事において肝試しをした際、一人で泣いていたと聞いた。
- ③ ちょっと落ち着きがない、ちょろちょろする、ちょっとしたトラブルはあったと思う。
- ④ 何回か他クラスの教室に来て、他クラスの生徒と話をしていた。
- ⑤ 言動が幼い、友人関係、対人関係を上手く築くことが苦手。
- ⑥ 提出物や持ち物等について、他生徒よりも忘れ物が頻繁にあった。
- ⑦ 特定の教科について、他の生徒が出来ているような課題を提出せず、定期テストについても平均を大きく下回る状況であり、基本的に学力が低い。
- ⑧ 部活動の終礼時において職員室前で体を止めることができず、落ち着きがない、頭も常に動いていた。
- ⑨ 学年の中でも特徴を有しており、周囲の生徒は、本件生徒について、なぜ出来ないのかという印象を有するだろう。

4 周囲の生徒らが有する本件生徒の印象

本件生徒に対する印象的なエピソードとして、2学期に入り、合唱コンクールの指揮を立候補し、当初こそ練習で上手く指揮を振ることが出来なかったが、放課後に友人と一緒に練習する等して一生懸命取り組み、その結

果、本番では成功し、賞を獲得したということがあった。また、所属するクラブでは、練習を休むこともあったが、よく声を出して雰囲気盛り上げたり、積極的に練習や試合に取り組んだりする様子も見られ、熱心に活動をしていたとのことであった。この他、本件生徒は、楽しく遊んでいた、元気で明るい、ムードメーカーである、授業中も積極的であった等という印象を有していた生徒が多数いた。

しかし、他方で、本件生徒の人物像について、次のような印象を有している生徒もいた。

- ①みんなに相手にしてほしい
- ②話題がみんなと違う、喋っていて外れやすい、おちょくられる
- ③空気を読むのが下手
- ④クラス内での元気な子が本件生徒に接する態度は冷たい
- ⑤よく分からない意地を張ったり、怒ったりする。おとなしいから、バカにしていた
- ⑥一部の女子に話かけて、避けられていたと聞いたことがある
- ⑦在籍クラスにおいて発言力のあるグループと発言力のないグループだと、本件生徒は、発言力のないグループ
- ⑧一人でよく読書をしている
- ⑨クラスにはなじんではなかった、あまり中に入れていない。アニメが好き。一部の生徒はバカにしていたと思う

5 本件生徒の早退及び保護者との情報共有

上述の通り、10月2日、本件生徒は、保健室に2回来室した後、早退した。当該校によれば、生徒が早退する場合には、養護教諭若しくは担任が保護者へ連絡をすることになっており、本件生徒の早退についても、母に早退の連絡を行ったとのことである。

他方、本件生徒の母によれば、当該校から早退の連絡を受けた事実はないとのことであり、早退連絡の有無について、両者の間において食い違いが生じている。なお、本件生徒が早退したのは、この1回だけであった。

この点、早退に関する保護者への連絡が当該校から行われていない可能性が高いと言わざるを得ない。

すなわち、本件生徒以外の生徒に関して、一部「連絡ののち早退」（誰から誰への連絡なのかは不明）という来室記録の記載があるものの、基本的には早退の連絡に関する記載がない。下記6でも記載する通り、当該校は、本件生徒が10月末に保健室で泣いていた事実ですら保護者に連絡をしていないこと、本件生徒の母が当該校から連絡を受けているにもかかわらず、連絡を受けていないと虚偽を述べる理由はないこと、この他、本件生徒が早退する旨、保護者に連絡をしたとの資料は見当たらない等の事情からすると、当該校は、当時、保護者に対して、本件生徒が早退する旨の連絡をし

ていない可能性が高いと言わざるを得ない。

6 本件生徒が保健室で泣いた事実及び保護者との情報共有

(1) 保健室で泣いた事実

本件生徒は、10月27日、胸が痛いとの理由で保健室に来室した。これを受けて、養護教諭や副担任が当時、事情を本件生徒に聴取した。本件生徒は、各教諭に対してその理由を明らかにしなかった。

その後、同月30日、再び本件生徒は、保健室に来室した。その際、養護教諭が、本件生徒に対して、先日胸が痛いと述べていたことについて尋ねるが、本人は、「治った」旨回答した。同教諭は、本人に対して、さらに事情を聴こうとしたが、本件生徒は涙を流して泣き出した。本件生徒は、同教諭に対して、涙を流した理由を話そうとはしなかった。このような事があった後、副担任は、本件生徒と会ったため、友人と一緒にいるところで、「大丈夫?」「何かしんどかったんか、何か嫌なことあったんちゃうの。」等と聞くが、「ほんま何もないですよ」という回答しかなく、それ以上、掘り下げて聞くことをしなかった。

(2) 保護者との情報共有

本件生徒が保健室で涙を流した同日の出来事について、養護教諭が担任に報告をしており、やはり、後日、担任が本件生徒に直接確認することとなった。この際、担任は、本件生徒を直接呼出し、生徒がいない状態の廊下で数分程度、聞き取りを行った。しかし、本件生徒は理由を明らかにしなかった。

このような経緯について、担任ないし養護教諭は、当時、本件生徒の保護者に報告しておらず、把握していたのは、養護教諭、担任、副担任のみであった。

7 部活を休みがちになっていた事実及び保護者との情報共有

本件生徒は、10月28日以前から、所属するクラブを退部したいと考えていた。本件生徒が退部を望んでいたという点について、担任ないし顧問教諭は、明確には認識していなかったし、本件生徒も担任や顧問教諭には打ち明けていなかったと考えられる。

ただ、2学期に入って部活を休みがちとなっていたことを担任は把握しており、平成30年1月ころには、部活動をサボりがちとなっていることを顧問教諭は把握していた。これに対して、担任は、当時、本件生徒に、部活動に行くよう促すのみであり、また、顧問教諭も本件生徒に対して休む理由を尋ねたり、休む際には連絡をするように注意するのみで、担任や顧問教諭が本件生徒に部活動を休みがちとなっている点についてじっくりと本人の相談に乗る等はしていない。

本件生徒の母からは、2学期の懇談時に、部活動を休みがちであるから、顧問の先生から何か聞いたら教えてほしい旨、要望をしている。しかし、そ

の後、担任や顧問から母に対して何らかの報告はなかった。

8 懇談での情報共有について

また、本件生徒に関する保護者との懇談については、担任、母親、本件生徒が同席して、各懇談の冒頭、担任から本件生徒に対するいじめはないとの報告が行われ、特に本件生徒や保護者に様子を聞くわけでもなく、本件生徒の勉学や生活態度等の報告があるのみであった。

9 生徒から見た学級の雰囲気

本件生徒が在籍していた学級担任は、生徒や教師から頼りになる、熱意がある等という評価がある一方、生徒らに対して厳しく接していた。「気軽に相談できるタイプではない」、「逆らえないというか絶対に何も言えない」といった評価があり、大きい声で怒る、これまで生徒を突き飛ばす等、手が出ることがあった。在籍クラスの生徒は、このように担任に対して、逆らうこともできず、異常におとなしい状態であったと話す教師もいた。また、担任自身、本件生徒をいじる場面（メガネつぶしたろか等と申し向ける）もみられた。

このように、本件生徒にとって、担任は怖い存在であり、近寄りがたく、自分の相談を持ち掛けることが難しい環境であったと考えられる。

日付 (2017)	入室 時間	種別	体温	脈拍	症状	部位	処置	場所	場合	原因	備考
5/9	11:43	内科			腹痛		温タオル		休憩時間中		国語 昨夜と今朝下痢
5/16	10:50	内科	36.4	56	腹痛		温タオル		休憩時間中		体育 昨夜吐き気
5/19	10:48	内科	36.2	60	熱中症		その他（OS1） 冷却 保健室で休養		休憩時間中	その他（体育大会 練習）	英語 頭痛、悪心
5/24	13:12	内科	36.6	64	頭痛		教室で様子を見る		休憩時間中		体育
5/29	10:50	外科			捻挫	足関節 部（左）	冷却 湿布 その他（包帯固 定）	運動場・校 庭	休憩時間中		3 3 人 3 4 脚でひねった
5/30	10:43	内科	36.6	68	頭痛		保健室で休養		休憩時間中		体育 テスト前塾が毎日あ って、10時ごろ終わって かえって12時過ぎに布団 に入るがなかなか寝付け ない。寝るのが1時半ごろ
6/5	14:38	内科			熱中症		冷却 その他（OS1）	運動場・校 庭	その他（全 体練習）		
6/9	10:20	外科			打撲（その 他）	肩 部 （右）	冷却	運動場・校 庭	学校行事	その他（走り高跳 びのバーが当たっ た。）	体育大会
6/9	13:10	内科			熱中症		冷却 その他（OS1）	運動場・校 庭	学校行事		体育大会

6/23	14:24	外科			筋肉痛	下腿部 (左)	冷却		休憩時間中	その他（シャトル ラン）	
7/3	11:45	内科	37	64	頭痛		保健室で休養		休憩時間中		数学 休養後 36.9 度 P80
7/10	11:32	内科	36.9	64	頭痛		保健室で休養		休憩時間中		数学 腹痛も
9/4	11:50	内科	36.8	64	腹痛		温タオル		休憩時間中		数学
9/5	9:49	内科	35	72	その他（ふ らふらす る）		保健室で休養 排便		休憩時間中		英語 腹痛も 72/50 休 養後 36.8 度 P68
9/6	11:46	外科			打撲（その 他）	膝 部 (右)	冷却 湿布	教室	休憩時間中	その他（鞆に引っ かかってこけた）	理科
9/25	9:43	内科	36.6	60	悪心嘔吐		保健室で休養		休憩時間中		国語 72/48
10/2	10:48		36.6	60	頭痛		保健室で休養		休憩時間中		家庭科 くらくらす 80/45
10/2	13:20		36.5	72	頭痛		早退		昼食時休憩 時間		国語
10/30	9:46		36.4	84	頭痛		相談 保健室で休養		休憩時間中		国語 先日の胸が痛いにつ いて、副担任に確認しても らったこと、何かされてい ないか心配なこと聞くが、 何もないの一点張り。だが、 話をしているとぼろぼろ泣 く。早めに何でも言うこと を伝える。

第4章 死亡後の評価の前提となる事実

第1 死亡後の当該校の本件に関する対応

・1月27日

本件が発生した。

10時10分、校長が出勤している先生を集め、概略の説明を行った。

10時20分、警察から本件生徒の学校での様子を聞かれ、特に変わった様子はないと答えた（誰が対応したかは不明である）。その後、担任及び顧問教諭からも特に変わった様子はないと回答した。

12時45分、指導主事に概略を報告し、15時に指導主事が来校した。

14時30分、PTA会長に概略と今後の対応について説明を行った。

17時、緊急職員集会が行われた。本件生徒の資料を集めるように校長から指示があった。

19時PTA役員に報告を行った。

本件生徒の死亡後、校長、教頭、担任教諭、他の教諭らを中心として毎日のように対応を話し合った。

教頭を除いたメンバーで話し合うことも多かった。途中で他の教諭が参加することもあった。対応する教諭を固定するという話があったわけではなく、集まりに名称があったわけでもない。

もっと人数を増やしたらどうかという意見もあったが、意見がたくさん出て混乱するので5人ぐらいがちょうどいいと思ったとのことであった。

・1月28日

出勤していた職員に対し、校長から再度資料の提示を求めたところ、5月8日のアンケートが担任から校長に提示された。当該校提供資料によれば、担任の机から発見されたと記載があるが、教頭の1回目の聞き取りでは人権教育主担当が全てのクラスのアンケートを預かっていたとのことであり、どのように保管されていたのか、本件生徒死亡後、どこから発見されたのか曖昧である。同様に、養護教諭から来室記録の提示を受け、校長は本件生徒が10月27日に保健室に来室し、胸が痛いと訴えたこと、10月30日に保健室に来室し泣いたことを把握した。

・1月29日

7時20分、指導主事が来校した。

8時00分、職員集会が行われた。

8時40分、全校集会が行われた。

9時20分、区役所課長が来校したため、概略を説明するとともに、警察より副区長席に電話があり、変死扱いで自殺を前提に捜査中とのことであった。

1・2限目に「(本件生徒)を偲んで」(以下、「偲んで」という。)の記載を1年生にさせた。なお、「偲んで」のひな形は予め保護者に開示している。

質問の1番目は「一緒に過ごした仲間として、貴方が知っている普段の様子を教えてください。」2番目は「特に気になったことや悩みごと等の相談をされていたことがあれば、教えてください。」3番目は「一緒に取り組んだり、活動したりしたことの思い出を教えてください。」というものであった。

「偲んで」の実施の目的は生徒を落ち着かせるためであったとのことである。

ただし、校長は、「偲んで」の2番の質問は本件の調査のつもりで行ったと述べており、当該校内で、「偲んで」の目的についての認識が共通化されておらず、いじめアンケートとしても不十分なものであった。

「偲んで」の中には、「(本件生徒)の身長を超える辞典を(本件生徒)自らなおしてくれて」「(本件生徒)が柔道着をわすれたときぼくがかすと在籍クラスのだれかに「なんでかしたん？」ときいてきたのが気になりました。」「1月9日にかえりみちがあってはなしたらなんかちがってました。そのときはおちこんでいてこえをかけてもあんまり元気がなかった」「11月～12月ころ(関係生徒ら)がローカでうっとおしいいきりカスとかおっていた」等の記載があった。

全校集会、学年集会が行われたが、いじめの事実は確認できていないとのことであった。

放課後に所属するクラブの部員にアンケートを実施した。記載された中には、「よく眼鏡取られてたりプロレス？技かなんかを(本件生徒)にしていつも泣きそうになってました。」「(本件生徒)の電話番号が書かれた付箋を男子が(本件生徒)の背中に貼り、先生が見て怒られていました。」「すごく負けず嫌いだとおもった」「先輩に対してタメ口を使って怒られていた。」等の記載があった。

顧問教諭が、アンケートを記載した生徒のうち、4名にのみ聞き取りを行っているが、その4名のみが対象になった理由は不明である。聞き取りは、顧問単独で行っている。

顧問教諭は、聞き取りにおいて、「プロレス技を掛けられていたことは知らなかった、先輩が後輩を虐めているみたいな感じじゃなくてじゃれているぐらいの感じかと思う。1月くらいの時に、ちょっと、そんなめっちゃじゃないんですけど、ちょっとサボるときもあったんだろうなというのは改めて思いまして。」等発言しており、プロレス技をかけられていたことや、部活を休みがちであったことを重要な事実と捉えていない様子であった。

10時00分、当該校が、5月8日のアンケートのことで小学校に連絡するが、小学校5、6年のアンケートでも「なし」とのことであった。

11時00分、当該校が警察に5月8日のいじめアンケートの内容などを伝えた。

13時20分、当該校が、当該地域の連合町会会長へ事案概要を報告した。地域の認識は飛び降り自殺とのことであった。

18時00分、通夜式が行われた。

・1月30日

8時00分、指導主事が来校した。

9時00分、告別式が行われた。

「偲んで」で「質問2」に記入していた生徒らに対し、聞き取りを行った。ただし、記録からはなぜその生徒に聞き取りを行うにいったのか、その判断は誰がしたのか等、経緯は不明である。

生徒らから聞き取りが行われたが、この聞き取りの際、他の生徒が「偲んで」に記載した内容を無断で被聴取者に告げて聞き取りを行っている。

1年生全クラスの生徒を対象として教育相談を行った。実施目的は、同じ学年の生徒が亡くなったことによる心のケアや「偲んで」の記述で当該校側が気になった生徒への聞き取りを行うこと等であった。

各クラスの担任が生徒と面談を行っており、その際、「偲んで」のアンケートの記載内容等についての聞き取りを行っている。

当該クラスの聞き取りの記録では、他のクラスと異なり、「これは何々のことか」といった誘導的な発問が目立った。

当該校からの資料からは、この時点でも、当該校が、いじめがあったとの認識を前提としている様子はいくつか見えない。

具体的には、平成30年1月30日付の当該校作成の生徒事故報告において、事故分類等の記載欄に「(分類)問題行動」「(種別)事故死」と記載している。生徒事故報告書がこのような記載になった経緯について、校長は自分で考えて作成したわけではないと思うと述べている。

・1月31日

1月29日に行ったアンケートをもとに、当該校側が気になると考える記載をしていた所属するクラブの部員に聞き取り調査を行っている。

顧問教諭が部活関係生徒らに聞き取りを行っている。

・2月1日

教育相談が行われた。

「偲んで」をどのようにして本件生徒の保護者に開示するか協議が行われた。

・2月5日

関係生徒からLINEでのやりとり（「おごる」など）について聞き取り。聞き取り後、担任が本人を連れて家庭訪問を行う。

・2月6日

関係生徒からLINEでのやりとり（「おごってあげる」など）について聞取り。聞取り後、担任が家庭まで送り届ける。校長に対し、現状の聞取りを行っているものの、誰が聞取りを行ったのかは書面上、明らかではない。

定例のいじめアンケートが行われていないことが判明したため、校長、担当総括指導主事、指導主事の三者で面談を行い、担当総括指導主事から校長に対し、「大阪市いじめ対策基本方針」及び「学校のいじめ防止基本方針」に沿って対応するように指示した。

・ 2月9日

臨時職員集会が行われた。これまでの対応に対する説明、今後の対応についての説明を行った。

他の生徒の母親からの情報（1月31日）について警察に相談をした。1月11日の5～6時ころ商業施設の受付の近くで本件生徒を見かけた。初めは人がいたが、居なくなると一人で近くのガチャガチャの周りをうろうろして不自然な様子だった。そのあと、一度離れて行ったが少ししてからまた戻ってきてもう一度うろうろする。そこで近くにいた3人組の男の子たちが「ドロボーや」叫んでいた。様子を見た感じではふざけているというよりかは度が過ぎているように感じ、少し嫌な感じがした。男の子3人については全然知らない子だった。

当該校は、警察に防犯カメラ等で調べてもらう方向で対応する予定であった。

警察からは、防犯カメラの内容は校長先生であっても教えられないとのことであったが、2月16日に防犯カメラには何も映っていなかったとの回答があった。

2月16日にこれらのことを本件生徒の母親に報告した。

・ 2月13日

首席指導主事、指導主事来校、第三者委員会のことや関係生徒らの聞取りについてと在籍クラスの聞取りについて協議。

関係生徒に聞取り。「特に思い当たらない、失敗した時にはがんばろな、と声をかけた、ちびと言ってからかったことはあった。」とのことであった。

・ 2月14日

教諭らが関係生徒に聞取り。小学校2・3年の頃に本件生徒と喧嘩をし、その際、本件生徒が担任に「いじめられた」と言ったことがあり、本件生徒にはきついことを言わないようにしていた、本件生徒は小学校時代と変わり、ちょっかいをかけてくることなく、中学校ではもめることはなかった、その他については思い当たることはない、とのことであった。

関係生徒の母から、小学校時代、本件生徒ともめた際、本件生徒母と廊下で会い「すいませんでした。うちの子も悪いところがありました」という会話をした

ことがあったとのことであった。

教諭らが関係生徒から聞き取り。ちびとといったのは最近のことであり、6月当時には何もなかったとのことであった。

担当指導主事より、校長に対し、当該校が主体的に進めるのではなく、ご遺族の意向に添いながら進めることを指導助言した。

なお、本件発生時の中学校教育担当次席指導主事（後に当該校の校長）の認識としては、当該校の本件発生時の対応はほぼ完璧であったようである。

・ 2月15日

関係生徒の母から電話で聞き取り。5月末の家庭訪問期間中、体育大会の学級旗を作成しているとき、本件生徒が塗るのを失敗し、それに対して少し強く言ったことがあった、とのことであった。

関係生徒の母から電話で聞き取り。「体育大会では（自分が）仕切っているほうだった。もしかしたらまわりまわって、自分が言ったことが悪く変換されて、本件生徒の耳に入ったのかもしれない。」とのことであった。

指導主事から当該校に対し、第三者調査委員会について過去の事例説明やメリット、デメリット等の説明が行われた。

・ 2月16日

他の生徒の母の目撃情報の件で、警察から、防犯カメラには何も映っていないとの報告があった。

・ 2月19日

15時30分、職員会議、2月23日に行う予定のいじめアンケートの取扱と今後の方向性について協議を行った。いじめアンケートについての資料を配布し、その中には今後の対応策として各自の記録の整理と保管をお願いする、年度終わりに廃棄することの無いようにお願いするとの記載がある。

・ 2月21日

警察に6月7日のメモのことを報告した。

・ 2月22日

指導主事より、当該校に対し、第三者調査委員会のレクチャー等が行われた。

・ 2月23日

期末テストの最終日。学期に一回実施する定例の「いじめアンケート」が行われた。全校生徒が対象であり、記名は任意であった。

一部担任が聞き取りを行っている。どういった方法で聞き取ったのかは不明で

ある。

・ 2月27日

さらに当該事案に絞ったアンケートを行うかどうかについて意見交換がされた。指導主事から当該校に対し、第三者調査委員会設置に関して、母親の了解を得ないまま当該校と教育委員会が情報を共有していることの懸念が電話で伝えられた。

・ 2月28日

指導主事より、第三者調査委員会のことは、当該校は知らないということで対応するとの指示があった。

教職員からの聞取りをおこなった（日時、方法、聞取りを行った者は不明）。

・ 3月1日、2日

関係生徒に対し、聞取りを行った。1月7日を最後にラインが止まっているのは連絡をとるほどの用事がなかったから。ケンカしていたわけではなく、当該校では普通に話していた。自分のラインの送り方（内容）が悪かったから本件生徒はラインしなくなったんだと思う、とのことであった。

指導主事より当該校に対し、聞取り。当該校によれば、保健室の来室のことなどは説明しているが、保健室来室記録の一覧は保護者には渡していないとのことであった。

校長によれば、1月28日に保護者と面会した際に、保健室のことなどを説明しているが、一覧は渡していないとのことである。

ただし、保健室の来室について、保護者に対して、どこまで説明していたかは不明である。

当該校は、2回目の校長と保護者の面談の際（1月28日）に来室の回数や泣いていたことを説明していれば、2月の間にそのことについて保護者との間では話がされるはずであるが、されていない。

・ 3月12日

職員会議で第三者調査委員会について説明が行われた。

・ 3月13日

教育子ども部会の中で、事案が取り上げられる。

当該校は、警察が自殺と断定していないからということを経由にアンケートに「自殺」と記載できないと考えていた。

・ 3月16日

市議からの要望により、急遽、無記名式のいじめアンケート実施。簡易かつ無記名なもので実施した。

・ 3月23日

アンケートに「自殺」との記載をいれるかどうかについて協議された。

保護者アンケート実施。

設問1 調査について、その趣旨を理解し協力しますか。設問2 本件生徒の学校の様子（登下校、休み時間、昼食、ひとりの時間等）について書いてください。設問3 本件生徒の様子について気になったことを書いてください。

アンケートには、「クラス全体からのいじめがあったようにおもいます。」「よく男子たちに眼鏡をとられてたりプロレス技をかけていました。」「同じ部活のメンバーにきられていた」「担任と気が合わないと一度言っていたのを聞きました。」「休み時間に何人かの男子が本件生徒の筆箱でキャッチボールをしていて本件生徒は返せと言っていたが、その男子たちは笑いながらキャッチボールを続けていて、いじめのように見えた。」「クラブの先輩にプロレス技をかけられたり、メガネをとられたり、上にのっかられたりしているのを何度もみた。6年生の時もいじめられていたと聞いた。在籍クラスで浮いていたらしく休み時間によく他のクラスにきていた。」「塾が同じで同級生に無視されているのをよく見る。」「クラスぜんたいからいじめがあったようにおもいます。」等の記載があった。

保護者アンケートについては、「協力する」と記載のあった回答用紙の写し（個人名はマスキング）が順次本件生徒の保護者に提供された。

・ 3月30日

生徒事故報告書が2種類作成された。事故分類はいずれも「(分類) いじめ」と記載しており、種別はそれぞれ、「いじめの訴え」「いじめの疑い」と記載されている。

保健室の入室記録等があがってくる中で、当該校として本件をいじめと認識またはいじめの疑いがあると認識を持たなく得てはならない事案だったのではないかという点から、教育委員会から学校長に対して指導を行い、生徒事故報告書の提出を求めるに至ったとのことである。

本件生徒のいじめアンケートにおける自発的な訴えについてと保健室の来室記録による経過の中での本人の訴えと対応について、3月中旬位に報告書を求めた認識。教頭は報告書を書いていない、出来上がったものを見ただけであった。作成者は校長となっている。公式の報告で「いじめ」と述べてきたのはこの報告書が初めてである。

・ 4月20日

教職員アンケートが実施された。

設問1 本件生徒の学校での様子（登下校、休み時間、昼食、ひとりの時等）について書いてください。設問2 本件生徒の当時から今日までの様子について気になったことを書いてください。設問3 これまで本件生徒への対応について、どのように関わったか。また誰に報告をし、管理職等からどのような指示を受けたか等の内容を具体的に書いてください。

教職員アンケートについて、個人名を伏せたうえで、写しを保護者に提供した。

第2 死亡後の当該校の本件生徒保護者に対する対応について

・1月27日

9時30分ころ保護者が来校し、教諭らが対応。校長が来室したため、保護者を校長室へ移動させる。事実を校長に報告。保護者から、当該校に塾のノートに「死ね」「消える」という記載があったことも伝えられた。

10時20分、当該校が、警察に照会した。

12時45分、当該校が市教委に報告をした。

17時ころ、緊急職員集会が行われ、この時点でいじめの事実は当該校は、本件生徒については把握していないとのことであった。

18時30分頃、校長、担任、顧問教諭が保護者と面会し、その際、本件生徒の祖父から学校全体でいじめはないのかと質問があったが、当該校側は把握していないと回答した。父が、いじめの調査を求めた。

調査を行うことを約束した。

19時30分、「偲んで」と所属するクラブに対するアンケートを作成した。

・1月28日

本件生徒の死亡後、何かあったのではないかと、担任教諭が調べたところ、1月28日の午前中に5月8日のアンケートの存在が判明したため、この日初めて保護者に見せた。見せたのはアンケートの原本であった。

校長もこの頃初めて本件生徒のアンケートを見たと思われる。

本件生徒が記載したものに、いじめにあったことがある、物を隠された等の記載があった。担任教諭らは事案発生までに記載の存在は知っていた。

校長・教頭・教諭等、事案発生まで知らなかった教諭もあり、記載があった場合の取り扱いは担任の裁量が大きかった。

全校集会の読み原稿、訃報連絡、学年資料、クラブ資料、「将来の職業」「一週間の振り返り」「所属するクラブの写真」を保護者に渡した。

・1月29日

13時に保護者が来校。「偲んで」「折り鶴」「所属するクラブ調査」の説明を行った。

18時から通夜式が行われた。

・1月30日（母のメモによれば31日）

18時50分に保護者が来校し（対応，校長，教頭，担任教諭，他の教諭），保護者が当該校に6月に本件生徒が書いたと思われるノート（B6）の切れ端を提出した。紙には、「6／7（水）今日も（関係生徒）にいじめられ（関係生徒）に笑われた。なにをさ」と記載があった。切れ端は本件生徒のカバンの隅から出てきたものである。

「偲んで」で「質問2」に記入していた生徒の中で当該校が気になると考えた生徒（8名）への聞き取り結果を保護者に報告した。

・2月1日

個人情報の取り扱いについて当該校内で協議を行い、「偲んで」の2の部分の取扱についても協議が行われた。

当該校側が気になると考えた生徒については開示の了解を取ることで進めていると指導主事に当該校が報告した。

・2月2日

父が当該校に来校し、1月30日に本件生徒保護者が当該校に提出した紙（6月7日のメモ）の件を、相手の保護者には伝えておいてほしいとの意向があった。

5月のアンケートについて、小学校の時のことでも教えてほしかったと保護者が当該校に対して発言した。

「偲んで」のまとめを渡すが、時期はまた相談すると保護者に説明を行った。

・2月5日

保護者、弟が来校し、当該校が聞き取りを行った。本件生徒の家族の話によると、「タンスの奥にしまっていた1万円分ほどの500円貯金の中身だけ抜き取られている。去年には茶箸筥から本人がお金をぬいていた。去年の夏ごろに弟と兼用している家の鍵を紛失している」とのことであった。

また、本件生徒のラインに関係生徒から「昼飯おごってくれるんか？」「（関係生徒）とした約束忘れたん？」等の内容をしつこく送られているので、本件の直接の原因とは考えていないが、関係生徒から話を聞いてほしいとの申し出が保護者からあった。

当該校は保護者に対し、関係生徒から聞き取りを行ったうえで、状況を把握して連絡すると回答した。ただし、お金や鍵のことはその後、当該校は調査しなかった。

さらに、別の件で、保護者から、他の関係生徒らから聞き取りをしてどの程度のことをしていただけたのか把握してほしいと申し出があった。

聞取りを予定したが、関係生徒の一人がインフルエンザで欠席しており、関係生徒らからの聞取りの日程を離さない方がいいと考え、聞取りは来週になると当該校側が保護者に伝えた。

他の関係生徒から聞取りを行い、その旨、同生徒の保護者にも伝えた。同生徒によれば、本件生徒からおごってあげると言ってきた、最初遠慮していたが、もう一度言われたためその気になっていた。しつこくおごってと言ったことやLINEを送ったことについて反省している、とのことであった。また、実際におごってもらったことはないとのことであった。

・ 2月6日

関係生徒から、他の関係生徒と本件生徒のLINEのやり取り（ご飯をおごるおごらない）について聞取り。

12月中旬ころ本件生徒から関係生徒らにマクドナルドでハンバーガーなどをおごってあげると言ってきた、（LINE以外でも直接おごることを要求したのかという問いに対して）しつこく本件生徒におごってもらうことは頼まなかった、実際におごってもらうことも遊ぶこともなかった、とのことであった。

・ 2月7日

聞取り報告を2月8日に行うことを保護者に連絡した。

・ 2月8日

保護者のうち、母が来校した。関係生徒らからの聞取り結果を伝えた。学年の聞取り等について説明を行った。

今後の対応について、次週から他の関係生徒からの聞取りを行い、期末テストの最終日に無記名のアンケートを実施する予定であることを保護者に対し伝えた。

・ 2月9日

差出人不明の手紙（1通目）が保護者のマンションの集合郵便ポストに投函されていた。内容は、全体周知の会議があった、当該校の都合のいいようにしか動いていないように思う、こんな職場で働くのもつらい、等の記載があった。内容からみて、当該校教職員の投函と思われた。本件生徒保護者は、投函の事実も投函された手紙も当初は当該校には伝えていなかった。

その後、存在することのみ教育委員会に伝えた。

・ 2月16日（母のメモでは15日）。

当該校側（校長、担任教諭、他の教諭）から母に対して、関係生徒らの聞取りについての報告が行われた。

母から、当該校の報告は本当なのか、気になるものというのは当該校が判断したものである、書いたものを見せてほしいとの申し出があった。

当該校は、母に対し、今後の方向性については少しお時間を下さいと回答した。

・ 2月19日

「偲んで」の保護者確認について、当該校が指導主事に電話で相談し、オープンにできるものは全てオープンにすると協議した。

・ 2月21日

母から市教委に対し電話があり、「偲んで」などの原本が見たい、当該校にとって都合のいいもの必要なものだけを見せている、当該校は時間を下さいというが、根拠がわからないとの発言があった。市教委が第三者調査委員会のことを保護者に説明した。市教委が保護者に対し、第三者調査委員会の件を当該校に話したか聞いたところ、保護者は、「していない。外部が入るとなると、もみ消される。だから伝えていない。」とのことであった。当該校は、個人情報のことがあるので時間がかかっている旨回答した。保護者は、この日、教育委員会に対し、直接第三者調査委員会の申立てを行った。

・ 2月22日

当該校が父に電話。「偲んで」の件で、2月16日に母と約束をした「偲んで」の開示について、保護者への確認作業中であることを伝える。

・ 2月26日

16時50分、指導主事と当該校が電話をした。また、本件生徒に特化したアンケートを行うことについて協議を行った。

・ 2月28日

保護者が来校した（対応したのは、校長、教頭、担任教諭、顧問教諭、他の教諭）。「偲んで」のうち、2の部分がなく、1と3の部分を活字にしたものを保護者に渡した。

当該校は、保護者に対し、原本（名前部分をマスキングしたもの）をゆっくり見てもらうために部屋も準備している旨、伝えたが、父母から結構ですと言われた。保護者によれば、当該校で立ち合いの元であることや、制限がかかっている、いらだちもあって、結構ですと言ったとのことであった。こういった制限があったのかは資料からは不明である。

結局、保護者は、「偲んで」の原本を平成30年9月5日に大阪市で見ている。

2月28日については、その他に、当該校は保護者に対し、2月23日に実施したいじめアンケートについての報告や、関係生徒らに対しての聞き取りの結果

についての報告を行った。さらに、今後実施予定のアンケート調査について原案を保護者に提示した。また、アンケートで何も出てこない場合、第三者調査委員会も考えていくと当該校が保護者に伝えた。

保護者から当該校に対して、関係生徒とのラインのやり取りが1月7日から止まっているのが気になるため、その点を確認してほしいとの申し出があり、当該校は、わかり次第、連絡すると回答した。

・ 3月1日

13時10分、指導主事より当該校に電話があり、1月28日に本件生徒保護者と面談した際に保健室の記録を渡したかについて問い合わせがあった。当該校側は、保健室の来室のことなどは説明しているが、一覧は渡していないとのことであった。

関係生徒から聞取り。

・ 3月2日

関係生徒から聞取り。

当該校は、同生徒の聞取り結果について、母に電話で報告した。本件発生後に、当該校側が「原因や状況がわかっていない」「どんなに小さなことでもいいから知っていること、気になることがあれば教えてほしい」ということで、1年全クラスの生徒らと1対1で教育相談をしたことを保護者に伝えた。保護者は、「偲んで」のまとめたものを読んだが、所属するクラブのアンケートはありのままだが書かれていて信用できるが、学年のものは信用できない、何か隠していると感じている旨、当該校に対して述べた。

・ 3月6日

母から当該校に対し電話があった。クラスの生徒1人1人から直接聞取りを行うことを希望しているとのことであった。

・ 3月8日

母から指導主事に電話があり、5月のいじめアンケートの原本が欲しいとの申出があった。指導主事は、母に対し、当該校には、両親から第三者調査委員会についての相談があったことは伝えていない、伝えてもいいですかと発言した。母からは黙っておいてください、とのことであった。このように、教育委員会と当該校が第三者調査委員会のことでやり取りしていないように母親には発言しているにもかかわらず、その後、指導主事は、当該校に対し、これらの母とのやり取りを報告している。

・ 3月9日

担任から母に対し、電話。5月8日のいじめアンケートの渡し方について相談があった。その際、母は、来週取りに行くとは回答した。

・3月12日

差出人不明の手紙（2通目）が、保護者宅の郵便ポストに投函されていた。

内容は、2月28日、保護者が帰ってすぐに、大笑いが校長室前から聞こえた等の記載があり、音声を録音したUSBも一緒に投函されていた。音声データによれば、談笑している音や、「お父さんが来た瞬間、ほっとした、前なんかあれやで、もういいですピシャ！！」等の会話がされている。

平成31年の1月頃、音声を少しでも教育委員会に聞かせたとのことであった。

朝に母から当該校に対し電話があり、実施予定のアンケートには名前を入れてほしい、「(本件生徒が)自殺(により亡くなった)」との記載を入れてほしいとの要望があった。また、3年生に対してアンケートを実施してほしいとのことであった。

また、午前の8時45分ころ、その日の17時ころ5月8日のアンケートを受け取りにいくとの電話が母から当該校にあった。

その後、16時に母から当該校に電話があり、ポストに5月8日のアンケートを入れておいてほしいとのことであった。

結局、担任教諭と他の教諭らで、5月8日のアンケートと3月13日実施予定の3年アンケートを両親の自宅にポスティング。

・3月13日

アンケートを実施予定であったが、「自殺」の文字を入れていないことから、保護者の意向と異なることを理由に、保護者からの連絡を受けて中止となった。

・3月15日

(3月23日にアンケートが実施されるまでの経緯について)

何も出てこないやり取りをいつまで続けるのか？という保護者の言を受けて、当該校側から提案。

2月28日に本件生徒のみのアンケート原案を保護者の提案。

保護者は無記名を希望、内容を作り変えて再度相談となる。3月12日、保護者からアンケートに被害児童の名前、「自殺」を入れてほしいとの希望がでた。「自殺」は載せられないと当該校側は判断し、保護者とそれ以上相談のないまま、「あす、3年生で実施します。」というメモとともに保護者宅にポスティングした。

当該校側は、自殺と断定されていない、他の生徒らに対する影響等を理由に「自殺」と入れることに反対。

3月13日の朝、要望した内容と違うのやめてほしいと保護者から連絡が入る。アンケートを中止。

保護者は、検案書には「自殺」と記載があるのであるから、アンケートに「自殺」と入れてほしいと述べたが、当該校側は検案書を把握していなかったとのことであった。

3月16日の時点でも、当該校側はアンケートに「自殺」と記載することに反対していたが、最終的に、3月23日に「自殺により」を入れて、保護者アンケートとして実施された。

市教委と両親の面談（第1回）。当該校は何かを隠している、懇談会でもいじめはないと言った、保健室で泣いたことも聞いていない、「偲んで」を見せてもらったのも1か月たってから等、保護者から発言があった。

市議経由で初めて本件生徒が何度も保健室に行っていた事、保健室で泣いたことがあったことを知った。

・ 3月16日

指導主事らが母と電話をした。子供と直接話がしたいということについての回答がまだないとのことであった。また、学校名を全てオープンにしてほしいとの希望が母からあった。

・ 3月19日

市教委と両親の面談が行われた（第2回）。

アンケートについて話し合い、3年生も調査してほしいとの希望があり、了承した。アンケートの原案を提示したうえで、保護者より了解を得た。先生からも聞きたい旨、保護者から希望があった。

差出人不明の手紙（3通目）の投函があった。内容は、学級担任についてであった。

・ 3月22日

市教委と父の面談が行われた（第3回）。アンケート内容等について協議された。

・ 3月23日

「自殺により」との記載を入れて、保護者アンケートとして実施された。

・ 4月6日

市教委と保護者の面談が行われた（第4回）。教職員調査の準備をしていること等について協議した。

保護者と校長、教頭が面談を行った。

- ・ 5月15日

当該校と保護者の面談があった。事案発生前の当該校の対応等について話があった。その際、保健室来室記録がほしいと保護者から要望があった。

時期は不明であるが、保健室の来室記録をまとめた表が保護者に対し開示された。

第3 当該校における資料の管理と把握状況について

- ・ 資料全体に関して

当初、第三者調査委員会に対して提出された資料は、原資料に基づき当該校がまとめたものが多かった。また、作成者、作成日、原資料が何か等、不明瞭であった。

3月12日の職員会議資料によれば、第三者調査委員会がたちあがるため、本件生徒に関するすべての資料を提供することや資料の廃棄をしないことを周知している。

3月12日の職員会議において、校長から「平成29年度の1年生に関わる書類」について全て保管するように指示があった。

そうであるにもかかわらず、第三者調査委員会発足後、アセス等、本件に関すると考えられる資料が出てきている。

また、調査により、教職員によって資料の保管状況が大きく異なることが発覚した。

- ・ 5月8日に行われたアンケートについて

このアンケートを実施後、誰が保管していたのか、本件生徒死亡後、どこから発見されたのかが曖昧である。

2年、3年のアンケートは廃棄されていたが、いつの時点で廃棄されたかは不明である。

- ・ 学級日誌について

終業式の際に、校長より、全教職員に「平成29年度の1年生に関わる書類の保管をお願いします」と伝えた。

そうであったにもかかわらず、教務部が出席簿を生活指導部が学級日誌を提出するように各担任に呼びかけ、各担任は長机に集約し、教諭が自身の書類をシュレッターした後、集約されていた学級日誌を公文書ではないという理由で慣例どおりシュレッター処理してしまった。

校長が指示した1年生に関わる全ての書類には、本件に関係するものとしないうちにあるという認識で、その分類は学校長の判断である。

ただし、保管を命じられた全ての書類とは関係があるかないかは問題となら

ず、全てであった。

・アセスについて

アセスとは、公益社団法人学校教育開発研究所が作成している子どもの学校適応感を理解する目的で作成されたツールであり、生徒がアンケートに答え、それを入力すると、子どもの学校適応感を測定できるとされている。

当初、学校からは本件に関する資料としてアセスに関する資料は提出されておらず、アセスを実施していた事実も伝えられていなかった。

そうしたところ、第三者調査委員会の部会の中で、第三者調査委員会に既に提供されている資料の他にも本件に関する資料があるのではないか問題となり、当該校に確認した結果、当該校から、当該校が保管する平成29年度の1年生に関する資料について一覧が提供された。

提出された一覧表の中に、他クラスのアセスの結果に関する資料が存在することが判明した。

アセスの性質から、仮に本件生徒がアセスのアンケートに回答していた場合、本件に関係してくる可能性が高いため、在籍クラスもアセスを実施しているのではないか、その結果に関する資料があるのではないかが問題となった。

第三者調査委員会の部会からの照会によって、当該校からは、在籍クラスのアセスの結果について、生徒らに返却したと思われるとの回答があった。

アセスの実施時期について当該校に確認したところ、平成29年6月29日の学年会で提案がされ、同年7月中旬に実施されたことが分かった。

そこで、当該校に対し、アセスがデータをパソコンに入力するものであるのであれば、そのデータがあるのではないかと、削除されているのであればどの時点で削除されたのかについて再度の照会を行った。

第19回の第三者調査委員会の部会でアセスに関するデータが提出された。

アセスのデータがこの時点まで第三者調査委員会に提出されなかった理由として、当該校からは次の通り説明がなされた。

養護教諭において、担任に情報提供を行ったのでデータを不要なものとし、平成29年の2学期に削除した、第18回部会においてアセスの記録の管理についての質問があったので、平成31年4月26日、校長がパソコンのデータの復元を行い、提出するに至った。

一番古い復元可能な時点（平成30年11月25日）で共有フォルダを復元すると、フォルダにアセスのデータが存在した。

パソコンの一斉バージョンアップに伴うバックアップが平成30年11月25日に行われた。

削除されたデータはバックアップの対象とならないため、平成30年11月25日までアセスのデータは存在していたといえる。

現在、教員共有フォルダにも教員用パソコンのデスクトップにもデータが存

在しない。

平成30年11月25日以降のいつ削除されたのかは操作ログの保存期間が過ぎており、特定できなかった。

第5章 本件生徒の自死に関連する事実

第1 はじめに

1 平成30年1月27日未明、本件生徒は、12歳という若さで自らの命を絶った（事故死ではなく、自死であったとする理由については、後述第6章において触れる）。本件生徒が自死したことに関連する事実を明らかにし、それらの事実と自死との因果関係を考察することが、当部会の使命の一つである。

いじめ重大事態に関する第三者委員会などから、いじめ重大事態に関する調査結果報告書が発表されると、「いじめた加害児童生徒は誰なのか」につき報道がなされ、世間が加害児童生徒側を迫及し、「いじめた加害児童生徒には厳罰を求める」等という責任論が巻き起こることがある。

2 大阪市いじめ対策基本方針（これはいじめ防止対策推進法第12条を根拠として策定されている）1（2）①では、「子ども同士がいじめ、いじめられることによって成長していくといった、いじめは子どもの成長過程に必要な経験であるかのような見方は、誤っている。」とし、同基本方針1（2）②では、「いじめ問題に対しては、いじめる側が悪いのだ、というぶれない認識で臨むことが必要である。」とある。このような方針で児童生徒に対して指導に臨むべきであるということ自体、否定するものではない。

しかし、さらに同基本方針の中には、「いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為である、という指導が首尾一貫して徹底されなければならない。」といった表現が使用されている等、地方自治体自身が、いじめの加害児童生徒に対する直接的かつ一方的非難とも受け取られかねない表現をしており、そのメッセージを受領する加害児童生徒本人やその児童生徒を取り巻く保護者・関係者に対して、様々な誤解を与えかねない。一方、同基本方針の他の規定をみても、加害児童生徒について言及があるのは、「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針、児童生徒の問題行動への対応に関する指針」や「安心ルール表」（仮称）に定められたルールにより対応し、加害児童生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行うとされ、加害児童生徒への対応方法が学校・教職員向けに規定されているのみであり、加害児童生徒やその保護者らに直接向けた指針やメッセージは、みられないといつてよい。

3 この点について、当部会が設置された目的とは逸れるが、多少言及するとすれば、加害児童生徒といっても、未だ発達・成長途上の段階にあり、同基本方針を一面的に捉えた指導によっては、加害児童生徒本人の発達・成長が逆に阻害されかねないという危険がある。このようないじめ認定の問題点が議論されなければならないことは、今後の課題であるといえよう。

当部会が設置された目的、報告書を発表する意図は、あくまでも本件生徒が自死したことにに関して、いかなる事実があつて、何が本件生徒の自死に関

連するのかを明らかにし、二度と同じことを繰り返さないために、学校・教育関係者はどうすればよいのかを提言することにある。加害生徒が誰なのかを暴くことや、加害生徒がいるとして、その加害生徒の責任を追及することではないということを、改めて強調したい。

- 4 本章では、本件生徒の自死と関連のある事実を以下のとおり認定し、いじめ防止対策推進法第2条に該当するいじめか否かの判断を加えている。その目的は、事実が同法のいじめに該当するものであれば、同法による学校や教育委員会が執るべき措置を執っていたが問われることとなるので、全体として学校の責任が果たされていたかを検証・考察するためである。

本報告書において、「いじめ」とはいじめ防止対策推進法第2条にある「児童等に対して、当該児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としている。

第2 本件生徒の死亡と関連があると認められる事実

1, 本件生徒1年生1学期

- ① 5月8日 いじめアンケートに本件生徒の回答があった。

5月9日 これについて、担任より本件生徒本人に聞き取りがあった。

本件生徒は、記載されている内容は、小学校当時のもので、現在はトラブル無く過ごしていると答えた。この聞き取りは、他の生徒もいる場であり、事実関係が詰められていない。一方、小学校からは小学校在籍時にいじめがあったとの申し送りはなかったが、関係生徒聞き取りの中に小学校2, 3年のころにけんかして、いじめられたと担任の先生に言われたという事実があり、また、小学校担任教諭からは、本件生徒が女子に拒否られたという聞き取り結果もあった。いじめが続くかも知れないので配慮してほしいというメッセージのつもりで記載した可能性がある。アンケート時点で具体的ないじめがあったとは認められないが、本人の認識を示す事実と考えられる。

- ② 本件生徒がチビ・メガネと言われていたこと

本件生徒が身長が低く、メガネを掛けていたこと、「他のクラスで、『おい、チビ来るなよ。』などと言われていた。」という生徒の証言があり、関係生徒についての学校聞き取りでもチビと言ってからかったという事実が認められる。「いじられキャラである。」と認識されており、メガネについてもいじられていて、本件生徒が嫌な顔をしていたという証言がある。本人が苦痛を感じたいじめと認定する。

- ③ 6月7日 本件生徒が「今日も又（関係生徒）にいじめられた（関係生徒）に笑われた なにをさ」というメモを残していた。

体育大会のクラス旗をめぐって、関係生徒が採用された自分のデザイ

ンをきちんと塗らなかったことを非難したことをいうものとも考えられる。メモにある両名はいじめの意識がなかったが、本件生徒に比して、活発なグループに属していた両名の言動は、周囲の生徒もいる機会におこなわれており、周囲の生徒も両名に同調する雰囲気であったと考えられる。

また、このメモが体育大会のクラス旗を塗らなかったことを示していないとしても、生徒名を特定して「いじめられた」「笑われた」と記載していること、メモが6月7日に書かれたものか事後的に書かれたものかはわからないが、6月7日前後に本件生徒の保健室利用が多くなっていることもあり、体育大会のクラス旗の件または、他の機会に本人が苦痛を感じたことと関係があると考えられ、いじめの事実と認定する。

2, 1年生2学期

- ④ 時期が明確でないが、2学期になって、本件生徒と同じクラスの男子5名が本件生徒の筆箱を取り、投げるなどの行為が複数回あった。これについて、教員がみつけて注意したこともあり、本人が苦痛を感じたいじめと認定する。

- ⑤ 9月22日ころ、3年生が引退する前（9月23日引退試合）に仲の良かった同じクラブの同級生と本件生徒がけんかをした。

周囲の生徒も、「同級生が止めた」「お互い必死だった。」という程であった。その後、その同級生とはつきあわなくなった。けんかをした生徒に積極的ないじめ加害の意識はなかったと考えられるが、その後、同生徒のみならず、数人の生徒が、本件生徒はうっとおしいと言うようになり、本人にとっては苦痛を感じたいじめの事実と認定する。

- ⑥ 10月ころ、数人の同級生が本件生徒のことを「いきっている。」「うっとうしい。」「最近上から目線で嫌や。」「遊ぶときでも仕切っているから嫌や。」と言っていた。この他にも、本件生徒に対して「上から目線やめてや。」「遊ぶときも仕切っているから嫌や。」と言った生徒もいる。上記発言していた3人の同級生以外にも知っている生徒がおり、いじめに該当する事実と考える。本件生徒については2学期になっても頻回な保健室利用があり、本人がこれらの同級生の言動について苦痛を感じていたいじめと認定する。

- ⑦ 時期は不明であるが、本件生徒が授業時間中に背中に所属するクラブの顧問教諭の電話番号が記載された付箋が貼られて、これをみたクラスの生徒がみんな笑っていた。本件生徒がいじられキャラと認識されていたこと、クラスで授業中に付箋を貼られて、笑われたことなど、本人が苦痛を感じたいじめと認定する。

- ⑧ 国語辞典の回収をしていたことについては、生徒の証言があり、夏休み

明けころから3学期まで続いていたようである。当初のきっかけは本件生徒が周囲の生徒に言い出したようであるが、ずっと続くことについては、本人が苦痛を感じていたいじめと認定する。

- ⑨ 12月11日 同クラスの生徒数人の机に「死」という文字が書かれていた。同級生の中には、本件生徒が書いたのではないかと考えた者もいるが、担任は別の生徒が書いたものと考えていた。当日朝は本件生徒のあいさつ運動の当番日ではなかったこともあり、本件生徒が書いたとは認定できないが、本件生徒が反発または悲観して書いたのではないかと考える同級生がいたことは、クラスの中で本件生徒がいじめられていたか、なんらか下位にみられていたことを示すものであると考えられる。

3, 1年生冬休み中

- ⑩ 12月23日～12月24日のLINEには以下のようなやりとりがある（以下、関係生徒は1人ではない）。

12月23日

15:54 本件生徒→関係生徒「ゴメン」
15:54 関係生徒→本件生徒「？」
15:55 本件生徒→関係生徒「ホンマにごめんなさい」
15:55 関係生徒→本件生徒「なにが」
15:55 本件生徒→関係生徒「いまどこ」
15:57 本件生徒→関係生徒「駐輪場」
15:57 関係生徒→本件生徒「フードコート」
15:59～16:16 電話5回
16:25 本件生徒→関係生徒「ついたよ」
16:26 本件生徒→関係生徒「逃げんなよ」

12月24日

10:21 関係生徒→本件生徒「昼飯どうする？」「おごってくれるんか？」
10:21 本件生徒→関係生徒「家で食べる」
10:21 関係生徒→本件生徒「あいよー」「でも 何かおごれよ」
10:23 関係生徒→本件生徒 スタンプ（キャラクター（不明）が怒りの表現をしている様子）
10:40 関係生徒→本件生徒「てか、約束したんちゃんか」
10:41 関係生徒→本件生徒「おまえ（関係生徒）との約束破るんか」
10:41 本件生徒→関係生徒「了解」
10:41 関係生徒→本件生徒：「何が了解？」
10:41 関係生徒→本件生徒：スタンプ（犬のキャラクターが舌を出して、呆れている様子）
10:42 関係生徒→本件生徒：「おーい」

10:42 関係生徒→本件生徒：「何が了解？」
10:43 関係生徒→本件生徒：「約束破るんか？」
10:43 関係生徒→本件生徒：「おい」
10:43 本件生徒→関係生徒：「今帰る」
10:44 関係生徒→本件生徒：「うん」
10:44 関係生徒→本件生徒：「だから、破るんか？って、言ってんの！」
11:33 関係生徒→本件生徒：「おーい」
11:33 関係生徒→本件生徒：「昼飯食い終わったか〜？」
11:35 本件生徒→関係生徒：「終わった」
11:36 関係生徒→本件生徒：「はーい」
11:36 関係生徒→本件生徒：「おごれよ！」
11:36 関係生徒→本件生徒：「責めて！」
11:37 本件生徒→関係生徒：「今日は無理おごるのは」
11:37 関係生徒→本件生徒：「は？」
11:37 本件生徒→関係生徒：「無理」
11:37 関係生徒→本件生徒：「破るんか？」
11:37 本件生徒→関係生徒：「次でいい」
11:38 関係生徒→本件生徒：「知らんしな」
11:38 本件生徒→関係生徒：「なんで？」
11:38 関係生徒→本件生徒：「(関係生徒) と約束したんやろ？」
11:38 関係生徒→本件生徒：「おごるって！」
11:39 本件生徒→関係生徒：「(関係生徒) 来るの？」
11:39 関係生徒→本件生徒：「うん」
11:39 関係生徒→本件生徒：「こやんかもしれへんけど」
11:39 本件生徒→関係生徒：「お菓子持って行くから」
11:39 関係生徒→本件生徒：「あ」
11:39 本件生徒→関係生徒：「お願いいたします」
11:39 関係生徒→本件生徒：「(関係生徒) ける」
11:40 関係生徒→本件生徒：「くる」
11:40 関係生徒→本件生徒：「また、おごれよ！」
11:40 関係生徒→本件生徒：「おい」
11:40 本件生徒→関係生徒：「わかった」

以上のLINEでは、LINEグループから何かおごってという送信が相次いでいる。送信した生徒は、実際におごってもらったことはないと言っているが、やりすぎたという反省を述べる生徒もいる。執拗に言われており、金銭の関係する問題でもあるので、本人が苦痛を感じたいじめと認定する。

⑪ 1月7日

- 12:55 関係生徒→本件生徒：不明のキャラクターの右上に「ふえ？」と表示されているスタンプ×73個
- 12:56 関係生徒→本件生徒：上記と同じスタンプ×41
- 12:56 本件生徒→関係生徒：クマのキャラクターの頭上に「？」が2個表示されているスタンプ×56個
- 12:57 関係生徒→本件生徒：上記と同じスタンプ×28個（この後も別のスタンプ含めて143個あり。スタンプの合間に本件生徒→関係生徒：「もうやめよう」）
- 12:59 本件生徒→関係生徒「うるさい」
- 13:00 関係生徒→本件生徒「黙れよ」「もうラインしてこやんといて」「じゃな」
- 13:00 本件生徒→関係生徒「スタ連やめて」
- 13:00 関係生徒→本件生徒「お疲れ」「バーイ」
- 13:01 本件生徒→関係生徒「お疲れ」
- 13:01 関係生徒→本件生徒「ラインしてこやんといて」
- 13:01 本件生徒→関係生徒「イエッサー」
- 13:01 関係生徒→本件生徒「だからラインしてこやんといて」

上記のLINEにスタンプが多数つけられていて、本件生徒がスタ連しないでほしいと述べている。また、関係生徒が本件生徒にラインをしてこないでほしいと述べているので、これと併せて本人が苦痛を感じるいじめと認定する。

4, 1年生3学期

⑫ 1月21日から1月22日までに下記のLINE送受信があった。

1月21日

- 10:22 本件生徒→関係生徒 「おはようございます」
- 10:23 本件生徒→関係生徒 「おはようございます」
- 10:45 本件生徒→関係生徒 「何食べてるん」
- 10:47 関係生徒→本件生徒 「知らん」

1月22日

- 7:02 本件生徒→関係生徒 「おはようございます」
- 7:02 本件生徒→関係生徒 「おはようございます。」
- 8:47 関係生徒→本件生徒 「なんや」

1月21日から1月22日まで本人が送信したLINEに対する返信が少なく、本件生徒の送信に対し、関係生徒らからその意図を聞く返信をほとんどしていない。本件生徒とすれば、LINE上で無視されたと感じていたと認められ、本人が苦痛を感じたいじめと認定する。

⑬ 1月24日から1月26日までに以下のLINE送受信があった。

1月24日

18:37 本件生徒→関係生徒「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」

1月25日

17:34 本件生徒→関係生徒「どうしたん」

17:34 本件生徒→関係生徒「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」

17:34 本件生徒→関係生徒「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」

19:23 関係生徒→本件生徒「なんや」

19:49 本件生徒→関係生徒「どっかん」

1月26日

18:14 本件生徒→関係生徒「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」

18:14 本件生徒→関係生徒「ドラゴンボールZ ドッカンバトル」

1月24日以後のLINEについては、送った相手からの返信がほとんどなく、あってもその後のLINE上のやりとりが続いていない。LINEをきっかけに相手方と会った様子もうかがえない。3学期の様子について、LINE以外に本件生徒の行動を示す痕跡が乏しいが、冬休みころから所属するクラブの練習を休みがちであったこと、3学期もいじられていた、落ち込んでいたとの様子が見受けられる。上記LINEでのやりとりを裏づけるもので、本件と関連する事実とする。

⑭ 時期が明確でないが、所属するクラブで先輩からプロレス技をかけられた事が認められる。同級生とのけんかの件を引きずった面もあるが、所属するクラブについては、年末頃から練習を休みがちになったこともあり、本人が苦痛を感じたいじめと認定する。

第6章 本件生徒の死亡の経緯および背景

第1 本章に言う「因果関係」について

本調査は、大阪市の「執行機関の附属機関に関する条例」（大阪市条例第35号）に基づき設置された「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者調査委員会」（以下、本章において単に「第三者調査委員会」という。）が行うものである。

第三者調査委員会が行う意見の具申は、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者調査委員会規則」第11条の定めに従い、「是正のために必要な措置、再発防止のために必要な措置その他の措置」に関する意見を具申するものとされている。

かかる目的を達するため、当部会は本報告書（意見）をまとめるものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

したがって、当部会は、一見、民事・刑事上の責任を問うまでではない事柄等についても、是正及び再発防止のために重要であると思われる事柄等については、広く、本件自死に影響を与え、寄与し、あるいは背景となった事情として考察することとした。

以下、本章において、「因果関係」という文言は、広く、自死という結果に対する影響・寄与が認められ、あるいは背景事情に当たると認められる関係をいうものとして用いる。民事・刑事上の責任範囲を限定する法的な相当因果関係をいうものとして用いるものではないことに留意されたい。

第2 事故か自死か

(1) そもそも、本件生徒の転落については、目撃者がいないので、事故か自死か、必ずしも判然としない。そこで、まず、事故か自死か、検討する

(2) 本件生徒は、自宅マンションのベランダが位置する外壁が接する敷地ないし道路付近で転落しているところを発見された。

転落推定時刻は、平成30年1月27日午前0時頃から午前1時頃までの間である。本件生徒は、その直前、同月26日午後11時17分から始まるテレビ番組を見ており、遅くとも午後11時17分頃は自宅マンションにいたと認められる。

本件生徒は、自宅マンションに最後にいたと認められる時刻から近接する時刻において、同所に近接する地上付近に落下していたことを考えると、落下の前は自宅マンションにおいて、同所からベランダの外壁を越えて転落したものと認めるのが相当である。

(3) 次に、転落が故意によるもの（自死）か、過失によるもの（事故）

か、検討する。

ベランダの外壁の高さは大人の胸ほどの高さがあり、外壁を越えて転落するためには、身体の重心を外壁の上に移動させる行為が必要である。

本件生徒が、その身体の重心を外壁の上に移動させるためには、よじ登るなどの意図的な行為が必要であり、少なくとも、重心を外壁の上に位置させる行為は故意であったと認められる。

では、その後の落下は、故意によるもの（自死）か、過失によるもの（事故）か。

この点、仮に過失（事故）だとすると、本件生徒はその意思に反して落下したことになる。

しかし、仮に誤って落下したのであれば、転落に驚いた本件生徒が叫び声をあげたであろうことが想像されるが、このような叫び声を聞いた者はいない。

また、仮に過失（事故）だとすると、本件生徒は死ぬつもりはなかったことになる。

しかし、この点、本件生徒は視力が悪く日常的に眼鏡をかけていたところ、転落当時、本件生徒は眼鏡をかけていない状況で発見された。眼鏡は室内に残されたままであった。

本件転落当時、本件生徒は、視認状況の悪い深夜、ベランダの外壁によじ登るという危険な行為に及んだと推察される。仮に、本件生徒に死ぬつもりがなかったのであれば、危険な行為に及ぶ以上、落下を防ぐため、本件生徒は眼鏡をかけていたはずである。しかし、本件生徒は、眼鏡をかけていなかったのである。

本件生徒が誤って転落したと考えるのは、不自然である。

(4) かえって、視力の悪い本件生徒が眼鏡をかけていなかったのは、高所から転落する恐怖を直視しないためであったと考えることができるのである。

一方、本件生徒は、その手に、母の眼鏡を持っていた状態で発見されたという。

本件生徒は自死を決意し、高所の恐怖から自分の眼鏡はかけなかった一方、母への思慕の念から母の眼鏡を手に持ち、転落したのではなかろうか、とすら考えられるのである。

これら事情に鑑みると本件生徒の転落は、過失によるもの（事故）ではなく、故意によるもの（自死）と認めるのが相当である。かかる認定を排斥するに足る事情は見当たらない。

したがって、本章においては、本件生徒は自死したものと考え、考察する。

第3 考察対象となる事情

子どもの自死は複数の原因からなる複雑な現象である。

子どもの自死の背景には、いじめをはじめとするストレスばかりでなく、家庭的な背景、問題を抱えた時に解決の幅の狭い性格傾向、衝動性、こころの病などが複雑に関連しあって、自死の危険を生じる。

一般に、自死が生じると、その直前に起きた出来事が自死の原因であると解釈しようとする傾向が強い。自死に至る道程が長く、要因が複雑であればあるほど、一見ごく些細なきっかけで、自死が突然起こったように思えるときがある（児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（文部科学省，平成21年3月27日））。

しかし、自死を理解するには、「準備状態」と「直接の契機」の関係をとらえなければならない。自死に至るまでには長い道程があり、様々な問題が山積していく。これが「準備状態」であり、この「準備状態」を探ることにより、自死の真相に迫ることができよう（児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」（文部科学省，2007年）参照）。

そこで、本章においては、自死の直前に起きた出来事のみならず、自死に至るまでの準備状態たる長い道程をも考察対象とした。

また、自死は様々な原因からなる複雑な現象というべきであるから、本件生徒が置かれていた状況として、学校に関わる事情、家庭に関わる事情及び本生徒の心的傾向を総合的に考察対象とした（以上「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省平成26年7月1日発出）参照）。

第4 自死の因果関係の判断にあたり

(1) 自死の危機にある子どもの心理

自死は、耐えがたい心理的苦痛があり、その苦痛から逃れる手段として死を選択することから生じる。

より具体的には、自死の危機にある子どもの心理は、①強い孤立感、②無価値観、③強い怒り、④苦しみが永遠に続くという思い込み、⑤心理的視野狭窄の状態にあることが指摘されている（「子どもの自殺予防ガイドブック」阪中順子著，金剛出版刊）。

①強い孤立感

「居場所がない」「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」としか思えなくなる心理状態である（同書参照。以下、⑤まで同じ）。

今回、第三者調査委員会は、周囲による「意図しない排斥」（社会的排斥）にも留意しながら、本生徒の心理的苦痛について検討した。

②無価値観

「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」といった考えがぬぐえない心理状態である。

③強い怒り

自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れることができず、やり場のない気持ちから怒りを生じる状態である。怒りが自分自身に向けられるとき、自死の危険が高まる。

④苦しみが永遠に続くという思い込み

自分が今抱えている苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという思い込みにとらわれて絶望的な感情に陥った状態である。

⑤心理的視野狭窄

自死以外の解決方法がまったく思い浮かばなくなり、「死ねば楽になる」「唯一の解決方法は死ぬこと」と、あるはずの解決方法が見当たらなくなってしまう状態である。

子どもがこれら①～⑤のような心理的苦痛により、精神的疲労を蓄積させ、その回復が追いつかなくなる結果、生きるエネルギーを失い、自死に至るものと考えられる。

(2) 因果関係の判断の枠組み

本章においては、前章までの検討を踏まえ、本件生徒において、①～⑤の心理状態を惹起すべき事情を探ることにより、精神的疲労の蓄積と自死に至る心理状態について考察することとする。

第5 本件生徒の状況

(1) 1学期頃

ア 本件生徒は学級代表に立候補したが、クラスメイトから選ばれることができなかった。学級の代表者として選ばれる理想的な自分と、現実には選ばれない自分とのギャップにより、本件生徒は自尊感情を棄損した。

本件生徒は、この挫折により、孤立感と無価値観を抱いたと思われる。本件生徒をして、みんなに認められたいという承認欲求をより強化し、その後の言動に影響を与えたと考えられる。

イ 時期は不詳だが、本件生徒は「チビ」と言われることがあった。本件生徒が自尊感情を棄損したであろうことは容易に推察される。本件生徒をして、みんなに認められたいという承認欲求をより強化し、その後の言動に影響を与えたと考えられる。

ウ 6月頃、本件生徒は、学級で中心的な同級生らから、本件生徒の受け

止めでは「いじめ」に当たる行為をされた。強い怒りを覚え、本件生徒はメモを残した。

本件生徒は、加害生徒にはかなわない事実直面し、自尊感情を害し、無価値観、無力感を覚えた。本件生徒が強い怒りを覚えたであろうことは、本件生徒がメモまで残した事実鑑みると明らかである。

この出来事以降、本件生徒と加害生徒らとの交友が円満に改善されたと認めるに足りる事情は見当たらないことから、本件いじめの記憶は、本件生徒にとって無価値観、無力感等を惹起する契機として記憶に残るできごととなった可能性を否定しえない。

エ 1学期終了時、本件生徒の成績は、期待どおりの芳しいものではなかった。

本件生徒が、理想的な自分になることができず、現実の自分に直面し、周囲からの期待に応えられない孤立感と無価値観を惹起したと思われる。

オ 本件生徒は、月に数回、継続的に保健室を利用していた。本件生徒が精神的疲労を覚え、サポートを求めていることがうかがわれる。

(2) 2学期頃

ア 9月頃、ゲームをめぐって、仲の良かった同級生とけんかをした。仲の良かった同級生を失い、孤立感を増強することとなったと思われる。

イ 夏休みが明けた頃から、本件生徒は国語辞典の回収を買って出るようになった。これは、他者からの承認欲求を表す行動である。ところが、やがて、他の生徒が本件生徒の手にうずたかく国語辞典を積載するようになったという。本件生徒による回収が常態化し、他の生徒が便利使用の関係に陥ったことがうかがわれる。本件生徒にとっては、他の生徒からの承認を求める行動が、かえって便利使用される関係を招き、孤立感、精神的な疲労を生じたと思われる。

ウ 10月頃、同級生3名が「(本件生徒名) うっとうしい、上から目線、遊ぶときでも仕切っている」と発言した。

本件生徒は、他の生徒の前では明るく振舞うなど、他者からの承認欲求が強い生徒であったと思われる。このような本件生徒が、同級生から否定的な評価を受けたことは、(本件生徒への伝播可能性は不詳であるが、本件生徒がこれを知っていたとすれば) 孤立感の増強を招いたであろう。

エ 合唱コンクールの指揮者をつとめたこと

合唱コンクールにおいて、本件生徒は、経験も実績もない指揮を担当すると名乗りでた。本件生徒が強い承認欲求を有していたことを表す証左である。

本件生徒は、同級生らの言によれば成功とのことであり、本件生徒にとって肯定的な体験であったと評価することもできよう。

しかし、一方で、本件生徒は、指揮者を務めることを参観にくる親に事前に明かさなかったという。本件生徒にとって誇るべき出来事であれば、通常、親に対して指揮者を務める旨伝えるはずだが、実際はそうしなかった。本件生徒にとって、指揮者を引き受けてしまったものの、本番は不安かつ恐怖そのものであり、「成功」ではなく、「かろうじて乗り切った」という思いでいた可能性も否定しえない。

オ 本件生徒は、2学期に入ってから継続的に保健室を利用していた。本件生徒がサポートを求めていることがうかがわれる。

しかし、本件生徒は、10月30日を最後に、以後、保健室の利用なくなった。

この日、本件生徒は、養護教諭の問いかけに対し、涙を浮かべたという。

しかし、内心を吐露しなかった。翌日、副担任からも同様の問いかけを受けたが、内心を吐露しなかった。

本件生徒は、精神的疲労を覚えながらも、その未熟さ等の事情により、どのようなサポートを求めているのか、表現することができなかった可能性がある。

本件生徒が、周囲の大人に相談しても問題を解決することができないと考え、心理的視野狭窄を強めた可能性がある。

カ 本件生徒が、周囲の大人に相談する勇気を十分に持ち得なかった背景として、一部の教諭から生徒らに対する有形力の行使と思われる指導などに象徴される「強い指導」の存在が、心理的影響を与えた可能性が考えられる。

さらに、本件生徒は、一部の教諭から、からかわれるなどいわゆる「イジリ」の対象とされていたくらいが認められる。教諭が本件生徒を「軽く」扱えば、他の生徒に「軽く」扱っていい、というメッセージを与えかねない。

本来、「逃げ場」となるべき教諭が、「軽く」扱っていいというメッセージを発出しているように感じられれば、相談する気持ちが削がれるのも、肯ぜよう。

かかる事情も、周囲の大人に相談する気持ちを削ぐ結果を招いたおそれがある。

本件生徒が、周囲の大人に相談しても問題を解決することができないと考え、心理的視野狭窄を強めた可能性がある。

キ また、本件生徒は、自分の所属しない他のクラスへ、よく顔を出していた。

自分の所属するクラス内に居場所のなさを感じていたと思われる。

しかし、居場所を求めて訪れた他のクラスでも、本件生徒は「ちび、来るな」と、その存在を否定する言辞を投げかけられていたという。

本件生徒の自尊感情が害され、孤立感を深める状況にあったであろうことが認められる。

ク 2学期終了時、本件生徒の成績は、1学期より上がったものの、大きなものではなく、若干程度であった。

本件生徒は塾に通い努力を重ねていたものの、努力のかいを見出していたかは疑問が残る。

(3) 冬休み頃から3学期の自死に至るまで

ア 本件生徒は、12月の終わりころ、スマートフォンを手に入れた。

本件生徒は、LINEで友達に対し、トークを投げかけるようになった。

しかし、本件生徒と友達とのトークによるやりとりは、年が明けた1月7日頃より、意思の相互的交流というよりは、スタンプの連打に象徴されるように、メッセージの一方的吐出しに終始するきらいが見られ、本件生徒にとっては、LINEにおいてもやりとりに疎外感を感じたであろうと思われる。

中でも、1月24日頃、本件生徒から友達に対し、

「ドラゴンボールゼットドッカンバトル」

などと、いささか唐突なトークを投げかけた後は、その後、本件生徒が数度トークを発信しても、返信が1度あった以外は「スルー」される状況に陥った。

このように、LINEにおける疎外感を感じさせるやりとりは、1月7日頃から1月26日頃に至るまで、継続した。

この点、一般的に、LINEにおけるやりとりでは、返事がすぐ付かず「スルー」状況が継続することも珍しくないとされており、友達も、特段の意図なく「スルー」していた可能性ある。

しかし、仮にそうだとすると、本件生徒がかかる事情をよく知らず、結果的に、「意図しない排斥」（社会的排除）を生じたと推察される。

かかる事情に鑑みると、本件生徒が、強い孤立感、無価値観を覚えたであろうことが推察される。返信が返ってこない状況の継続を受け、無視される状況が永遠に続くと思い込んだ可能性もあろう。

イ 年末頃から、本件生徒は部活を休みがちになった。

その頃、部活の中で同級生らとけんかをするのが目に付いたという。

そして、1月終わり頃、本件生徒が、部活の先輩からプロレス技をかけられたり、眼鏡をとられたりするなどのいじめを受けた。

本件生徒は、熱心に努力をする一方、部活の中で必ずしも称賛される契機に恵まれなかったことがうかがわれる。

本件生徒が、家族らに対し、部活を辞めたい旨申し出たことから、孤立感と無力感を深め、精神的疲労を蓄積したであろうことが認められる。

ウ また、時期は不詳だが、友達の一人から、本件生徒は「いきっている」等と言われた事実が認められる。

時期がLINEで疎外感を感じさせるやりとりの時期と重なるのであれば、本件生徒が、より一層孤立感を深めたであろうことがうかがわれる。

エ また、時期は不詳だが、本件生徒は、ノートに「消える」と書いた。

記載は「消える」という単語のみであり、その余の記載はない。おそらく、本件生徒の心理状況を吐露したものと考えられる。

本件生徒が、強い孤立感、無価値観を有し、この世から自分自身の存在を「消」滅させたいという衝動を生じたことが推察される。

オ 3学期の初めころ、本件生徒が落ち込んでいた様子が生徒によって観察されている。この頃、本件生徒が精神的疲労を蓄積していたことを表す。

このように、本件生徒が強い孤立感、無価値観、強い怒り、苦しみが永遠に続くという思い込みを深める中、自死当日、部活を無断で休んでゲームをしていた事実が発覚し、「部活に行った」というウソが露見した。そして、部活で疎外感を感じている事情を周囲の人々に上手く説明することができず、意思の疎通に齟齬を生じた可能性がある。

このように、本件生徒は、意思の疎通に齟齬を生じる中、叱責されるべき事情が、自死当日に生じた結果、孤立感、無価値観を深めたものと推察される。

本件生徒が精神的疲労を蓄積する状況で、不幸な齟齬が重なった結果、本件生徒が心理的視野狭窄に陥り、衝動的に自死を選んだと考えられる。

第6 結語

以上の自死に至った経緯をたどると、本件生徒は、遅くとも2学期以降、部活においては辞めたいと思い詰めるほどに孤立感、無価値観を覚え、自らが所属するクラスにおいては他のクラスに多頻度で顔をだすほどに居場所としての違和感を感じ、LINEにおいては疎外感を感じるやりとりが継続するなど心理的苦痛を覚えるなどして、精神的疲労を蓄積させていった。

本件生徒は、自らの精神的疲労の蓄積を告白し、上手に救いを求める

ことができなかった。また、周囲の人々も、本件生徒のしんどさに気づくことができず、本件生徒の「助けて欲しい」という有形無形のメッセージを受け止めることができなかった。

自死当日に至るまで、本件生徒は自分の置かれているつらい状況を周囲の人々に分かるように説明することができなかった。

本件生徒は自らの思いを実現し、周囲の期待にこたえるため、懸命に努力を重ねたことが認められる。一方、先に見た事情が重なり、自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れることができず、やり場のない気持ちから強い怒りを生じたのではないかと思われる。本件生徒は自分が今抱えている苦しみはどんなに努力しても解決しないと思い、心理的視野狭窄に陥って自死を選んだと推察される。

したがって、本件においては、上記に見た心理的苦痛を惹起すべき事情が自死の要因となっていることが認められ、かかる意味で、これら事情と自死との間の因果関係（法的な相当因果関係の意ではない）が認められると判断した。

第7章 当該校のいじめ防止活動と本事案における実際

本章の目的は、第3章及び第4章に記された事実、第5章において本件生徒の自死と関連があると認められた事実にいじめか否かの判断を加えた内容をふまえ、実際に当該校で取り組まれた本事案に係るいじめ対策の課題を提示、整理することである。

具体的に、1つには、当該校で想定されていたいじめ防止活動がどのような考え方にあり、学校経営及び校内組織の状況にあったのか、また、保護者や教育委員会との連携に取り組もうとしていたかについて整理する。2つには、1つ目の整理内容と本事案に係る実際のいじめ対策とを比較することから、今後のいじめ防止活動に提言するための課題を提示、整理する。尚、2つ目の冒頭には、大阪市いじめ対策基本方針を軸とする本市のいじめ対策の考え方を考慮して、6つの観点に言及する。これは、今後のいじめ防止活動に示唆をもたらすにあたり、重要な観点となる。

最後に、6つの観点から導き出された課題といじめ対策の視点（未然防止・早期発見・早期解決）の関連により、本章のまとめを記す。

第1 当該校で想定されていたいじめ防止活動

1 当該校いじめ防止活動の前提となる大阪市いじめ対策基本方針の考え方

平成27年8月、大阪市並びに大阪市教育局の連名により、『大阪市 いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～』（以下、大阪市いじめ対策基本方針）が発行された。これは、大阪市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定された。

この大阪市いじめ対策基本方針は、学校いじめ防止基本方針に添付するものである。学校いじめ防止基本方針とは、各校においていじめ防止対策推進法（以下、法という）第13条に基づき定められた、どのようにいじめ問題への取組を行うかについての基本的な方向や具体的な取組等の内容を明文化したものである。

大阪市及び大阪市教育局は、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先に捉え、大阪市いじめ対策基本方針を徹底することを決意表明するに加え、各校における学校いじめ防止基本方針に添付していじめ問題に活用するべく大阪市いじめ対策基本方針を発行しているといえよう。

(1) いじめ対策の基本的な考え方①－いじめの定義－

大阪市いじめ対策基本方針の内容には、まず「1. いじめ対策の基本的考え方」として、「(1) いじめの定義」、「(2) いじめ対策の基本理念」を掲げている。

「(1) いじめの定義」では、いじめ防止対策推進法第2条を引用し、『「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつ

て、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう』と定めている。

「いじめ」を定義する留意点としては、

- ①いじめられた児童生徒の立場に立ち「心身の苦痛を感じているもの」という要件を限定的に解釈せず、いじめ認知は複数の教職員からの情報を統合し校長が責任を持って行うこと、
- ②「一定の人的関係」とは学校の内外を問わず当該児童生徒との何らかの人的関係を指すこと
- ③「物理的な影響」では、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極めること
- ④行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースでも加害行為を行った児童生徒に対する指導など適切に対応すること
- ⑤いじめには犯罪行為として警察への相談又は通報を必要とするものがあること

の5点を確認している。

いじめの態様としては、冷やかしかからかい、嫌なことを言われる、プロレス技を掛けられる、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるなどの具体例を示し、その多様さにも言及している。

(2) いじめ対策の基本的な考え方②—いじめ対策の基本理念—

「(2)いじめ対策の基本理念」では、

- ①いじめを受けた子どもを救済しその尊厳を守ることを最優先する
- ②大阪市は「いじめを許さない」
- ③回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」
- ④被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする
- ⑤被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える
- ⑥隠蔽には厳正に対処する
- ⑦混乱の鎮静化を優先しない
- ⑧救済ルートの確保と対処ルール

を取り上げている。

これら8項目に対しては、大阪市いじめ対策基本方針の独自性と特徴として、

- ①集団づくりより個人の尊厳に価値を見出し、加害児童生徒との「仲直り」より被害児童生徒を「助ける」ことを優先する
- ②「被害児童生徒」とは「いじめを受けた可能性のある児童生徒」のことであり、いじめ事実の確認まで被害者とはみなさないという考え方はしない
- ③被害児童生徒及び保護者の知る権利は尊重され、被害児童生徒及び保護者は十分な調査を求め、情報開示を請求する権利を有する

- ④いじめの隠蔽は教育者としての至らなさ以前に人間としての罪悪であることに触れ、非違行為として厳正なる対処がなされる
- ⑤いじめ事案が表面化した後、学校や地域において混乱の鎮静化を望む空気が支配的になることがもたらす二次被害から、被害児童生徒及び保護者を守ろうとすること
- ⑥被害児童生徒及び保護者には、事案解決のための対処に繋がる相談・通報窓口として、事情に応じて利用しやすい形で複数の信頼性・実効性ある救済ルートを確保する

ということが加えて説明されている。

また、大阪市では、対処ルールにおいて、「教育的配慮」を名目とする恣意性を排除することも独自の特色として示している。いじめ事案への対処ルールとしては普遍性が不可欠であり、「教育的配慮」の名の下に曖昧化する恣意性は持ち込まれてはならないという。被害児童生徒のみならず加害児童生徒その他の児童生徒にとっても、公平・公正なルールに基づくぶれない対処こそ、裁量の「教育的配慮」であるとも説明されている。

(3) いじめ対策の具体的内容①－(1)いじめの未然防止のための方策－

大阪市いじめ対策基本方針の「2. いじめ対策の具体的内容」には、「(1)いじめの未然防止のための方策」、「(2)いじめの早期発見のための方策」、「(3)いじめ事案の調査及び早期対応」、「(4)いじめによる重大事態への対処」、「(5)いじめ対策への組織的取組」について明記されている。

「(1)いじめの未然防止のための方策」では、

- ①道徳教育におけるいじめ問題の取扱い
- ②教職員のいじめ問題への対応能力の向上
- ③学校外での幅広い人間関係の機会拡大

の3点を挙げている。いじめを受けたときの「いじめSOS」の活用方法などを道徳教育において取り扱って児童生徒全員に実践的で有益な知識を周知徹底することや、行政研修及び校内研修等において専門的知識に基づく教職員のいじめ問題への対応能力向上を図ることなどが示されている。

(4) いじめ対策の具体的内容②－(2)いじめの早期発見のための方策－

「(2)いじめの早期発見のための方策」では、

- ①定期的な調査
- ②管理職への報告
- ③組織的な対応
- ④「いじめSOS」等

の4点を挙げている。いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート等による調査を行い、いじめに気づいた教職員が直ちに管理職へ報告して組織的に情報共有しながら対応すること、いじめを受けている児童生徒又は保護者が助けを求められるような方策を設けることなどが示されている。

(5) いじめ対策の具体的内容③－(3)いじめ事案の調査及び早期対応－

「(3)いじめ事案の調査及び早期対応」では、

- ①いじめ行為の制止
- ②生命・身体等の安全確保
- ③心のケア及び学習支援
- ④事案の調査
- ⑤いじめに該当するかの判断
- ⑥被害児童生徒・保護者の要望・意見等の尊重
- ⑦被害児童生徒・保護者への情報開示と説明
- ⑧犯罪行為の警察への通報
- ⑨警察の捜査等への協力
- ⑩ルールに基づく加害児童生徒への対応措置
- ⑪出席停止の措置及び個別指導教室における指導
- ⑫被害児童生徒の安心できる学習環境の確保
- ⑬加害児童生徒等の転校の意思確認
- ⑭第三者専門家チームの活用

の14点を挙げている。ここでは、いじめの疑いがある行為は直ちにやめさせて児童生徒の生命・身体等の安全を確保することを起点に、いじめの疑いに気づいた初期段階から被害児童生徒への心のケアや学習支援を行うこと、いじめの疑いがあることに気づいた時は速やかな事実関係把握のための調査を行い個々の行為がいじめに該当するか否かの判断に基づいて迅速に対応すること、被害児童生徒やその保護者の要望や意見等を尊重しながら情報開示や説明を行うこと、被害児童生徒及び保護者に対する支援と加害児童生徒へのルールに基づく対応措置を行うこと、警察への通報・協力や第三者専門家チームを活用することなどが示されている。

(6) いじめ対策の具体的内容④－(4)いじめによる重大事態への対処－

「(4)いじめによる重大事態への対処」では、

- ①「重大事態」の意味
- ②重大事態の報告・申立て
- ③第三者委員会による重大事態の調査
- ④法の「重大事態」と条例の「重大な被害を受けた事案」の関係
- ⑤第三者委員会委員の人選
- ⑥第三者委員会の調査権限
- ⑦調査への協力義務
- ⑧被害児童生徒・保護者への情報提供・経過報告
- ⑨調査結果の市長及び教育委員会への報告並びに被害児童生徒・保護者への提供
- ⑩第三者委員会からの調査結果及び意見具申の公表

⑪調査結果を踏まえた市長及び教育委員会による措置
の11点を挙げている。ここで、「重大事態」とは、法第28条の定義（ア）いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、（イ）いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、という場合である。ただし、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして報告・調査等に当たるものとされている。本市の条例で設置する第三者委員会においても、いじめ事案の調査を想定しており、いじめ事案を法第28条の「重大事態」とほぼ同等の事態を指すと解釈する。体罰事案の場合は、別途「公正な職務の執行の確保のための市長の調査権限等に関する条例」に基づき、市長自ら調査し、又は専門委員に調査を委託するなどの対応が取られることになっている。

重大事態であると判断した場合又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合、校長は直ちに教育委員会へ、教育委員会は直ちに市長へ重大事態を報告することが示されている。また、第三者委員会による調査には原則として、学校及び教育委員会は全ての協力要請に応じることが義務付けられており、意図的な秘匿・懈怠その他の非協力は認められないという。

(7) いじめ対策の具体的内容⑤－(5)いじめ対策への組織的取組－

「(5)いじめ対策への組織的取組」では、

- ①「大阪市いじめ対策連絡協議会」の設置・運営
- ②保護者との連携の強化
- ③ネットいじめへの対応のための連携
- ④「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ⑤学校におけるいじめ対策のための組織

の5点を挙げている。法第9条には、保護者は保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努めるものとされるところに、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされている。したがって、学校・家庭・地域が連携したいじめ問題への取組を推進するために、保護者との連携を強化することが示されている。また、各学校では、法第13条に基づき、前述した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。学校におけるいじめの未然防止から早期発見・早期対応等といった実効的ないじめ対策を定め、「いじめ対策委員会」などにおいて校長の権限と責任の下、組織的に実行されることが示されている。

2 当該校のいじめ防止活動の考え方

当該校では、前述の大阪市いじめ対策基本方針にある通り、事案発生年度において当該校いじめ防止基本方針（以下、当該校学校基本方針）を策定してい

た。各学校基本方針は、いじめの未然防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修などを定め、いじめ対策全体に関する内容とするも、大阪市いじめ対策基本方針と同じ内容は繰り返す必要がないともされており、各学校の実情に応じた観点や具体的な取組等を記述するものである。

なお、本章における当該校学校基本方針は、平成 29 年度当時の内容であることを前提とする。

(1) 当該校学校基本方針におけるいじめ基本方針の重点とポイント

当該校学校基本方針には、当該校の基本方針の重点を定めていた。それは、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、互いに認め合い、いじめのない集団育成に取り組むことであった。

当該校における基本方針のポイント 3 点は、

- ①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（人権教育・道徳教育・体験学習の充実、言語活動を重視した特別活動の充実）
- ②未然防止・早期発見のための取組（日々の観察・教育相談・スクールカウンセリング・いじめ実態調査アンケートの実施）
- ③家庭・地域との連携（PTA 実行委員会や懇談会等を通じて実態・指導方針等を情報交換すること）

であった。具体的には、人権教育を重視している当該校において、仲間を大切に相手の立場に立って共感的に考えることや、互いに理解し支え合うことを示していた。日々の観察では学活や清掃等教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けたり、教育相談では教職員と生徒の信頼関係を形成して日頃から気軽に相談できる環境を作ったりという取組を示していた。また、気になる生徒対象のスクールカウンセリングや、学期に 1 回（6 月・11 月・2 月）のいじめ実態調査アンケートの取組も示していた。さらに、家庭・地域との連携を掲げ、情報交換並びにいじめ防止対策や対応についての啓発を行うとあった。これらは、次項で述べるいじめの未然防止、早期発見・早期解決の具体的な取組と関連する事項といえる。

(2) 当該校学校基本方針にある未然防止の取組

当該校学校基本方針には、いじめの未然防止の取組の基本姿勢として「いじめはどの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」という事案を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。」ことを定めていた。未然防止の取組としては、①授業改善、②自己有用感を高めるために、③いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成、④情報モラルに関する取組を掲げていた。

- ① 授業改善では、学習規律としての確立や配慮を要する生徒への対応を重要と考えており、わかる授業づくりや指導力向上のことを示していた。

- ② 自己有用感を高めるためには、一人一人が活躍することができる活動を充実させたり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりをしたり、生徒を認め・ほめる指導を充実させることを示していた。
- ③ いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成には、道徳教育や学級活動の充実を図り、命や互いを思いやることの大切さを実感させることに加え、傍観者にもいじめに加担していることを認識させることを示していた。
- ④ 情報モラルに関する取組としては、ネット上のいじめ防止について特定の教科や人権教育、生徒・教職員・保護者対象の研修会で実施することを示していた。

(3) 当該校学校基本方針にある早期発見の取組

当該校学校基本方針には、いじめの早期発見の取組の基本姿勢として「いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。」ことを定めていた。早期発見の取組としては、①生徒観察の充実と情報の共有化、②変化の記録、③アンケート調査の活用・教育相談（個人面談）の実施、④スクールカウンセラーの活用、⑤外部機関との連携、⑥いじめ相談窓口の周知を掲げていた。

- ① 生徒観察の充実と情報の共有化では些細な変化に気づくことができる体制づくり、② 変化の記録では 5W1H で把握することが示されていた。そして、③ アンケート調査の活用・教育相談（個人面談）の実施、④ スクールカウンセラーの活用といった項目を取組内容とし、⑤ 外部機関との連携には警察署・子ども相談センター・特定の支援施設を明記、⑥ いじめ相談窓口の周知にも電話相談の宛先が示されていた。

(4) 当該校学校基本方針にある早期解決の取組

当該校学校基本方針には、いじめの早期解決の取組の基本姿勢として「発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。」ことを定めていた。

早期解決の取組には、取組内容として

- ①いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- ②全教職員が団結して問題解決に取組ための体制づくり（情報の共有化・教職員の連携等）
- ③被害生徒の保護・加害生徒への指導
- ④警察などの関係機関との連携
- ⑤家庭・地域との連携

⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

の各項目を掲げていた。

(5) 当該校学校基本方針にある重大事案への対処

当該校学校基本方針で示された重大事案への対処としては、重大事案を重大事態の（ア）（イ）の条件を付した上で、速やかに教育委員会に報告し、調査及び対応することを定めていた。教育委員会に報告することを強調する記述であった。

(6) 当該校学校基本方針にある校内組織による取組

当該校学校基本方針に示されたいじめ問題に取り組むための校内組織は、「いじめ対策委員会」であった。

当該校学校基本方針には、いじめ対策委員会の構成員に管理職・生徒指導主事・教務主任・学年主任・人権教育主担を明記し、主任会と兼ねることで週に1回の情報交換を行っていた。事案の発生時には、主任会の構成員に生活指導部長・養護教諭、必要によっては当該学級担任を加え、事案発生時の委員会を設置することになっていた。

このような、いじめ対策委員会の役割は、当該校学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録・共有を行うこと、いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し迅速な情報の共有・関係生徒への事情聴取・指導及び支援の方針の決定・保護者との連携を行うことであった。年間計画としては、いじめ対策委員会を4月・9月・2月の年3回実施し、年3回（6月・11月・2月）の生徒対象いじめアンケート調査・年2回（7月・12月）の学期末懇談を通じた保護者からの聞き取り調査・年2回（9月・11月）の教育相談を利用した学級担任による生徒からの聞き取り調査を実施することが明記されていた。同時に、人権教育実践研修会（11月）や生活指導研修会（4月）といった校内研修会も年間計画に位置づけ、職員会議等を活用し実施することになっていた。

校内組織の取組としては、保護者や地域・関係機関との連携について、ホームページは学年通信などによる情報発信・啓発、学校協議会への提案・協力体制、委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請を行うことであった。取組内容の検証については、PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連、取組評価アンケートの実施等未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法を示していた。

とりわけ、重大事案に対処するために、学校長の判断と指示の下、迅速に対応できるよう①学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）、②調査組織の設置や事実関係の明確化、③被害生徒及びその保護者への適切な情報提供、④教育委員会への報告について、教頭や生徒指導主事を中心に日頃か

ら体制を整えておくことも確認されていた。

3 当該校の学校経営及び校内組織の状況

(1) 平成 29 年度当該校の学校経営の状況

平成 29 年度当時の当該校における学校経営の状況は、『平成 29 年度運営に関する計画』に確認された。これは、大阪市教育局の作成した『平成 29 年度学校運営の方針』に基づいて定められたものであった。平成 29 年度学校運営の方針とは、大阪市立学校活性化条例第 2 条に基づき、同条例及び大阪市教育局行政基本条例並びに「大阪市教育局振興基本計画」を踏まえ、学校園における学校運営が適切に行われるよう、大阪市教育局が作成した指針である。

大阪市教育局は、この指針の中で、大阪市教育局行政基本条例の前文に基づいた「めざすべき目標像」とその達成に向けて教育に携わるすべての人々が共有すべき「基本となる考え方」を基本的な目標とするとともに、2 つの「最重要目標」を明示していた。2 つの最重要目標とは、

- ① 子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現、
- ② 心豊かに力強く生き抜き未来を切り開くための学力・体力の向上）

であった。この最重要目標それぞれには、全市共通目標も定められており、これは大阪市立小・中学校の全ての学校で必ず設定することになっていた。特に、全市共通目標を達成するに当たっては、いじめは「いつでも、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、積極的に取組内容を設定し、早期発見・早期対応に努めることを重要事項として指針に明記しており、上記①の子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現という最重要目標に対し、全市共通目標の 1 つを「平成 29 年度末の校内調査において、学校で認知したいじめについて、解消した割合を 95%以上にする。」と目標値を示して定めていた。学校では、年度の間及び年度末には、指針に沿って具体的に目標や取組の成果や進捗を評価し、次期の改善点や課題を設定していくことになっていた。

当該校では、平成 29 年 4 月現在において、『平成 29 年度運営に関する計画』の中で最重要目標を中期目標として示し、その全市共通目標と学校の年度目標を定めていた。

最重要目標①子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現に対する学校の年度目標は、「規律ある学校を作る」「自主的活動を推進し、仲間を思いやる心を育てる」であった。最重要目標②心豊かに力強く生き抜き未来を切り開くための学力・体力の向上）に対する学校の年度目標は、「基礎学力を定着させるとともに、教員の授業力を向上させる」「家庭学習の習慣をつけさせる」「全国体力・運動能力調査の数値を、毎年向上させる」としていた。最重要目標①子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現を達成するための取組内容には、【問題行動への対応】として遅

刻者の減少や正しい言葉遣いの指導、【特別活動】として生徒会活動の活発化ときれいな学校づくり、【人権教育を尊重する取組】として障害者理解、【キャリア教育の推進】並びに【学校行事の充実】の6項目を取り上げていた。

最重要目標②心豊かに力強く生き抜き未来を切り開くための学力・体力の向上)を達成するための取組内容には、【図書館の環境整備】【班活動・学び合い活動の充実】【英語教育の充実】【国語教育の充実】【習熟度別少人数授業の充実・習熟度別教室の整備】【自主学習習慣の確立】【その他】として子どもたちの豊かな情緒を育てることから学力向上につなげる取組、【キャリア教育・人権を尊重する教育・国際社会に生きる子どもの教育の推進】【体力向上への支援】の9項目を取り上げていた。

上記の目標と取組内容の達成状況への評価は、A:目標を上回って達成した、B:目標通りに達成した、C:取り組んだが目標を達成できなかった、D:ほとんど取り組めず目標も達成できなかったの4段階で、学校が主体的に評価するものであった。11月現在における中間評価を経過とした平成29年度最終評価については、最重要目標①子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現に対しては「目標を上回って達成した」とするA評価、最重要目標②心豊かに力強く生き抜き未来を切り開くための学力・体力の向上)に対しては「目標通りに達成した」とするB評価であった。

(2) 平成29年度当该校における校内組織の状況

当该校における校内組織の構造は、後記の図の通りであった。まず、校長を筆頭に、教頭、主任会、運営委員会、職員会議が配置されている縦の構造があった。

主任会の構成員は、管理職・学年主任・教務主任・生徒指導主事・首席・指導教諭であり、平成29年度当時は8名であった。その役割は、管理職の方針・教育課題への対応方策等について協議し、各学年の生徒に関わる情報交換や行事における活動場所の調整等を行っていた。この主任会の構成員はすべて運営委員会の構成員でもあったため、役割を職員会議の協議・連絡事項の整理や、職員会議に提出する資料の点検と確認を行う運営委員会にも関与していた。

次に、主任会及び運営委員会を中心に、左右に13の委員会が配置されている横の構造があった。13の委員会は、当该校においてはその独自性から人権教育推進委員会を重視しており、主任会とすべての委員会の関係性は相互的であった。校内に常設する13の委員会には、いじめ問題に取り組むためのいじめ・不登校等対策委員会があった。校内組織のひとつであるいじめ・不登校対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・人権教育主担・保健主事・各学年主任・養護教諭・教務主任の11名で構成される校内組織であった。

また、前述した校内組織の下位には、学年会や職員会議、5つの校務分掌があった。主任会及び運営委員会は、学年会・職員会議・校務分掌とも相互的な

関係性であった。

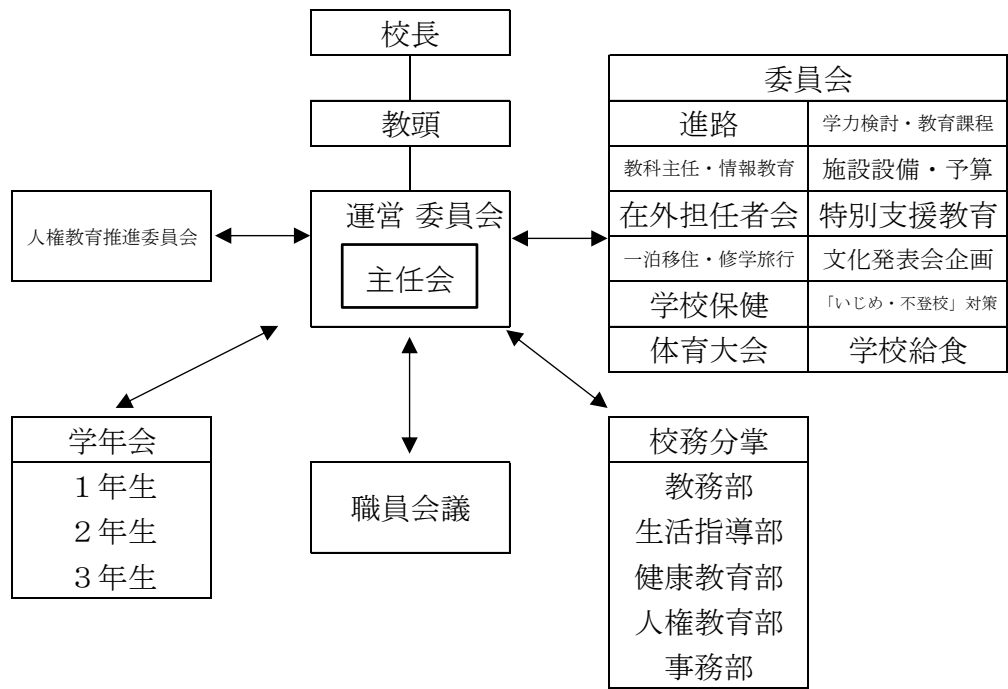
校内組織において管理職と教員ら、13の委員会、学年会・職員会議・校務分掌の中間に位置する主任会及び運営委員会、中でも運営委員会の構成員を兼ねている主任会は、校内組織の中核となる機能を有していた。当該校の校内組織の構造には、校長、教頭のマネジメントを基盤として学校の独自性を校内組織の特徴として示し、実際には主任会を中心に相互に役割や機能が推進される仕組みがあった。

当該校における校内組織の内、(2)(6)の稿に記した当該校学校基本方針にある校内組織や、前述した校内組織の構造における13の委員会のひとつであるいじめ・不登校対策委員会の他、当該校にはいじめ問題に取り組むための組織があった。まず、いじめ問題と関連する校務分掌のひとつである生活指導部では、「2017年度生活指導部の確認事項」において指導に当たっての共通理解がしめされていた。それは、生徒の様子がいつもと違うと感じた時はできる限りその日のうちに対応するという「早期発見・早期指導」、学級担任と副担任・学年・生活指導部との連絡を密にするという「全員での取り組み」、保護者との連絡・対話を密にし、必要に応じて家庭訪問を行うという「保護者との連絡」、どんなに小さなことでも見逃さずに共通の話題にするという「情報交換を密に」、問題行動を発見したらその場で指導するという「生徒指導の第一歩としての教科指導」、早期発見・早期指導が第一という「報告と確認はスピーディーに行う」としていた。また、「学年における生徒指導上の課題への対応について」においては、職員朝礼後の学年打ち合わせを実施することや、日常で指導すべき事例が発生した場合の対応(緊急性の有無別に当該生徒への指導や対応及び保護者への連絡に至るまで)を示していた。定例の学年会での生徒の情報交換も明記しており、いじめを含む気になる生徒や気になる事例の報告、教員相互の情報補足とアドバイス、今後の指導の方向の確認、学年教員全員での共有を確認していた。複数の教師のかかわりが必要と思われる事例については、学級担任だけでなく副担任・教科学級担任・生活指導担当・顧問教諭・養護教諭等が相談のうえ適宜協力し対応すること、家庭訪問・教育相談・学期末懇談・保護者や地域からの連絡・アンケート・各種ふりかえり(週・行事・学期末)等ですぐに知っておいた方がいい情報がある場合も、適宜打ち合わせの機会を設け、全員で情報を共有し対応を協議することが確認されていた。

次に、生徒の心身の健康については、学校安全や学校保健が関係する。学校安全については、平成29年4月に『学校安全対策マニュアル』を当該校で発行しており、緊急時危機管理事例のひとつに自殺予告も含まれていた。その予防策や初期対応、事故処理においてはいじめ問題への対策と重複する部分があり、例えば、命の大切さの指導や校内相談体制の充実、友人関係や家庭状況の把握、個別面談や教育相談の実施などがあった。同時に、当該校では学校保健と学校安全を兼ねて年間計画を策定(学校保健安全計画)しており、健康な

心身の育成と安全で清潔な教育環境の整備を進めることを保健目標として示していた。また、学校保健に関しても保健行事や保健室における養護教諭の考え方、事故発生時の対応、各種保健関連事項の手続き等を記す文書があった。これら学校安全や学校保健に関する内容は、管理職を中心に学校全体で取り組みながら、取組の実際において特に学校保健については健康教育部が担っていた。

【当該校における構内組織の構造図】



4 当該校における保護者との連携の取組

当該校による保護者との連携を述べるに当たり、再度大阪市いじめ対策基本方針の基本理念を確認する。この基本理念には、いじめ事案の対応については、被害児童生徒及びその保護者の要望・意見を聴取し、最大限尊重することが第一と考えられている。そして、被害児童生徒や保護者の「知る権利」に応える必要があり、大阪市及び大阪市教育局は、被害児童生徒や保護者に対する情報開示及び説明を積極的に行う責任を負っている。これらのことは、いじめ対策の具体的内容(3)いじめ事案の調査及び早期対応にも関与している。いじめ対策の具体的内容(5)いじめ対策への組織的取組にも、保護者との連携を強化することが明記されている。

また、当該校学校基本方針に明記された基本方針のポイントには、「家庭・地域との連携」が挙げられていた。これは、いじめの早期解決の取組のひとつ

でもあった。また、いじめ問題に取り組むための校内組織においては、アンケート調査の一環として年2回（7月・12月）には学期末懇談を通じた保護者からの聞き取り調査を行い、保護者や地域・関係機関と連携することを明記していた。実際に、いじめが発見された際には、被害生徒・加害生徒への支援や指導に引き続き、被害生徒や加害生徒の保護者への連絡もなされる流れも示されていた。

保護者との連携を具現化する組織としてはPTA活動の他、学校協議会があった。平成29年度は年3回開催されていた。学校協議会委員には地域関係者、PTA関係者がおり、学校関係者からは当該校の校長・教頭・生徒指導主事に校区小学校長が出席していた。協議内容は、学校の現状報告に始まり、運営に関する計画等についてであった。また、学校保健領域の組織活動に位置づく学校保健委員会もあり、学校・学校医・保護者・生徒それぞれの立場で当該校の健康課題について共有し、今後の健康保持・増進について懇談することを目的にしていた。平成29年度学校保健委員会には、学校長・教頭・保健主事・健康教育部長・養護教諭・学校医に、保護者を代表してPTA役員、生徒を代表して保健委員会代表者が出席すると実施要項で確認されていた。テーマは「スマホと目の症状の関係について」であった。

校務分掌から保護者との連携をみると、生活指導部の確認事項には、保護者との連絡や対話を密にし、必要に応じて家庭訪問をすることが確認されており、当該校には日常的に保護者との連携を重視する考え方があった。平成29年度は、家庭訪問を4月順から5月上旬の6日間を予定して文書にて学級担任と保護者が相互に日程調整していた。学期末懇談会は、7月と12月に、文書にて学級担任と保護者が相互に日程調整し、同様に3月には学年末懇談会もあった。また、健康教育部による学校保健に関する内容を記す文書において、保健室で生徒に対応する方針には、「早退は原則保護者と連絡を取って行う、ただし、連絡がつかない場合も本人がカギを持っており、一人で休養可能な場合は早退させる。家についたら必ず電話連絡を入れるよう指導し、連絡を受けた職員は学年のホワイトボードに連絡があった旨時間と共に記入する。」と明記されていた。事故発生時の対応においても、保護者には迅速に、正確に、誠意を持って連絡・連携すること記されていた。日常的な生徒の急病や事故発生時にも、保護者との連携を重視する考え方があった。

5 当該校と大阪市教育局の連携の取組（指示・指導を含む）

大阪市いじめ対策基本方針はそもそも、大阪市及び大阪市教育局の連名で発行されていることから、この方針を徹底する責任が大阪市教育局にはある。大阪市及び大阪市立学校はいじめを絶対に許さないという教育的配慮としてのぶれない方針を、大阪市教育局から発信する必要がある。行政や学校にとって最も大切な責務は、一刻も早く「いじめを受けた子どもを救

済し、その尊厳を回復し、守っていく」ために、いじめに苦しむ子どもやその保護者を支援することと確認されている。そのためには、被害児童生徒とその保護者を最大限に尊重し、情報開示及び説明を積極的に行う責任を負っている。同時に、二次被害ともいえる現象を防ぐことに注力し、在校生の保護者や地域住民に理解と協力を働き掛ける。

いじめの未然防止には、『生徒指導の充実等について』という文書を年度当初に教育長名で各校園長宛に通知している。そこには、いじめの未然防止・早期発見・早期解決にむけた取組の徹底する指示が記されている。同時期には、『「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について』という文書を各学校長宛に通知し、校内研修会等において全教職員に配布し共通理解を図るために『学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』を添付している。中でも、大阪市教育局では「いじめについて考える日」を設定しており、各校にいじめを許さない学校づくりを指導している。取組を学校任せにせず、いじめについて考える日の各校における実施状況を、大阪市教育局ではアンケートによって把握に努めている。年度を継続した取組であり、その一部をホームページで公表している。学校におけるいじめ対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育センターの研修においていじめ問題に関する研修プログラムを実施し、資料『いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください』の再周知を啓発している。

いじめの早期発見のための方策として、大阪市教育局は児童生徒に対する定期的な調査を行う。前述した「いじめを考える日」のアンケートもその一環である。いじめの疑いがあるときは被害児童生徒と保護者の了解を得た上で、学校が大阪市教育局に連絡し、対処を促す。また、児童生徒又は保護者からいじめ等に関する相談を受け付ける機関を周知するため、実際に配布文書を作成して学校に通知している。

いじめ事案の調査及び早期対応では、いじめの疑いに気づいた初期段階から被害児童生徒の心のケアや必要に応じた学習支援を行う。事案の調査では速やかに事実関係を把握し、被害児童生徒・保護者に対する自己防衛的な対応や事実の隠蔽を決して行ってはならない。個々の行為がいじめに該当するか否かの判断も、学校と共に迅速に対応し、加害児童生徒への対応措置をとる。

この際、いじめの再発防止において、加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。並行して、被害児童生徒の安心できる学習環境を確保し、被害児童生徒が転校するという常識を覆す対応をとる。これは、本市いじめ対策基本方針の独自性と特色では、『転校を打診されるべきは、被害児童生徒の前に、まず加害児童生徒である。いじめの事実が確認され、加害児童生徒が被害児童生徒と同じ学校に在籍する場合で、被害児童生徒・保護者がこれを忌避する意向を示したときは、教育委員会は、加害児童生徒・保護者

に転校（就学校の指定変更）の意思の有無を確認する』との記述に根拠を有する。学校だけで解決が困難な事案には、第三者専門家チームを学校に派遣し、第三者としての立場と専門性を生かした支援を行う。

いじめの重大事態への対処においては、学校から重大事態の報告があれば速やかに、市長へ事態発生の報告を行う。児童生徒・保護者は学校を通さず直接大阪市教育委員会へ申立てを行うことができ、この場合も市長へ報告する。実際には、事件事故等発生後速やかな段階で、大阪市教育委員会から市長へ緊急情報を報告するシステムがあり、正式な文書報告は生徒事故報告書で行われることになる。重大事態の報告や申立てを受けた場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、「執行機関の附属機関に関する条例」に従って、速やかに「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」（以下、第三者委員会）を設置し調査を実施する。この第三者委員会の調査には、大阪市教育委員会も原則全ての協力要請に応じる。調査結果に基づいて、是正のための必要な措置、再発防止の必要な措置を取らなければならない。

いじめ対策への組織的取組は、校長が権限と責任を担ういじめ対策委員会といった中核となる組織を置くことになるため、大阪市教育委員会は管理職から連絡や報告を受ける。学校がいじめ（あるいはいじめの可能性）に気づいた時は、教育委員会が指示・指導する。

第2 本事案に係るいじめ対策の実際

ここで、当該校で想定されていたいじめ防止活動と本事案に係るいじめ対策の実際の比較においては、未然防止・早期発見・早期解決（重大事案を含む）を中心とする枠組みにより課題を提示し、整理していく。それに先立ち、まず、本市におけるいじめ対策の考え方を考慮して、以下6つの観点に言及する。

1 本市におけるいじめ対策の考え方を考慮した6つの観点

まず第1に、いじめ防止対策推進法と学校いじめ防止基本方針、大阪市いじめ対策基本方針の相互関係を整理すると、前述の通り、各学校においては、いじめ防止対策推進法に基づき学校いじめ防止基本方針を定めるものであった。そして、大阪市いじめ対策基本方針は、学校いじめ防止基本方針に添付するものであった。しかし、本事案の調査において当該校学校基本方針を確認したところ、その内容にはいじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義が引用されるものの、大阪市いじめ対策基本方針の独自性と特徴を十分にふまえた内容記載とは言い難かった。具体例を挙げると、「被害生徒」を「いじめを受けた可能性のある生徒」として対応する意義や具体的方策は、当該校学校基本方針には記されていなかった。また、本事案に係る第三者委員会に提供された資料には、当該校学校基本方針の添付文書として大阪市いじめ対策基本方針

が確認された事実もなかった。このことから考えられることは、当該校学校基本方針は、大阪市いじめ対策基本方針を十分に捉えておらず、大阪市及び大阪市教育局委員会によるいじめ対策への決意表明を反映していなかったのではないということである。すなわち、大阪市及び大阪市教育局委員会が示すいじめ対策の基本的な考え方や具体的内容は、広く深く、当該校全体及び教員に理解されていない可能性があったと考えられる。通常、学校いじめ防止基本方針には、大阪市いじめ対策基本方針と同じ内容を繰り返す必要はないとされつつも、大阪市及び大阪市教育局委員会の方針を反映させる必要はあるだろう。後述する本事案に係る評価、提言や教訓を提示するにあたり、学校いじめ防止基本方針には、大阪市いじめ対策基本方針の考え方を十分に反映させて、各学校の実情に応じた観点や具体的取組を記述することが肝要であることを、ここに確認する。

第 2 に、大阪市いじめ対策基本方針には、いじめの定義として『「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう』と定められていた。当該校学校基本方針に記載されているいじめの定義もまた、いじめ防止対策推進法第 2 条を引用し、同様の内容であった。したがって、当該校の教職員のみならず、全市の教職員並びに教育行政関係者であれば皆、いじめの定義を理解していなければならない。しかし実際に、当該校の教員にいじめとは何かを問いかけたところ、「子ども自身が嫌だと思うこと」という見解の他、「体でも心でも傷つけられるようなこと」「続いていたら（いじめだと）認識する」「本人がいじめと捉えていなかったら、そんなにいじめという認識をしない」「同じ子に対して同じことを何度も繰り返す、追い詰めていくということ」という見解が述べられた。これは、いじめの定義にあるような「心身の苦痛を感じているもの」という広義の理解に、心身の傷害、継続性、被害児童生徒のいじめ自認の有無と程度、深刻性などという要件が加味されていると考えられる。まさに、各教員が独自にいじめを限定的に解釈している事実である。当該校における教職員は、いじめとは何かという基本的な考え方さえ共通理解に乏しいまま、日常の教育活動に従事していた可能性が高い。教員によっていじめとは何かの理解に齟齬が認められるこのような状況では、教職員全体としていじめ対策を講じる困難さを生じるだろう。あらゆるいじめ対策の原点ともいえるいじめの定義の理解については、全市を上げて、学校の教職員に徹底した理解を図る必要性を確認する。

第 3 に、第 2 と関連することとして、いじめ認知は誰が行うものであるかということに言及する。いじめの限定的な解釈に基づき、各教員がひとつひとつの事象をいじめであるか、いじめでないかを判断、認知してしまうことは、

学校としていじめを見落とす危険性を増大させるだろう。事実、本事案においても、5月8日に当該校で実施されたいじめアンケートには、本件生徒はいじめを今までに受けたことがあるかないかという問いに対して「ある」、どんないじめを受けたかという問いに対して「持ち物を隠された」「とじこめられた」の選択項目に○を付し、いじめを受けた時の気持ちとして「最悪でしたし、怖かったしもう泣きました」と回答していた。しかし、この回答に基づいて実施された学級担任による教育相談では、本件生徒自身が「いじめがあったのは、小学校当時のことであり、現在はトラブルなく過ごしている」と回答したことで、学級担任はそれ以上の事実確認をしなかった。小学校当時との回答であってもいじめの可能性はあること、いじめの可能性があれば被害生徒とみなされることを念頭に置き、学級担任が単独でいじめかどうかを判断してはならなかった。また、いじめを定義する留意点にあるように、いじめ認知は複数の教職員からの情報を統合し、校長が責任を持って行うことが徹底される必要があった。以上のことから、いじめ認知について校長が責任をもって妥当な判断から決定を下すためには、各教員がいじめかいじめでないかを独自に判断、認知せず、学年や校務分掌・委員会などの組織で情報共有し、校長に進言するシステムを構築しなければならない。このことは、一教員がいじめの可能性を認知し、報告することにも校長の責任が及ぶことも意味している。校長はその責任を重視した校内組織の整備と教職員への指導・助言を徹底しなければならない。

第4に、大阪市では人権教育をあらゆる教育活動を通じて計画的、系統的に実施しており、とりわけ当該校でも、人権教育を地域の実情に関連づけ、重視してきた経緯があった。この人権尊重の精神は、当該校学校基本方針からも読み取れる。そこには、互いに認め合い、いじめのない集団育成との記載があった。ここで、問題認識されるのは、人権尊重という考え方についてである。当該校においては、生徒相互の承認関係について集団育成の文脈で説明されているが、大阪市いじめ対策基本方針の独自性と特徴においては「集団づくりより個人の尊厳に価値を見出し、加害児童生徒との仲直りより被害児童生徒を助けることを優先する」と説明があり、齟齬を生じている。仮に、集団育成に基づく人権尊重と個人の尊厳を優先する人権尊重の考え方が対立する場合、いじめ対策で優先されるべき個人の尊重は学校教育活動に位置づけられた集団育成の考え方に踏襲されてしまうであろう。この問題点の改善には、人権尊重の考え方を抜本的に転換させ、個人の尊厳が最優先される教育環境であればこそ、生徒が互いに関心をもち、共感、協調し合い、弱みを見せたり支えたりし合える互惠関係を育む、集団育成を実現することができるのだという意識をもつ必要があるのではないだろうか。今後も当該校において人権教育推進を重視するならば、この抜本的な意識改革を発展させ、集団育成を推進するためには個人の尊厳が前提となるよう徹底されなければならないだろう。尚、

このような考え方は、当該校がこれまで積極的に取り組んできた人権教育の在り方を否定するものでは決してない。むしろ、これまでの教育実践、地域や関係機関との連携や協働など人権教育すべての取組を積み重ねてきた成果として、この抜本的な転換が有効性をもって実行できるものと考ええる。これまでの人権教育の確固たる基盤がなければ、今後の取組は実現し得ないだろう。従来の取組に加えてさらに、子ども個人の尊厳を最優先する考え方を前提条件として強調し、集団育成に取り組んでいく。当該校の人権教育がより充実、発展する形態で、いじめ対策の一環を果たすべく機能することが望まれる。

第 5 には、当該校ではいじめ対策を目的とする以前に、いかなる場面においても教員が生徒を尊厳して関わっていたか、という大きな問いに言及する。子ども集団において相互に個人の尊厳を保障するには、まず、教員が生徒の尊厳を保障する必要がある。当該校では、実際どのような関わりがあったのか。一部の教員の生徒に対する態度や行動には、「生徒が逆らえない、絶対に何も言えない雰囲気」「(生徒を) 突き飛ばすような感じ」「(生徒が先生を) ほんまに怖がっている感じ」「げんこつで頭を叩くようなこと」との調査結果を得た。本件生徒に対しても「(先生が本件生徒を) いじっていた」という声が寄せられた。一部の教員には、周囲から見たときに、生徒に脅威を与え恐れを感じさせるような振る舞いがあっただけでなく、教員による体罰を思わせる強い指導があった可能性も否めない。特に、本件生徒に対して、教員がいじるという声が寄せられたことは、本事案において重大な問題として認識される。当該校において日常の学校教育活動の中で教員が生徒に権威的で、子どもの人権を侵害する可能性がある態度や行動を示しているならば、それは生徒の目にどう映るだろうか。教員は意図せず、自らの態度や行動によって、人権を尊重しない態度や行動を生徒に教示してしまうことになりかねない。たとえ当該校では教員が口々に数年前までの「生徒の荒れ」を指摘し、一部の生徒による生徒指導上の問題行動が散見されるような状況にあったとしても、その資質として備えるべき教育的愛情をもって子どもを教え育むことを教員は決して忘れてはならないだろう。無論、教え育む際の方法は、優しいばかりではなく時に厳しくとも、周囲の誰から見ても子どもの尊厳を侵害しているように見受けられることがないよう、個人の尊厳を最優先する意味を十分に理解した態度の形成と行動が図られるべきだろう。さらには、このような一部の教員による権威的な態度や行動に対しては、校長や教頭など指導的立場にある教員が適正に指導・助言し、教員同士が互いに声を掛け合い、いかなる状況下においても子どもの人権の擁護者としての姿を見失わないことが重要である。前述した第 4 での論及では、当該校では子どもの集団育成を人権教育として推進する前提条件に、子ども個人の尊厳を位置づけ、より充実し発展させた人権教育に期待するものであった。いじめ対策の土壌を整備するためには、当該校の環境において、教員が生徒の尊厳を尊重し、いかなる子どもの人権も擁護すべ

きことを確認する。

第 6 に、いじめ対策における保護者支援の重要性に言及する。一般に教員は、保護者との関わりを「保護者対応」と考える傾向にある。保護者対応は、保護者の要求や意見等の質や程度に関係なく、あらゆる場面で保護者の状況に応じて求められる教員の態度と行動のこと、と考えられている。いじめ対策の文脈においても保護者対応の考え方が不適切とは言えないが、十分であるとは言い難い。それは、前述した『大阪市いじめ対策基本方針』いじめ対策の基本理念に示されている通り、いじめに苦しむ子どもやその保護者を支援することが、行政や学校にとって最も大切な責務だからである。すなわち、いじめ対策においては、保護者対応よりも保護者支援を必要としていると考えられる。実際、本事案における教員の保護者への関わりは如何であったか。事案発生当初、保護者は、休日の学校へすぐに赴き、家庭の情報を開示すると共に学校からの情報提供を求める経緯があった。その際、保護者からは学校や教員に対して、一切の厳しい意見や追及などを表現していなかった。これは、保護者が学校や教員に対して、保護者としての切実な思いを学校や教員に伝え、助けを求めるほど、一定の信頼感を有していたと推察される。しかし、事実経過においては第 4 章の通り、両者は信頼関係からは遠い関係性へと辿っていくこととなった。本事案発生後の経過において、保護者の意見や要望を第一に考え、尊重し、知る権利に応えるという当該校のいじめ対策の実際には、保護者から求められることに対して対応する関わりに終始していたのではないか。本来的には、保護者が事案発生当初から学校や教員との関わりを真に求めていることに鑑み、学校や教員は保護者の心情に寄り添い、保護者に対して支援的に関わる必要があっただろう。当該校におけるいじめ対策としては、保護者対応から保護者支援へと考え方を転換させ、保護者が安心・信頼できるような学校と家庭の連携の基盤を構築すべきと考えられる。

2 本事案に係るいじめ対策の実際：①未然防止の視点より

(1) 本事案に係る未然防止の実際と課題

当該校学校基本方針で示され、想定されていた未然防止の取組には、本章第 1 の 2 (2) の通りであった。いじめ未然防止の取組内容に記述されているように、授業改善では配慮を要する生徒への対応を重要と考えることが重要であり、一人一人が活躍することができる活動を充実することで生徒の自己有用感を高めると考えられていた。同時に、いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成するためには学校経営・校内組織の状況を整備しておく必要があり、情報モラルに関する取組で説明されているような研修会の実施も必要と考えられた。

そこで、本事案のいじめ対策の実際の比較には、「配慮を要する生徒への対応を重要と考えること」、「一人一人が活躍することができる活動を充実するこ

と」、「学校経営・校内組織の状況」、「研修会の実施」の4点について検討し、課題を提示する。

まず、「配慮を要する生徒への対応を重要と考えること」、について本事案の実際はどうであったか。小学校からの申し送り内容を当該校がまとめた資料によると、本件生徒は小学校での学力がA～Dの4段階の■評価であったことや支援欄の○記載があったこと、生活・健康面への所見として「話の内容を理解していないことが多く、文章も書けない。幼くちょこちょこいらんことをする。間違いを認められない。」と記載されていたことが明らかになっている。この事実より、本件生徒は配慮を要する生徒として位置付けられる対象であったとうかがえる。しかし、申し送りを受けた教員らは、具体的に本件生徒に何らかの支援を行う方策をもたず、支援が必要であるとしてもその解釈は分かれ、統一された見解をもっていなかったこともわかっている。このことから、本件生徒に必要な具体的な個別の教育的支援が不十分であったばかりか、そもそも教員らには配慮を要する生徒の対象となる本件生徒への意識が不十分であったと考えられる。

次に、「一人一人が活躍することができる活動を充実すること」については、学習面において自分なりの努力を続ける姿や指揮者としての活躍、図書館の利用と読書への親しみ、授業中の積極的な発表態度など、教職員は本件生徒の活躍や活動を承認する印象をもっていたことが明らかになっている。一方、学習面では課題の未提出や基礎的学力の低さ、生活面では忘れ物の多さや落ち着きのなさ、同級生との人間関係トラブルなどの印象も述べられており、本件生徒が学校生活において活躍し、活動を充実させることを教員が支援する必要性を認識すべきであったと推察される。とりわけ、文化発表会での社会科の作品展示が空欄のままであった措置については、むしろ、学校生活での活動の充実に支障を与えた可能性が考えられる。

「学校経営・校内組織の状況」では、本市の指針として学校運営の全市共通目標を達成するに当たり、学校で認知したいじめを解消する割合の目標値を示しており、当該校でもこれをふまえ学校経営されるべきであった。しかし、当該校の平成29年度運営に関する計画に示された学校の年度目標や取組内容を確認すると、当該校ではいじめに関する事項が取り上げられていなかったと明らかになっている。特筆すべき点としては、平成29年度最終評価では、本事案が発生したにもかかわらず、最重要目標①「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」について「目標を上回って達成した」とするA評価を付しており、当該校が組織経営上、いじめを未然防止するために妥当ある学校経営の評価をしていたとは言い難い状況が認められる。加えて、校内組織の状況として注視すべき点は、校内組織のひとつであるいじめ・不登校対策委員会が、複数の教員よりその運用実績の空洞化が指摘されていることである。当該校学校基本方針に定められたいじめ対策委員会もまた、

本来であれば管理職・生徒指導主事・教務主任・学年主任・人権教育主担を構成員としていじめ対策を検討する組織としてあるべきだが、運用実績は主任会と兼ねることで情報交換を行うにとどまっていたことがわかっている。したがって、当該校では、いじめを未然防止するための校内組織が、十分に機能していなかった可能性が考えられる。

「研修会の実施」では、当該校いじめ防止基本方針に定められる通り、校内研修会を年間計画に位置づけ、職員会議等を活用し実施することになっていたが、本調査結果では校内研修会が実施されたか、情報モラルについて保護者と共有する機会はあったかという確証は十分に得られていない。すなわち、当該校ではいじめを未然防止するために、教員が研鑽と修養に努め、保護者に情報提供する機会が不十分であったと考えられる。

(2) 本事案においていじめの事実と認定された内容を未然防止できたか
上記1)の課題を整理すると、次のことが示唆された。

①教員は、本件生徒について配慮を要する生徒の対象として共通認識し、本件生徒には個別に応じた必要な支援方策を実施し、いじめ未然防止の手立てを講じる必要があった。

②学校経営では、いじめ対策に直接関与する目標や取組内容を掲げ、いじめ対策を独自に推進する校内組織を整備し、研修会の実施など未然防止のための取組を充実させる必要があった。

本事案においていじめの事実と認定された内容として、「チビ・メガネと言われていた事象」「6月7日メモの事象」「筆箱を取り投げる事象」「同級生とのけんかの事象」「背中に付箋を貼られる事象」「国語辞書回収の事象」「LINEの事象」すべてについて、教員が本件生徒を理解し支援的に関わり、校内において組織的ないじめ未然防止対策を講じることで、各事象への一定の抑止力を行使できたのではないかと考えられる。

3 本事案に係るいじめ対策の実際：②早期発見の視点より

(1) 本事案に係る早期発見の実際と課題

当該校学校基本方針で示され、想定されていた早期発見の取組には、本章第1の2(3)の通りであった。いじめ早期発見の取組内容に記述されているように、生徒観察を充実させ情報を共有化するためには些細な変化に気づくことができる体制づくりが求められ、その変化の記録を5W1Hで把握することが必要と考えられていた。また、スクールカウンセラーなどの専門家や外部機関との連携等を図り、学校や教員はアンケート調査を活用し教育相談（個人面談）を実施する必要があると考えられていた。

そこで、本事案のいじめ対策の実際の比較には、「些細な変化に気づくことができる体制づくり」「変化の記録を5W1Hで把握すること」「アンケート調査の活用及び教育相談（個人面談）の実施」の3点について検討し、課題を提示

する。

「些細な変化に気づくことができる体制づくり」及び「変化の記録を 5W1H で把握すること」としては、2017 年度生活指導部の確認事項から一定の取組が読み取れる。例えば、生徒の様子がいつもと違うと感じたときはできるだけその日のうちに対応することになっていたり、どんなに小さなことでも見流さずに共通の話題にしたりと、当該校では全教員で生活指導に当たることになっており、情報交換や情報確認の徹底が図られようとしていたことがわかる。職員朝礼や学年打ち合わせを日常の教育活動において有機的に運用させていたことも明らかになっており、全教員で生徒の情報を共有し対応を協議されることになっていることがうかがえる。しかし、本事案の実際には、5 月 8 日アンケートの本件生徒による記述について、校長・教頭・生活指導部長に報告さえしていない学級担任が認められる。また、保健室に頻回来室している本件生徒が、学校生活に不適應傾向を認める事実についても、関係教員間での共通認識が十分であったとは言い難い。その理由には、本調査では、保健室来室数の多さについて学級担任と養護教諭が協議した確証は得られなかったことに加え、当時 1 年生の学年会でも本件生徒を取りあげて協議した確証も得られていない。ある教員からは、本件生徒にまで注視するに至らないとの見解もあるほどに、本件生徒について複数の教員が個別に状況把握していたことを確証づけるような本調査結果も得られていない。このことから、学校教育活動全般において、保健室で流涙するなど「点」で気づかれた本件生徒の些細な変化を複数の教員が早期発見につなげていく好機を逃すばかりか、早期発見のための体制づくり（組織機能）の至らなさゆえ「線」「面」で本件生徒の変化を捉え早期発見できなかったと考えられる。

次に、「アンケート調査の活用及び教育相談（個人面談）の実施」では、重要事項が 2 つ挙げられる。1 つ目に、学校生活に関するアンケート（アセス）の結果の把握と活用である。アセス結果によると、本件生徒は当該学級で唯一「要対人支援領域」に位置づき、支援が必要である生徒との分析結果が判明したと認められる。このアンケートは平成 29 年度のみ養護教諭の提起によって実施されたものであり、実施の趣旨は教育相談等に活用するためである。しかしながら、当該学級において学級担任が教育相談等で活動した形跡は認められておらず、そもそも分析結果をどのように教育相談に活用したり取り扱ったりするかも事前に計画されておらず、全教員の統一した理解はないことを伺い知れる。このアセス結果からは、当該学級において本件生徒が子ども集団の中で支援を必要としていることは明白な事実であり、本件生徒が苦戦する学校生活にあることを早期発見することは可能であったと考えられる。2 つ目は、教育相談の取組がある。教育相談アンケートや振り返りシートの取組は、すべての生徒に実施されており、中でも 5 月 8 日アンケート記述後や養護教諭からもたらされた保健室での本件生徒の情報提供により、学級担任や副担

任は個別に本件生徒へ教育相談の機会を得ていることが明らかになっている。実際に、本件生徒は教育相談アンケートや振り返りシートにも自らの考えを述べ、思いを吐露していると読み取れたが、教育委員会関係者の1人が本件事案発生後に本件生徒の振り返りシート閲覧した感想として、学級担任の関わりの希薄さを指摘している。また、個別の教育相談の機会においては、本件生徒が友人と一緒にいるところで保健室での流涙したエピソードの背景を尋ねたり、廊下で数分程度の聞き取りを行なったりと、本件生徒のプライバシーや話しやすい環境に配慮ある教育相談とは言えない事実が認められる。これらのことから、アセスの分析結果の活用や教育相談の不十分さから、本件生徒について詳細な状況把握及び生徒理解に乏しい結果に陥り、本事案の早期発見にはつながらなかったと考えられる。

(2) 本事案においていじめの事実と認定された内容を早期発見できたか

上記1)の課題を整理すると、次のことが示唆された。

①学校は、本件生徒の些細な変化を把握する体制を整備し、複数の教員で本件生徒を十分に状況把握及び生徒理解しながら協議する機会をもち、その変化や協議の記録から早期発見につなげる必要があった。

②学校教育活動で実施するさまざまな取組の趣旨を明確にすると共に、それらの取組で得られるデータを教育相談に活用し、教育相談の場では子どもがSOSを発信しやすいような環境提供及び人間関係を構築する教員の配慮や工夫が必要であった。

本事案においていじめ事実の認定にはならない「5月8日アンケートへの本件生徒の回答」や「机に死の文字が書かれたこと」、本事案においていじめ事実と認定された「チビ・メガネと言われていた事象」「6月7日メモの事象」「筆箱を取り投げる事象」「同級生とのけんかの事象」「背中に付箋を貼られる事象」「国語辞書回収の事象」「LINEの事象」すべてについて、本件生徒と教員との関係に信頼感の相互交流があれば、本件生徒自身によるSOSを促せた可能性が考えられる。なぜなら、本件生徒はアンケートへの記述、保健室への来室などSOSを発信しており、教員側の配慮や工夫があれば確かなSOSにつながった可能性は否定できないからである。そして、心理的な援助要請の困難さをふまえ、生徒からのSOSだけを早期発見の方策にせず、アセスのような客観的指標を十分に活用して妥当な支援を講ずれば、早期発見の糸口を見出すことができただろう。

4 本事案に係るいじめ対策の実際：③早期解決の視点より

(1) 本事案に係る早期解決の実際と課題

当該校学校基本方針で示され、想定されていた早期解決の取組には、本章第1の2(4)の通りであった。いじめ早期解決の取組内容に記述されているように、早期解決にはいじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制のもと、全

教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり（情報の共有化・教職員の連携等）が必要と考えられていた。その際には、被害生徒の保護と加害生徒への指導を実施し、関係機関・家庭・地域のネットワークを活用した連携が求められていた。とりわけ重大事案においては、教育委員会との連携が強調されていたことも早期解決に重要と考えられた。

そこで、本事案のいじめ対策の実際の比較には、学校が本事案を早期解決に導く視座から、「いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制」「問題解決に取り組むための体制づくり」「被害生徒の保護・加害生徒への指導」「教育委員会との連携」の4点について検討し、課題を提示する。加えて、本事案発生後の重大な特記事項として、「保護者に向けた内部通報の問題」にも着目する。

「いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制」「問題解決に取り組むための体制づくり」として、本事案発生当初に対応した組織体制には問題が認められる。本件生徒の自死が明らかになった平成29年1月27日、17時には緊急職員集会が開かれた記録が残っている。しかし、この日から、当該校学校基本方針でいじめ事案発生時に設置すべきと定められているいじめ対策委員会が開催された記録は見当たらない。いじめ対策委員会は、主任会の構成員（管理職・学年主任・教務主任・生徒指導主事・主席・指導教諭）に生活指導部長・養護教諭、必要によっては当該学級担任を加えることができる組織である。しかし実際の本事案では、危機管理委員会あるいは危機対策委員会の名称にて本調査資料の各所に委員会が開催されているように記されているも、校長・教頭・担任・他の教諭らの5名の教員らが、毎日のように対応を話し合っていた集まりの名称はなかったとの見解を得ている。この話し合いには、もっと人数を増やしたらどうかという意見もあったようだが、意見がたくさん出て混乱するので5人ぐらいがちょうどいいという見解もあり、限られた特定の教員だけで対応が検討されていたことがうかがえる。その後、教頭を除くメンバーで話し合うことも多く、学級担任が不在になった以後は指導教諭がメンバーに参加していく経過を辿る。結果的に、当該校学校基本方針に定められたいじめ対策委員会は、事実上、開催されていないと判断される。また、平成29年1月27日及び28日に渡り、校長が本件生徒の資料を集め提示するよう求めたところ、28日には学級担任の執務机もしくは人権教育主担が保管していたとされる5月8日アンケートが学級担任から校長へ提示されている。本事案が起きるまで、本件生徒がいじめアンケートに記載した内容は校長まで報告されることはなかった事実がある。さらに、同日、養護教諭から本件生徒の保健室来室記録が校長に提示され、ここでも初めて、校長は本件生徒が「胸が痛い」と訴えたこと（10月27日）と、保健室で泣いたこと（10月30日）を把握することになる。これらのことから、本事案発生当初から、いじめなどあらゆる背景要因を想定した学校での調査を行うものの、当該校学校基本方針に定められた組織システムの徹底は図られておらず、身近な関係教員だけが、任意で、対応している

実態が浮き彫りになっている。また、本来であれば校長が複数の教職員からの情報を統合し、いじめ認知に責任をもって行うべきとされているが、まずもって校長が判断し得ない報告の乏しさも露呈している。背景要因にいじめも含めた生徒の自死に関する調査の段階にあった本事案発生当初、当該校では方針が全く機能しなかった大きな課題があったと考えられる。

「被害生徒の保護・加害生徒への指導」では、本事案発生後の教員によるいじめ事実の調査並びに関係生徒への聞き取り・指導について取り上げる。本事案発生後、平成 29 年 1 月 29 日に学校では「偲んで」を生徒に書かせている。その実施の目的には教員らの共通認識はなかったが、「偲んで」には、本件生徒がプロレス技をかけられたり背中に付箋が貼られたりした事案が生徒らより申告されている。所属するクラブの顧問教諭は 4 名の生徒に聞き取りを行ったものの、本件生徒がプロレス技をかけられていた事実や部活を休みがちな事実を重要視していない発言が裏付けるように、いじめ認知における不適切さが見受けられる。翌 1 月 30 日、当該校では 1 年生全クラスの生徒対象に教育相談を行っている。本件生徒の当該学級では、他のクラスと異なり誘導的な発問が目立っていたことが明らかになっている。本事案発生後は、学校教育活動が進められる中で調査等がなされていたが、顧問教諭や学級担任といった対策の中心的立場にある教員の問題認識の乏しさがあるだけでなく、学校としていじめがあったとの認識を前提している様子はいくつか見えてくる。同日、本件生徒の保護者から学校へ、6 月 7 日メモが提出されており、以後学校ではメモに書かれた生徒の聞き取りを行うも、その実施は 2 月 13 日以降に教育委員会関係者と協議を経て実施されている。聞き取り遅延の理由には、対象生徒の不調が理由にあったが、この時点で提出から約半月が経過していたことがわかる。これら生徒対象の聞き取りの中核を担っていたある教員は、長年教員をしていて、いじめは隠せない、それが本件では全然ないのでわからないといじめ認知の個人的見解を述べた。6 月 7 日メモに関連する関係生徒の聞き取りのことも、何も出てこない。自分たちも何も出てこないから次の手が出せないといった見解が明らかになっている。これらから教員がいじめ認知及び事実確認の手段について、生徒らの申告と生徒集団の雰囲気委ねていたことが推察される。そして、加害生徒の可能性のある複数の生徒らに対しては、聞き取りは行ったが加害可能性への適切な指導・支援をどのように行ったかどうか、本調査において明らかになっていない。したがって、早期解決を目指した事案発生後の初動としては、本事案対策の中心的な教員らのいじめ認知の歪み、生徒らの申告に依存したいじめ認知及び事実確認の手段、いじめ認知への経験的で根拠のない信念が、妥当な早期解決の対策に影響を及ぼした可能性があると考えられる。

「教育委員会との連携」について整理する。教育委員会の当該校担当者は、平成 29 年 1 月 27 日当日概略説明を受け、15 時には当該校へ赴いている。教

育委員会の当該校担当者は教育委員会事務局の関係者と連絡を密に取りながら、当該校では校長が「いろんなことを考えてやってみよう」というところに対して、確認をとっていく場面が多かったことを記憶している。本事案発生当初は校長のリーダーシップの下、各対策が学校主導で取り組まれていたと認められる。一方、教育委員会の当該校担当者によると、当初より、教育委員会の当該校担当者は教育委員会事務局関係者から保護者に寄り添うこと・学校の正常化を頭に入れておくこと・俯瞰的な目で見るとの 3 つの指示を受け、学校には「とにかく保護者に対して寄り添い何事においても進めていくように。保護者とも十分に一緒に考えてアンケートを作るなど、とにかく保護者に寄り添うように。」と指導・助言を行うも、5 月 8 日アンケートの本件生徒による記述の開示が本事案発生後であったことを理由に保護者側の不信が生じたと理解している。このことから、教育委員会としては学校の設置者の立場にあり、本事案を生徒の突然死と受け止めて適切に指導・助言を行ったように見える。しかし、いじめ対策としての指導・助言への言及は乏しく、「偲ぶ」の実施目的さえ曖昧でいじめアンケートとしては不十分な内容であり、さらには当該校がいじめ対策委員会を設置し当該校学校基本方針に則った対策を講じていないことを把握しつつ、それを是正する立場をとらなかったともいえる。早期解決としては、生徒の死に、いじめが要因のひとつになっている可能性を想定して学校が取り組まなければならない調査にも、教育委員会もまたいじめの可能性を想定して適正に善処する指導・助言が欠けていたと考えられる。

ここで、本事案発生後の重大な特記事項として「保護者に向けた内部通報の問題」を整理する。本事案をめぐり、保護者は 3 度に渡り、当該校学校関係者とみられる者からの内部通報としてコンピューターで作成された文書計 3 通と音声データを録音した USB メモリ 1 つを受け取っている。これらの内部通報資料は、保護者が求めたものではなく、2 月 9 日に突然差出人不明の手紙が本件生徒の保護者が居住するマンション集合郵便ポストに投函されていたことから、保護者は否応なく受け取ることになる。その内容は、本事案の対策を巡る校内状況の開示や「こんな職場ではたらくのもつらい」等の私見を含む記載もある。また、3 月 12 日には 2 通目の手紙と音声データが同様に投函されており、その内容は 2 月 28 日の学校で保護者と面談を終了した直後の校長室前から聞かれた音あるいは会話であったとわかっている。この音声データによれば、校長含む教員数名が談笑している様子、「お父さんが来た瞬間、ほっとした、前なんかあれやで、もういいですピシャ！！」等の会話の記録である。続いて、3 月 19 日には 3 通目の手紙が同様に投函、内容は学級担任についてである。

このような内部通報の経緯において考慮すべきことは、これらの情報に確かな証左があるかと問われればそうとは判断されないものの、捏造した情報でも

ないだろうということである。このことは、当該校の教職員の中には、本事案の対策において重く問題を認識していた者が少なからず存在しており、保護者と学校が対立していく経過の中で、保護者の立場やつらさに苦しむ教員が少なからずいたことを意味している。それほど、保護者に対して真摯に寄り添うことができている実態を目の当たりにしていたのではないだろうか。当該校が本事案の早期解決を目指すべき時期に、当該校関係者が早期解決どころか保護者と学校との関係性を悪化させる行為を行うほど、当該校の教職員風土は劣悪であったと推察される。

ただし、どのような事情、いかなる問題認識にあっても、正式な公益通報制度の手段を取るべきであった。なぜなら、手紙には投函者の匿名保持に係る記載があり、保護者は投函者かつ情報提供者への配慮から当初は学校や教育委員会にもこのことを開示しない意向を示していたが、保護者にとってはこの情報により学校における本事案対策の不十分さを認識する機会を得ることになる。そして、最終的に、内部通報者の断定には至っていない。当該校学校関係者による手紙と音声録音であるならば、公職に就く者として知り得た情報の開示の在り方が懸念されるだけでなく、身勝手な個人的主観を保護者に伝えることで保護者の学校不信をあおる危険を伴う行為として重大な問題と認識される。手紙に書かれた内容や録音された音声は、学校や教員の不祥事として事実認定されるほどの証左が得られるものではなく、徒で不用意、無責任に保護者に情報を提供し、かつ、個人の説明責任を問われないような形式で安易な内部通報をしたこの事実は、公職に就く者として許されるものではない。

(2) 本事案においていじめの事実と認定された内容を早期解決できたか

上記(1)の課題を整理すると、次のことが示唆された。

①学校では、当該校学校基本方針に則っていじめ対策委員会を設置し、早期解決の手立てを講じる必要があった。また、教員から校長へ、確実にいじめに関連する可能性のある情報提供がなされ、早期解決のため校長はいじめ認知を判断する必要があった。

②教員は、本事案発生後の教育相談や生徒聞き取りを教員－生徒間の温かい関係の中で系統的に実施し、早期解決を目指した事案発生後の初動としていじめ認知の歪み、生徒らの申告に依存したいじめ認知及び事実確認の手段、いじめ認知への経験的で根拠のない信念に影響されることのない妥当な早期解決の対策を講じる必要があった。

③教育委員会は、当該校への指導・助言に際し、いじめの可能性を想定して適正に善処する指導・助言を徹底する必要があった。

④本事案を巡って、学校関係者とみられる者による内部通報が保護者宛になされた経緯には、早期解決に程遠い劣悪な当該校の教職員集団の風土が推察された。

本事案においていじめ事実の認定にはならない「5月8日アンケートへの本

件生徒の回答」や「机に死の文字が書かれたこと」、本事案においていじめ事実と認定された「チビ・メガネと言われていた事象」「6月7日メモの事象」「筆箱を取り投げる事象」「同級生とのけんかの事象」「背中に付箋を貼られる事象」「国語辞書回収の事象」「LINEの事象」すべてについて、まずそのいじめ認知が当該校でなされていたとは到底言えない。しかし、校長によるいじめ認知が責任もって行われる組織であれば、これらの事象すべての詳細な事実確認を行い、当該校学校基本方針に則って早期解決していくことができたであろう。その際には、生徒らからの申告や生徒集団の雰囲気根拠にいじめがあるかどうかを察知するのではなく、教員が個人・集団としてどのようにいじめ把握に努めるかを検討しておき、組織として早期解決を目指す必要がある。また、教育委員会が早期解決を目的に学校へ介入するならば、いじめの可能性を想定して適正に善処する指導・助言をすることが求められる。

第3 本章のまとめ

本章の目的は、第3章及び第4章に記された事実、第5章において本件生徒の自死と関連があると認められた事実にいじめか否かの判断を加えた内容をふまえ、実際に当該校で取り組まれた本事案に係るいじめ対策の課題を提示、整理することであった。

最後に、本章の目的から見出された6つの観点、並びに、未然防止・早期発見・早期解決の視点から整理した本事案に係るいじめ対策の実態を省察する。

すでに言及した本市におけるいじめ対策の考え方を考慮した6つの観点的のうち、第1、第2、第3は、当該校における「組織的課題」に対する言及であり、大阪市いじめ対策基本方針の考え方及び大阪市いじめ対策基本方針を踏まえたいじめ理解の徹底、いじめ認知に必要となる校長のリーダーシップのことであった。また、第4、第5、第6の観点は、人権教育を基盤としつつ個人の尊厳を最優先すること、教員が生徒の尊厳を尊重し子どもの人権を擁護すること、いじめ対策における保護者支援といった、当該校における「関係性の課題」に対する言及であった。このような、組織的課題や関係性の課題は、未然防止・早期発見・早期解決の一連のプロセス、そして各段階におけるいじめ対策に関連していると考えられる。学校が組織的に機能することによって、いじめ対策の未然防止・早期発見・早期解決のプロセスや各段階においても、有効な手立てが講じられるだろう。同時に、学校を拠点に人と人との豊かな関係性が構築されることによって、学校の組織的な機能が向上することにもつながり、実効的ないじめ対策がもたらされるだろう。

当該校のいじめ対策が大阪市いじめ対策基本方針の考え方を反映し、有効かつ実効的に取り組まれるよう、喫緊の改善すべき課題として、組織的課題及び関係性の課題をここに明示する。

第8章 課題と評価

第1 評価の前提

1-1 はじめに

第8章では、これまでの各章において認定された事実とその評価に基づき、当該校および大阪市教育委員会が執った対応について、その評価を総括する。評価を総括する目的は、第三者調査委員会が重大事態の是正および再発防止に必要な措置等に関する意見を具申するために、その根拠となる評価を全体としてまとめることである。

第三者委員会が具申する重大事態の是正および再発防止に必要な措置に関する意見は、具体的で実効性のある建設的なものでなければならない。実効性のある建設的な意見とは、本件に関わるものがそれぞれの立場から納得できて、さらにそれぞれの立場を越えて得心できる知恵である必要がある。

とくに本件は、第6章において本件生徒が置かれていた状況と自死との因果関係を認定したように、自死への直接の契機となる強力な出来事ではなく、主に学校生活において集積した意図しない社会的排斥が、本件生徒の孤立感や疎外感という心理的苦痛を重責して引き起こし、自死の要因となったという特徴をもつ。それゆえに、是正のための意見は日々の学校生活で生徒と向き合う教員の常日頃の意図しない基本姿勢に関わるものとなる。そこで、是正のための意見が具体的な実効性を備えるためには、関係者による基本姿勢の是正が主体的に取り組まれるべきはもちろんのことであるが、関係者の主体的取り組みに任せるだけでなく、さらにそれに加えて、その是正が関係組織のなかで構造的に行われることが必要となる。

したがって、是正のための意見が立場を越えて構造的な視点を備えるためには、まず、これまで認定された本件の課題の全容を見通し、本件の全体像を把握することが必要である。そして、その全体像のなかに当該校および教育委員会が執った対応を位置づけたうえで、その対応の意義と適否を評価する必要がある。

そのため第8章の構成は、本件の課題の全容と全体像を踏まえて、以下となる。

第1 評価の前提

第2 本件の課題の全容

第3 本件の全体像

第4 いじめ発見・防止のための措置は十分であったか

第5 事案発生後の対応はよかったか

第6 保護者との対立が生じることについて

第7 まとめ

1-2 評価の前提と対象について

第三者調査委員会の報告は、第2章第2で認定した本人属性と家族関係、第3章および第4章で認定した当該校による対応の事実経緯を踏まえて、すでに第5章第2では本件生徒に関わる複数の契機がいじめであると認定している。また、第6章においては本件生徒の死亡が自死であることを認定したうえで、さらに、本件生徒の心的傾向、家庭に関わる事情、いじめと認定された複数の契機を含む当該校に関わる事情として、本件生徒が置かれていた状況と自死との因果関係を認定している。その際の当該校による対応を第7章において評価している。

したがってここで記述される評価は、本件の課題の全容と全体像を踏まえて、まず、認定された重大事態について、その発見および防止に関する当該校の対応を対象とする。また、自死との因果関係が認定された本件生徒が置かれた状況に関して、当該校が執った対応を対象とする。さらに、事案発生後の学校および教育委員会が執った対応を評価する。加えて、第三者調査委員会が本件を調査することになったのは遺族が当該校および教育委員会に対して信頼関係をもてなくなったためであるので、最終的に当該校および教育委員会と保護者との対立が生じたことについて評価を行う。

第2 本件の課題の全容

ここではまず、これまで第3章から第7章までに認定された事実と背景事情およびその評価を要約しながら網羅することで、以下の順に本件の課題の全容を把握する。

2-1 本件生徒が亡くなるまで（第3章）

2-2 本件の事案発生後（第4章）

2-3 本件生徒の自死に関連する事実（第5章）

2-4 本件生徒の死亡経緯と背景（第6章）

2-5 当該校のいじめ防止活動と本事案における実際（第7章）

2-1 本件生徒が亡くなるまで

第3章第2における「本件生徒が亡くなるまでの主な事実経過」を踏まえて、

(1) 第3章第3「本件生徒が周囲から受けた行為及び本件生徒自身の行動」

(2) 第3章第4「本件生徒が作成したアンケート類」

(3) 第3章第5「本件生徒が見守りの必要な生徒であった事実と学校の対応」

から課題を網羅する。

(1) 第3章第3「本件生徒が周囲から受けた行為及び本件生徒自身の行動」

第 3 章第 3 では、「本件生徒が周囲から受けた行為及び本件生徒自身の行動」として以下の 11 件を指摘している。

- 1 体育大会準備時における旗塗り
- 2 チビ・メガネといういじり
- 3 6 月 7 日メモ
- 4 複数の男子による筆箱の投げ合い
- 5 同級生との言い合い
- 6 10 月ころに本件生徒に向けられた発言
- 7 本件生徒の背中に付箋
- 8 本件生徒による国語辞典の回収
- 9 机の上の落書きについて
- 10 部活動におけるプロレス技
- 11 同級生との LINE 上におけるやり取り

これらの事実の多くは、本件生徒の言動に対して他の生徒がからかい、本件生徒をいじり、次第に本件生徒を関わりから排除するものであったが、これらの事実に通ずる課題は、ほとんどの事実について教員が認識していなかったことである。教員がいじめに関連する事案として認識する可能性があったのは、

- 4 複数の男子による筆箱の投げ合い
- 5 同級生との言い合い
- 7 本件生徒の背中に付箋
- 8 本件生徒による国語辞典の回収
- 9 机の上の落書き
- 10 部活動におけるプロレス技

の 6 件であった。4 と 7 に関しては教員が見つけ注意することがあったが、7 に関しては生徒の証言は複数あるにもかかわらず教科担当教員の記憶は曖昧である。5 に関しては、所属するクラブの部活動後のミーティングで顧問教諭や副顧問が部長や副部長をはじめ生徒から情報を得る機会があれば認識され指導する可能性はあった。8 に関しては教科担当教員にいじめとは認識されず、9 に関しても担任によって他の生徒のことと判断された。10 の「プロレス技」に関しては複数の生徒および教員が証言をしている。また、部活動でのトラブルはその都度部活動の部長生徒および副部長生徒から教員に報告されていることが判明している。顧問教諭も「プロレス技」については把握していたが、いじめに関連するとの認識はなかった。

教員のこれら事象に対する不認識の背景には、以下第 3 章第 4 及び第 5 で指

摘される本件生徒への教員による認識の問題と本件生徒との関係の要因があった。

(2) 第3章第4「本件生徒が作成したアンケート類」

第3章第4には、このような事象が生じている学校生活のなかで本件生徒が作成したアンケート類が以下4件示された。

- 1 いじめに関する「5月8日アンケート」
- 2 学校生活に関するアンケート「アセス」
- 3 教育相談アンケート
- 4 振り返りシート

このなかでとくに、1に関する担任による聞き取り、調査、報告の対応は極めて不十分であった。その評価に関しては既に第7章第2の3において指摘している。さらにとりわけ2に関しては、本件生徒がクラス内で唯一危機状況に置かれていた可能性を示唆する結果であったが、その担任による取り扱いも極めて不十分であった。この学校生活に関するアンケート「アセス」では、教師や友人からのサポート感および生活への適応感が低下しており、学級内で唯一対人支援が必要で、否定的な友人関係について確認と早急な支援が必要との分析結果（学級内分布票）が出ているにもかかわらず、この結果が全く扱われなかった事実は重大な問題である。本件生徒が回答したアンケート類の記載事実とそれに対して教員が十分対応しなかった事実は、本件生徒が周囲に理解されず孤立したであろうことを傍証している。

(3) 第3章第5「本件生徒が見守りの必要な生徒であった事実と当該校の対応」

第3章第5では、本件生徒への認識とそれに基づいた教員による対応が以下9件で指摘されている。

- 1 小学校からの申し送りと支援についての教員の意識
- 2 保健室への来室
- 3 教職員が有していた本件生徒の印象
- 4 周囲の生徒らが有する本件生徒の印象
- 5 本件生徒の早退及び保護者との情報共有
- 6 本件生徒が保健室で泣いた事実及び保護者との情報共有
- 7 部活を休みがちになっていた事実及び保護者との情報共有
- 8 懇談での情報共有について
- 9 生徒から見た学級の雰囲気

まず 1 に関して、支援についての必要性は小学校から当該校に対して申し送られたが、本件生徒に必要な対応についての意見は教員において分かれており、具体的な対応を執られることはなかった。

その背景事情は 3 及び 4 にある本件生徒への認識にある。つまり、学校生活への適応に向けて本件生徒の拙いながらも積極的な努力は、教員には肯定的に受け取られる面が多いなか、幼さや落ち着きなさ、馴染めなさというリスクとして受け取られる面もあり、却って本件生徒が無力感、疎外感、孤立感を深めている。さらに本件生徒は無力感、疎外感、孤立感を深めることでますます周囲に認められようと学校生活での適応に向けて積極的に振る舞った。つまり、本件生徒は学校生活への適応に努力をすればするほどますます孤立を深めるという逆説的な悪循環の状況にあった。この適応に力を尽くすほど孤立し無力になるという逆説的な悪循環の状況は、4 における周囲の生徒から見た本件生徒の印象でも当てはまり、本件生徒が学校行事や部活動に積極的に努力している印象が多いなか、クラスや級友への馴染めなさや孤立、いじめのリスクは伺えた。したがって、本件生徒の場合にいじめを発見し防止するためには、この適応に力を尽くすほど孤立し無力になるという逆説的な悪循環の状況を理解することが、教員にとっての課題と言える。

2、5、及び 6 は、いずれも保健室来室に関わる。とくに保健室来室で胸痛や頭痛を訴えることが多いと気になった養護教諭が「何か嫌なことでもあるの？」と尋ねたところ本件生徒が涙を流した事実からは、本件生徒が辛く苦しい状況にあっても、なおそれを認めたがらず相談もしたことがなかったことが伺える。言葉で言えない情動があるからこそその落涙である。あるいは、本件生徒にとって言葉にすることに何らかのリスクを感じた可能性もある。それにもかかわらず、養護教諭、副担任および担任は本件生徒が言葉によって言明しない限り対応することはなかった。行動化や身体化が頻発する他の生徒に粘り強く対応し家族も含めて抱える力量を持った養護教諭が、なぜ本件生徒への対応では、聞き取りにおいて「どうすれば良かったのか」と自問するほど対応に苦慮したのであろうか。この点に関しては、後述する本件の全体像のなかで、否定的事象を否認し排斥するメカニズムとして説明する。なお、このことが本件生徒にとって頼れる先を失う経験であったことは、それ以降あれほど頻回であった保健室来室が途絶した事実から傍証される。本件生徒は身体のしんどささえ訴えていくことができなくなった。しかも、保健室に一切立ち寄らなくなった事実に対しても教員による対応は不十分であった。結果的に、本件生徒は適応に尽くすことで孤立せざるを得なくなった。保健室に関わる本件生徒の事実については、養護教諭及び担任の判断によるところが大きく、他の教員との連携も保護者との共有もなされなかった。

さらに、7 の部活動を休みがちであった事実と本件生徒が部活動を辞めたがっていた事実に関しては、保護者はそのことを把握して 2 学期懇談時には母が顧

問からの情報があれば伝えてほしいと担任に向けて要望していた。本件生徒は担任や顧問教諭にはそのことを打ち明けていない。担任と顧問教諭は部活動を休みがちであったと把握していたにもかかわらず、関係教員による対応はなされずに保護者との共有もなされなかった。8の本件生徒に関する保護者との懇談では、担任から本件生徒に対するいじめは無いと報告される。

とくに、9で指摘された学級担任と本件生徒との関係は、本件生徒に対する教員の認識と対応に関する背景要因として大きな課題である。担任は「生徒指導の中心」であり、本件生徒は担任による厳しい指導姿勢と体罰を思わせる強い指導を身近に経験しており、しかも担任によっていじられている。ある生徒の聞き取りでは、生徒は担任の「目力が強い」と言い、同席した母親が「分かっているよなって感じでな」と応じ、生徒が「うん」と答えるように、担任が生徒の言動を暗に制圧してくることを述べた生徒および保護者がいた。本件生徒は担任を怖く近寄りがたいと感じており、相談をすることができなかったと考えられる。

このように第3章で挙げられた事実を網羅すると、以下の5点が課題として判明する。

- ①そもそも本件生徒と一部関係教員との関係は、力ずくの厳しい指導による上下関係であって、本件生徒にとっては安心して相談ができるような関係が培われていなかったという背景があった。
- ②本件生徒が学校生活に適応しようとすればするほど孤立感を深める悪循環に置かれていたことに対する教員の認識が極めて不十分であった。
- ③そのために教員による対応もむしろ本件生徒の孤立感を深めてしまった。
- ④本件生徒に関する情報と判断は一部関係教員にのみ限られた。
- ⑤それらの情報は他の教員や保護者には伝えられていなかった。

2-2 本件の事案発生後

事案発生後の当該校の対応は多岐にわたる。大別すれば、学校内の対応と学校外への対応である。学校内の対応は、アンケートや聞き取りなど生徒への対応と、職員会議や職員への聞き取りなど教員組織内の対応である。学校外への対応としては、保護者をはじめ PTA や区役所など地域への対応と、警察や教育委員会への対応である。ここでは、第4章第2における「死亡後の評価の前提となる事実」に基づき、以下の4項目を挙げる。とくに当該校による対応はその恣意性を保護者に印象付けることとなり、保護者の不信感を招いた点は大きな課題である。

- (1) 死亡後の当該校の対応
- (2) 保護者への対応

- (3) 警察および教育委員会への対応
- (4) 資料管理と把握状況

(1) 死亡後の当該校の対応

まず、死亡後の当該校の対応については、以下の4点の問題が挙げられる。

- 1) 対応の中心となった教職員の構成の問題
- 2) 事故を前提とした調査という認識上の問題
- 3) 教員による生徒への聞き取り方法の問題
- 4) 対応の方針および方法に関して場当たりのであったという問題

1) 対応の中心となった教職員の構成の問題

1月27日の事案発生直後より、対応の中心は機動性と効率を優先させる判断から5名（校長、教頭、担任、他の教諭ら）であり、教頭を除いたメンバーで話し合うことも多く、その位置付けが不明であることが問題である。さらに3回（2月9日、3月12日、3月19日）にわたり学校対応への教員個人の不信を内容とする差出人不明の手紙が保護者宛に投函されており、当該校に組織上の課題があったと言わざるを得ない。保護者の希望によって1月29日に実施された「偲んで」については、その内容を遺族保護者に事前開示を行なっているものの、その目的が学校内で共有されていなかったことに加え、いじめに関するアンケートとしては極めて不十分なものであった。

以後、当該校が実施したアンケートは以下のとおりである。

- 1月29日：「偲んで」：1年生対象で155名記載中、当該校が取り上げたのは6件（3.9%）
- 1月29日：所属するクラブの部員へのアンケート：所属するクラブの部員24名記載中、当該校が取り上げたのは4件（16.7%）
- 2月23日：「いじめアンケート」：1年生の場合156回答中いじめに関わる記載8件（5.1%）
- 3月16日：無記名式いじめアンケート：1年生の場合150回答中いじめがあると記載したものが8件（5.3%）

その後大阪市が実施したアンケートは以下で、本件生徒名および「自殺」の文言がある本件生徒の自殺に特化したものである。

- 3月23日：保護者アンケート：190回答中、いじめに関わる記載24件（12.6%）
- 4月20日：教職員アンケート：小学校および当該校教員82回答中気になることの記載2件（2.4%）

これらのデータが示す課題は二点で、一つはアンケートの実施主体によって明らかに記載件数とその割合に違いがあることであり、もう一つは当該校主体のアンケートおよび教職員アンケートではいじめに関連する認知が極端に少ないことである。つまり、いじめへの認知が低い学校教員が対応の中心となるといじめに関する情報が収集されていないのが事実であり、いじめへの認知が低い学校教員が対応の中心となること自体が課題となる。

2) 事故を前提とした調査という認識上の問題

1月28日には対応の中心となったメンバーが5月8日アンケートおよび保健室来談記録を共有している。また、1月29日に実施された「偲んで」と所属するクラブの部員へのアンケートにはいじめに関して1年生や所属するクラブの生徒による多くの指摘があり、これら対応の中心となったメンバーは「偲んで」および所属するクラブアンケートの記載を把握している。「偲んで」の内容に関して所属するクラブの顧問教諭は、後の聞き取りにおいて、プロレス技をかけられていたことや部活動を休みがちであったことを重要視していない。しかし、後の生徒への聞き取りからは、部活動でのトラブルはその都度部活動の部長生徒および副部長生徒から教員に報告されていることが判明している。

それでも、いじめの事実は確認できていないと当該校は判断しており、1月30日には「生徒事故報告書」を「事故死」として教育委員会に提出しているが、この生徒事故報告書の記載経過について、校長は聞き取りの際に、教育委員会との調整の一般論に終始して明言せず、「自分で考えて作成したわけではないと思う」と述べている。加えて、校長は6月7日メモに関する生徒と保護者からの聞き取りの際に「何もないことを証明することが難しい」との心情を吐露している。また、教育委員会による指導のもと校長が作成した生徒事故報告書が本件を「いじめ」と分類したうえで3月30日に2通提出されている件は、本件に対する教育委員会および当該校による認識が変更されたことを示す。このことは、当該校および教育委員会が3月中旬まで本件を事故死と認識していた可能性が極めて高いことを示す。

3) 教員による生徒への聞き取り方法の問題

1月30日からはアンケートなどをもとに生徒への聞き取りを開始する。当該校が行った聞き取りに関しては、以下が挙げられる。

1月30日：「偲んで」に記載した生徒への聞き取り

1月31日：所属するクラブの部員への聞き取り

1月30日・2月1日：教育相談

2月5日・2月6日：LINEに関する聞き取り

2月13日・2月14日・2月15日：「6月7日メモ」に関する聞き取り
2月23日：「いじめアンケート」後の教育相談
2月28日：教職員への聞き取り
3月1日・3月2日：LINEに関する聞き取り

その対応に関して、以下3点の問題がある。

- ①聞き取り対象者の選定の問題
- ②聞き取り方の問題
- ③聞き取り者について編集されて提出された資料では詳細が不明であるという問題

①聞き取り対象者の選定の問題

まず、聞き取り対象者の問題では、1月30日の生徒に対する聞き取りでは8名を、1月31日の所属するクラブの部員に対する聞き取りでは4名を対象としているが、その判断の詳細が不明である。そもそも聞き取り対象が質問2に限定され、かつ8名のみであることの判断が不明であるという問題がある（質問2以外も含めて、8名以外にも聴き取るべきであったと思われる記載が複数生徒に見られる。所属するクラブの部員への聞き取りにおいても、4名以外の生徒にも聴き取るべきであったと思われる記載がなされている。

②聞き取り方の問題

聞き取り方の問題では、とくに当該クラスの担任による聞き取りの記録では、ほかのクラス担任の場合と明らかに異なり、逐語ではなく応答や対応がまとめられて記載されているため、聞き取りの実際のやりとりが不明であるばかりでなく、「これは何々のことか」といった誘導的な発問によって生徒の答えを引き出している。また、この聞き取りの際に、他の生徒が「偲んで」に記載した内容とその情報源を無断で被聴取者に告げて聞き取りを行なっている。とくに当該クラス担任による記録は、担任による誘導的な発問に生徒が答える形式で、生徒の発言はほとんどない形でまとめて編集されたものである。2月23日いじめアンケートの聞き取りでも当該クラス担任の報告記録は同じ形式であり、「6月7日メモ」に関わる生徒への聞き取り結果では担任からの発問も生徒からの答えもまとめられた形での記載であり、さらにLINEに関わる生徒への聞き取り結果では当該クラス担任による誘導的な質問に生徒が答える形であり、いずれにしても生徒が自由に語った内容が極めて乏しい。

- ③聞き取り者について編集されて提出された資料では詳細が不明であるという問題

聞き取り者の問題では、聞き取りを担当（2月23日いじめアンケートに関す

る聞き取り、「偲んで」の質問2の8人についての聞き取り、3月1日および3月2日のLINEに関する聞き取り）または顧問教諭（1月31日の所属するクラブの部員の聞き取り）が単独で行っている。また、担任と他の教諭の2名で聞き取りを行なっている場合（2月5日および2月6日のLINEに関する聞き取り）、さらに、校長、担任、他の教諭の3名で聞き取りを行なっている（2月14日および2月15日の「6月7日メモ」に関する聞き取り）場合がある。聞き取り者に関してもその方針が不明である。さらにこうした聞き取り者を相手にした場合、生徒たちはその見聞きしたことを自由に語れないという問題がある。

つまり、聞き取り方法の問題では、生徒との関係性の観点や聞き取り内容の共有という観点からも、誰がどのように聴き取るべきであったかの問題がある。対応の中心となった5名の教員グループには効率を重視するあまりに関係性の観点が欠落していたばかりでなく、むしろ教員と生徒との上下の支配関係を恣意的に選択し、生徒には自由に語らせず、前提となっている認識通り、事故として処理しようとしていた可能性を否定できない。その恣意性が以下に取り上げて示すように保護者の当該校に対する不信感を強めている。

4) 対応の方針および方法に関して場当たりのであったという問題

このように、中心メンバーの構成の問題、「偲んで」の目的についての認識が教員の中で共通化されずいじめアンケートとしても極めて不十分であった問題、および聞き取りの問題が示すように、対応を組織として決定し、共有し、実施した証左が、この間2月9日、2月19日、3月12日の職員会議および臨時職員集会の資料では見当たらない。この間の事情を校長の聞き取りにおける言葉で要約するならば、1月27日事案発生後の10日余は中心メンバーで日に何度も打ち合わせをして、学年会も毎日放課後に情報を共有しながら「ばたばたばた」と動いていたので、教職員全体に情報を流す時間がなく、ようやく2月9日の臨時職員集会の資料で説明したことになる。この経緯に関して教育委員会指導主事による回答を要約すると、定例のいじめアンケートが当該校において実施されていなかった事実を踏まえて、2月6日教育委員会において校長、担当統括指導主事および指導主事の三者で面談のうえ、担当統括指導主事から「大阪市いじめ対策基本方針」および「学校のいじめ防止基本方針」に沿って対応するようにと、校長に指示をしている。この事実は、2月9日臨時職員集会で配布された資料に記載された「危機対策委員会」も「学校いじめ防止基本方針」も、後付けであったことを示す。

以上のように、死亡後の当該校の対応には、次の課題があった。

ア) 機動性と効率を重視したため組織として機能しておらず場当たりのであっ

た。

イ) 事故死という認識を前提として対応していた。

ウ) 調査と報告が恣意的であった可能性がある。

(2) 保護者への対応

保護者対応に関しては、

①1月27日から2月8日までの対応について2月9日に臨時職員集会で配布された資料でその概要のみが記録されている。

②詳しい対応記録があるのは、

ア) 2月5日：担任による保護者との面談記録で、お金と鍵の紛失およびLINEの内容

イ) 2月16日：校長、学年主任、担任による保護者対応の記録で、6月7日メモに関する生徒への聞き取り結果の報告

ウ) 2月21日：教頭による保護者母との電話対応記録で、教育委員会への連絡について

エ) 2月28日：校長、教頭、学年主任、担任、顧問教諭が保護者に面談した内容の教頭による記録で、「偲んで」原本の提示とそれをまとめた資料渡し、生徒聞き取り報告、今後のアンケートの相談、第三者委員会、LINE内容の確認など
オ) 3月2日：担任による保護者母との電話対応内容（LINE 聞き取り報告）についての教頭の記録

カ) 3月6日：保護者母との電話対応内容（生徒一人一人から話を聴きたいという母の要望）についての教頭の記録（対応者不明）

キ) 3月13日：アンケート文言が違うのでやめてほしいとの母からの電話に教頭が対応した記録
である。

③その後、校長が当該校による対応を1月27日から3月17日まで時系列でまとめたものがある。

これら資料から伺える学校対応の焦点は大別すると、以下1) 2) 3) の3点である。

1) 2月16日までのアンケートや聞き取り結果の報告対応で当該校が保護者から不信感を抱かれたこと

2) アンケートなどの原本についての対応

3) 3月23日に実施された保護者アンケートを巡って当該校が保護者と対立したこと

1) 当該校が保護者から不信感を抱かれたこと

1月27日に保護者父親がいじめ調査を依頼したことから、当該校は調査を行うことを約束し、当該校は1月27日に「偲んで」と「所属するクラブ調査」を作成する。この「偲んで」に関する目的と体裁についての不備という課題には既に(1)の1)において言及したが、当該校は記載内容の開示について生徒保護者にあらかじめ了解を取っておらず、遺族保護者からの開示の要求があった後初めて記載生徒保護者に了解を「確認書」を用いて得たため、開示までに時間を要している。「偲んで」の実施にあたり当該校は開示を想定しておらず、いじめの調査としては不備であったと言わざるを得ない。その開示を巡って保護者の不信が募った経過については2)において後述する。

次いで、1月28日に「5月8日いじめアンケート」が発見された。このアンケートがどのように保管され、どこから発見されたかは曖昧である。このアンケートの取り扱いについては担任の裁量が大きかったことが問題であり、保護者は1月28日に「5月8日いじめアンケート」にある本件生徒のいじめに関する記載を初めて知ることになり、保護者父親は2月2日の面談の際には、5月のアンケートについて小学校の時のことでも教えて欲しかった、と発言しており、このことが保護者の当該校に対する不信感の出発点となる。

また、この際に保健室への来室についても、校長は事案発生翌日の1月28日に養護教諭から報告を受け同日に保護者にも伝えたと回答するが、保護者は保健室来室について初めて耳にしたのは3月15日であり、これらのことを当該校から聴いていれば家庭でも尋ねることができたのにと、保護者父親は語っている。

1月30日には「偲んで」の質問2に記入した生徒のなかで当該校が気になると思った生徒6名への聞き取り結果が保護者に伝えられる。すでに(1)の3)において指摘したように、当該校による調査と報告は、調査対象者の選定、聞き取り方、聞き取り者に関して極めて不十分であったばかりでなく、調査と報告が恣意的であった可能性がある。そのため後に保護者母親は、学校からの報告が本当か、気になるのは学校が判断したものなので、書いたものを見せてほしい、本当のことを知りたい、被害者として知る権利がある、と求めることになる。他方、「所属するクラブ調査」をもとに1月31日顧問教諭が所属するクラブの部員4名に聞き取りをした結果を2月8日に伝える。この聞き取り結果は聞き取りの対話の逐語録となっており、保護者は「所属するクラブ調査」について「正直に書いてくれている」とホッとされた様子で言う。その後保護者は所属するクラブ調査の原本を求めている。

同じ1月30日に「6月7日メモ」を学校に提出し、2月2日には「6月7日メモ」記載の生徒保護者にこの件を伝えるよう遺族保護者から希望が出ている。2月5日には「6月7日メモ」に記載された2名の生徒への聞き取りを求めている。この「6月7日メモ」に関して当該校は記載されていた2名の生徒への聞き取りを2月13日及び2月14日に行い、その報告を遺族保護者に対して2月16

日に行うが、当該校にはいじめとの認識はない。また、2月5日には保護者がLINEの件を報告し生徒への聞き取りも要望している。このLINEに関しては、2月5日と2月6日に生徒への聞き取りを当該校が行い、その結果を2月8日遺族保護者に伝えるが、やはりいじめとの認識を当該校は示していない。2月5日には遺族保護者はさらに、自宅のお金と鍵がなくなっていることを当該校に報告しているが、当該校はその後その件を調査していない。さらに、担任が保護者と面談し保護者から「何か気になることはなかったか」と問われ、担任は「全クラスで実施した教育相談でも出てこなかった」と応じたが、2月1日に行われた教育相談では「12月末から1月頃、メガネを取られていたり、プロレス技をかけられていたりした。嫌な感じと思った」との生徒からの証言があった。この証言をした生徒に対して、その内容について当該校が対応した記録は確認できない。

当時保護者に対応した他の教諭の聞き取りにおける発言を要約すると、何も出てこない、子どもに聴いても出てこない。それを保護者に報告すると、何か隠しているのではないかという学校に対する不信というか、何も話ができない状況になってしまった旨述べているが、(1)の3)で指摘したように当該校が行った調査とその報告は極めて不十分であり、遺族保護者がその恣意性を感じ得る可能性は否めない。

したがって、2月16日の面談で、保護者母親が、学校からの報告が本当か、気になるのは学校が判断したものなので、書いたものを見せてほしい、本当のことを知りたい、被害者として知る権利がある、と求めることになるのは当然と思われる。これまでの当該校から保護者への報告について、保護者はアンケートなどについての当該校の報告は学校が気になると判断したもので、学校のものは信用できない、学校は何かを隠しているのではないか、重大事態ではないかと疑念を表明して、書いたものを見せて欲しいとの意向を示しているが、当該校は少し時間をくださいと応じるのみで、保護者の疑問に答えていない。

2) 原本についての対応

2月21日に遺族保護者母親は教育委員会に電話をして、「偲んで」の原本が見たい、学校にとって都合の良いもの必要なものだけを見せている、学校は時間をくださいというが根拠がわからない、との発言をする。2月28日、当該校は来校した保護者に対して、質問2に対する生徒の記載部分は無く、質問1および質問3に対する生徒の記載を活字にしたものを渡す。また、名前をマスキングした原本を見てもらう部屋を用意するが、「持って帰れないのですか?」、「もらえないんですか?」との母親の発言に対して、学校がまとめたものを見せる形で了解を得ているため「渡せない」と回答すると、両親は相談したうえで、「結構です」と原本を見なかった。3月2日担任が電話でLINEに関する聞き取り報告を母親にした際にも、母親は学校のものは信用できない、何か隠していると発言

し、3月6日の電話ではクラス生徒一人一人から直接聞き取りを行うことを希望している。さらに3月8日には教育委員会指導主事に対して「5月8日いじめアンケート」の原本が欲しいと申し出ている。

この経過では、2月16日までの当該校による報告対応について、保護者は学校からの報告では本当のことが分からないと判断し、2月21日には教育委員会にも相談を始め、原資料、生の生徒たちの声を求め始めていることが分かる。

遺族保護者が原本を初めて見たのが9月5日である。その際母親は、原本は活字に印刷された冊子と違っていたという答えが出た、と語っている。また、後の聞き取りでは、子どもが使うような汚い言葉は省かれ一切使われず、都合の良い勝手に作られた作品しか見せられなかったのはなぜなのか、と語っている。ここでの課題は学校の恣意性であり、具体的には、「偲んで」に関して当該校のまとめ方が恣意的であること、かつ遺族保護者との相談がないまま、記載した生徒とその保護者に学校がまとめたものを見せる形で了解をとっている点である。

遺族保護者は当該校に対して報告は信用できないことを訴えているが、それに対して当該校はこれまでの調査ではいじめの事実が出てきていないという判断から、当該校は次の段階として1、2年生の保護者に了解を得て行う本件生徒に特化したアンケート調査の原案を2月28日に遺族両親に提示している。

3) 当該校が保護者と対立したこと

2月28日に当該校が遺族保護者に提案した保護者アンケートについて、3月12日に遺族母親は電話で教頭に対して、アンケートの文言に本件生徒の名前と「自殺」の文言を入れて、3年生にも実施して欲しいと要望する。この間に当該校は教育委員会と協議を繰り返し行い、警察にも自殺の判断について照会している。その詳細は次項(3)に挙げるが、教育委員会指導主事は「警察は他殺の可能性はなく、自殺を前提に捜査中」との情報を校長に与えるが、校長は「自殺とは断定できていない」と解釈し、管轄警察の係長に「自殺とは断定されていない」と遺族に伝える判断について照会を行う。しかし管轄警察の係長は「警察の判断ではない」と応じる。それでも3月12日には当該校(教頭)が母親に回答し、自殺と断定されていないことと他の生徒への影響を理由に「自殺」の文言を入れることはできないとしている。3月13日にはこの保護者アンケートを実施する予定であったが、保護者母親から教頭に電話があり、「自殺」の文言が入っていない点で保護者の意向と異なることを理由に中止を要望されて、保護者アンケートは中止となった。3月15日の時点でも来校した教育委員会指導主事に対して、校長は「自殺という表記を入れる気はない」と応じ、「影響が大きすぎる、自殺と書いて文書を配布したら教育委員会はOKと言っていたか、配慮が足りないと判断するのではないか」、仮に検案書に自殺と書いてあっても「影響を考えると記載することはできない」と言う。3月16日の時点でも、自殺の表記をアンケートに入れる方向を示した教育委員会指導主事に対して、当該校は「自

殺」と記載することに反対するが、教育委員会部長から、「客観的に見ていじめがあったと言われても仕方がない状況」と指摘される。

2月2日に来校した遺族父親との面談後に記載された校長の「対応の課題」には、「保護者が完全にいじめで飛び降りたと思っている。事故等の可能性は考えていない。今は証拠がない。今後、出てきたら対応が非常に難しくなる。」とある。3月16日に教育委員会の考えが「自殺」という言葉を入れて保護者アンケートを出す方向となったこの時点で、校長の記載は「学校は何もできない」ことを強調しており、翌3月17日の当該校における主任会および臨時職員打ち合わせでも「学校が何もできない」ことを強調している。当該校は何をしようとしていたのか、本来であれば、何をすべきであったのか、が課題として挙げられよう。

既に2月15日の時点で校長は、出身小学校校長との電話において、噂話ではあるが本件生徒がなくなった状況について「母親のメガネを持っていた」という情報を受け取りながら、当該校が本件生徒の亡くなった時の状況を確認した記録はなく、当該校が自殺かどうかを確認した事実は認定できない。つまり、当該校においては、自殺かどうかの事実確認よりも他の生徒への影響に対する配慮が優先されている。

なお、この間、保護者全体への説明の機会は一切無かった。この点に関しては、3月23日および24日に1年他クラスの保護者2名から校長の説明が欲しかったとの意見があり、電話で教頭が受けている。

以上、当該校による保護者への対応に関する課題は、次の5点である。

- ア) 「5月8日」アンケートを見た遺族保護者にはその時点で不信感がありいじめの調査を当該校に申し出ているにもかかわらず、当該校による調査とその報告は極めて不十分であった。
- イ) 教育委員会が当該校に対して遺族の意向に添うようにと再三指導していたにもかかわらず、当該校は遺族保護者と十分に相談することなく対応を進めた。
- ウ) 遺族保護者の要望に対しての対応が不十分であり、遺族への配慮よりも他の生徒およびその保護者への影響を優先させ、調査の結果や保健室の件などの情報を遺族保護者に提供するまでに時間がかかった。
- エ) 事実の確認を十分に行うことなく、事故死という認識を固持し、いじめの認識も持たなかった。
- オ) 情報提供の方法と内容が極めて不十分であり、その恣意性を否定できない。

(3) 警察および教育委員会との対応

1) 当該校による警察への対応

事案発生当日1月27日、管轄警察係長から「学校での様子を聞かせて欲しい」

と校長に入電があり、学校長と担任および顧問教諭は「特に変わった様子はない」と答えている。1月29日には区役所課長来校の際に、管轄警察から副区長宛で「自殺を前提に捜査中」との入電があった旨を当該校は知る。同29日に5月8日アンケートの件を管轄警察に伝える。1月31日に他の保護者から寄せられた商業施設周辺での目撃情報に関しては、2月9日に管轄警察係長に相談し2月16日に警察から防犯カメラに写っていないことの連絡を受けているが、1月30日に発見された6月7日メモの件については、他のメモが出てこないかを待ちかつメモに関わる2名の生徒の聞き取りを終えてからとの当該校の判断で、ようやく2月21日に管轄警察に相談している。その為、警察の係長は、学校はなぜアンケートのこともメモのことも小出しにするのか、警察にどうしろ言うのか、と怒りを込めて不満を述べている。このことは遺族保護者と同様に警察も当該校が情報を操作している感触を抱いた可能性を示すものと考えられる。同じことは、既述したように3月23日に実施された保護者アンケートに自殺の表記を入れるかどうかで保護者と対立した際に当該校が管轄警察に「自殺とは断定されていない」との学校判断を照会した際（3月12日）にも判明している。2月21日に母親が教育委員会に相談をし始め、翌2月22日教育委員会指導主事が警察への確認を校長に指示をし、2月23日に校長は管轄警察係長に「事件性はない、他殺ではないと判断」との回答を得て、3月12日に教育委員会指導主事は「警察は他殺の可能性はなく、自殺を前提に捜査中」との情報を校長に与えている。しかし、同日校長が、「自殺とは断定されていない」と遺族母親には言うとの判断を、管轄警察係長に伝えた際に、管轄警察係長は「学校と（教育委員会）指導部の判断であれば、それでいいが、管轄警察の判断ではない」と応じ、校長が「警察も自殺とは断定できていない、と（母親に）話をする。母親から何かあればお願いする。」と係長に話すと「しづしづな感じ」であった。

2) 当該校と教育委員会の対応

当該校は事案発生直後から教育委員会と頻繁に連絡を取り合っている。また、教育委員会も事案発生直後から当該校と緊密に連絡を取り、かつ当該校を訪問している。そのなかで当該校と教育委員会の連携や意思疎通が不明であることが課題として考えられるのが以下の4件である。

- ①「偲んで」作成の経緯
- ②生徒事故報告書（1月30日付）（3月31日付2通）
- ③保健室来室記録
- ④教育委員会による当該校および遺族保護者への対応

①「偲んで」作成の経緯

すでに「偲んで」の内容自体に課題があることは「2-2 本件の事案発生後」の(1)の1)および(2)の1)において言及したが、「偲んで」を作成する経過では当該校と教育委員会との協議がどのように行われたかが当該校の資料でも教育委員会の資料でも不明である。当事者である教員および教育委員会指導主事の聞き取り内容からは、以下のように当該校が主導して作成していて「偲んで」の主旨が不明確であったという課題が判明する。1月27日の時のことを、当該クラス担任は「子どもたち、クラスの生徒とか学年の生徒にどんなふうにアンケートをとるとか、それをどのように保護者の方に提示するかとか、そういったことについての話し合いをしている旨述べている。作成の中心になったと推測される他の教諭は、「偲んで」に1番2番3番とあって、1番で本件生徒はどんな子だったか、2番で本件生徒の様子で何か気になる事とか心配な事はなかったか、何か学校の中であったのではないかということを書かせようと思った。3番で、自分自身と本件生徒とのかかわりを書かせたとした。教育委員会指導主事は「偲んで」を書かせることに関して校長がリーダーシップをとるべきこととしながらも、校長が前に行ってしまい、委員会の認識と違っていたとする。

②生徒事故報告書（1月30日付）（3月31日付2通）

当該校が作成し教育委員会に提出した3通の生徒事故報告書に関しては、「問題行動」と分類し「事故死」と種別記載した1月30日付のもの1通と「いじめ」と分類記載した3月30日付のもの2通がある。3月中旬に教育委員会指導主事より校長に対して事故報告書を提出するよう指導している。この事実は、本件についての当該校および教育委員会における認識が経過途中で変更されたことを示すものである。「いじめ」に言及したのはこの3月30日付報告書が初めてであり、そのことは当該校による本件に対するこれまでの認識が事故死であったことを示す。

1月30日付に関しては校長による回答がある。それによれば校長は事故死と記載した1月30日付の生徒事故報告書の内容を教育委員会に確認して記載している。したがってこの時点で教育委員会は事故死の認識であったと推測されるが、教育委員会の資料には報告書提出事実のみの記載であり教育委員会としての認識は不明である。

3月30日付の2通は、それぞれ、種別記載が「いじめの訴え」で5月8日アンケートにおける記載の報告とそれに対する措置・対応経過の報告になっているものと、種別記載が「いじめの疑い」で10月27日および10月30日の保健室で本件生徒が泣いた報告とそれに対する措置・対応経過の報告となっている。指導主事も校長も、3月中旬の時点で初めて、いじめおよび重大事態を予防する見地から2点の対応、つまり5月8日いじめアンケートと保健室の対応について事故報告を提出するべきであったとの認識を持っていた。ただし教頭はこの報告書を作成しておらず、作成者は校長となっている。

③保健室来室記録

校長が、保健室で本件生徒が痛みを訴え泣いた事実が「いじめの疑い」に関わると認識したのは、以下の事実経過を踏まえると、3月中旬で、教育委員会指導主事の指導によるものと推測される。

本事案発生翌日の1月28日養護教諭が来室記録を校長に提示し、校長は本件生徒が10月27日に保健室で胸が痛いと訴え、10月30日に泣いたことを把握した。校長によれば同1月28日に保護者と面会した際に保健室のことを説明したが来談記録一覧は渡していないという。校長の記録には、2月22日の教育委員会で指導主事から第三者委員会の説明を受けた際に、「保健室の対応記録詳細」という記載があり、保健室について何らかの指導があったと推測されるが当該校による対応の事実は確認できない。3月1日指導主事が議員から資料問合せを承けて1月28日に保健室の記録を保護者に渡したかと校長に照会している。校長は、説明したが記録は渡していないと回答している。3月14日指導主事からの電話記録の後に、校長は「保健室の対応について」として教員からの聞き取り内容を記載している。遺族保護者が初めて、本件生徒が何度も保健室に行っていたこと、保健室で泣いたことがあったことを市議経由で知ったのは、3月15日であった。3月15日に保護者は教育委員会指導主事に保健室のことも聴いていないと訴えた。5月15日に保護者は現校長に保健室来室記録がほしいと要望した。現校長が「保健室来室記録の対応について」を資料としてまとめたのは6月12日である。その後、時期は不明だが、保健室来室記録が保護者に開示された。

④教育委員会による学校および遺族保護者への対応

これに関して当該校現校長は、本件発生当時の中学校教育担当次席指導主事（課長代理）として、前任校長はほぼ完璧な対応をされたと認識していたようである。しかしながら、教育委員会指導主事は「偲んで」を書かせることに関して校長がリーダーシップをとるべきこととしながらも、校長がどんどん前に行ってしまったとの認識である。この間、教育委員会は当該校に対して、学校が主体的に進めるのではなく、ご遺族である保護者のご意向に添いながらともに進めることを繰り返し助言指導している。指導主事は、校長がどんどんやっいていこうとするが、教育委員会はブレーキをかけ、保護者に寄り添うように指示していたとの認識である。

保護者の意向と当該校の対応が平行線をたどるなか、教育委員会が第三者委員会のことを当該校に対して言及した最初は2月8日であり、2月13日には首席と指導主事が来校し、第三者委員会立ち上げの場合のガイダンスをし、2月15日には指導主事が過去の事例を紹介している。2月9日に匿名の手紙を受け取ることで学校への不信を抱いた保護者母親は、2月16日には学校との面談で「重

大事態」の発言をし、校長は指導主事に対して第三者委員会は避けられないと感じていることを伝える。2月20日前後には嫌がらせの手紙を受け取り2月末にかけて議員への市政相談を試みていた。母親は、2月21日の時点で、当該校に対して「何もやってくれないでしょ」「そんなやり方で出てくるわけないでしょ」「動いてくれないから直接連絡します」と伝え、相談先を当該校から教育委員会へと切り替えた。この2月21日に母親は指導主事に対して第三者委員会を申し立てる。その際指導主事は母親に「学校には第三者委員会の話をしましたか？」と確認し、母親は「してません。外部が入るとなると、もみ消される。だから伝えていない」と答える。教育委員会は2月22日には校長に対して第三者委員会についてレクチャーしている。2月27日指導主事は校長に電話で、第三者委員会について母親は学校に相談していないが、指導主事が母親の了解を得ないまま学校と第三者委員会のことを共有していることの懸念を伝える。それを踏まえて、2月28日には指導主事が、学校は第三者委員会について知らないということで対応するという指示を当該校に対して行なっている。

ここでは指導主事が、母親が教育委員会に対して第三者委員会を申し立てたことを学校は知らない、として対応したことが課題として挙げられる。当該校と緊密な連携を行う教育委員会が第三者委員会申し立ての窓口であると、第三者性ないし外部性を担保し得ないという構造的な問題がある。遺族保護者にとっては、事案発生当初はどのように対処すれば良いのか分からないので、相談先は当該校となる。当該校も事態を自浄できればと対応に努める。しかし、遺族保護者が当該校の姿勢に恣意性を感じ当該校への不信感を強めた場合には、次の相談先は教育委員会となるのが現状である。教育委員会も当該校と協力して事態を自浄できればと努めるが、上記のように外部性を持ち得ない。となれば、どこかの時点で当該校も教育委員会も事態の調査を外部に委ねる必要があるし、第三者委員会の申し立てを受ける窓口を外部に紹介する必要がある。

その後、3月8日に指導主事は母親に対して電話をして、「学校には第三者委員会について母親から相談があったことを伝えていない、伝えてもよいですか」と尋ね、それに対して母親は「伝わってなかったんですね、教育委員会と学校とはつながっていると思ったので」と応じ、指導主事は「お母さんが学校には言っていないとおっしゃったので…どうしましょう？」と尋ね、母親は「それならば黙っておいてください」との対話をしている。しかし、この内容も当該校には伝えている。

他方、本件生徒の母親は3月10日議員と会い本件が事故として扱われていることを聞いた。母親は教育委員会が事故死の認識であったと判明してから教育委員会への不信を覚えた経緯を語っている。生徒事故報告書に関して、3月中旬に教育委員会指導主事がいじめの認識を持ち始めた可能性についてすでに指摘したが、それまでに遺族保護者は当該校の対応と情報提供が恣意的であることを感得し、繰り返しそのことを訴えており、それにもかかわらず当該校および教

育委員会が事故死という認識を前提としていたことが大きな問題である。

以上、当該校による警察への対応と教育委員会との対応については以下の点が課題である。

ア) 当該校は警察との対応で情報を操作した可能性がある。

イ) 当該校と教育委員会はその連携において意思疎通が曖昧なまま事態を進めたため、遺族保護者への対応が遅れた。

ウ) 教育委員会は事故死を前提としていた可能性があり、なおかつ当該校に対する指導が後手にまわった。

(4) 資料の保管と把握状況

さらに、資料の保管と把握状況では、まず、資料全体について、当初第三者委員会に提出された資料が、原資料を当該校がまとめて編集したものが多く、その際に作成者、作成日、原資料が何かが不明瞭であった。一例を挙げると、資料1は「5月8日いじめについてのアンケート」（作成者：校長 作成日：5月8日）と報告されている資料で、作成日が5月8日と記載されているにもかかわらず、14件についてクラス毎にアンケート結果とともにアンケート後に生徒本人から聴取した内容や7月の懇談時情報がまとめて記載されている。この「5月8日いじめについてのアンケート」に関しては、実施後誰が保管していたかが曖昧であり、本件生徒死亡後にどこから発見されたかも曖昧である。2年および3年のアンケートは廃棄されており、教育委員会指導主事が廃棄はあってはならないと回答している。また、3月12日の職員会議資料によれば、本件生徒の関わる全ての資料の提供と保存が指示されているにもかかわらず、学級日誌の廃棄の問題が後に発覚し、アセス資料などが後に出てきており、調査からは教職員によって保管状況が大きく異なることが発覚した。さらに図書カードなど管理をしていないものもある。とりわけ「アセス」資料に関しては、当初アセスを行っている事実が報告されておらず、資料も提出されていなかった。当該クラスのアセス資料を「生徒に返却した」との回答も、アセスの性質上あり得ない回答である。このアセスのデータに関しては、結果的に第三者委員会の調査によって復元判明しており、当該校がこのデータを提出していなかった理由や事情についての当該校の回答は極めて曖昧であり、不提出が意図的であった可能性が否定できない。

以上のように、第三者調査委員会による調査の経過で判明したのは、情報の管理の問題と情報の質の問題である。これらの問題は、事実認定に関わる中心的な問題であり、当該校による対応を評価する際に基盤となる根本問題である。

情報の管理の問題は、保存されていなければならないアンケート結果の用紙や学級日誌、机上の落書き写真が廃棄されている問題である。また、校長の指示にもかかわらず当該クラスの学級日誌、アセス資料が保存されていない。保存さ

れていない情報が明らかに当該クラスや一部教科担当教員に偏っているという事実からは、廃棄が意図的である可能性を考えざるを得ない。

情報の質の問題は、生の記録が示されず、報告としてまとめた形の情報が示されることが多く、その際にまとめた主体が示されず、まとめた判断について確認するための追跡が困難になることが多いという問題である。この場合も、まとめと情報が恣意的である可能性を否定できないことになる。聞き取りによる調査でも校長による回答は漠然としており、当該クラス担任は記憶にないと答えることが多かった。

2-3 本件生徒の自死に関連する事実

第 5 章第 2 では本件生徒の自死に関連する事実を認定している。本件生徒の学校生活における事実事項として挙げられた件のうち、第 5 章第 2 において自死を考察するにあたり重要と認定した事実は、以下の 15 件である。

- ①5 月 8 日アンケート
- ②本件生徒がチビ・メガネと言われていたこと
- ③6 月 7 日のメモ
- ④筆箱の投げ合い
- ⑤所属するクラブ同級生との喧嘩
- ⑥同級生数人から「イキっている」「うっとうしい」「上から目線で嫌や」「仕切っているから嫌や」と言われたこと
- ⑦背中への付箋
- ⑧国語辞典の回収
- ⑨机上の「死」という落書き
- ⑩～⑭LINE のやりとりにおける「おごれ」「死ねや」「バーカ」などの執拗な暴言や無視
- ⑮所属するクラブ先輩からのプロレス技

これら事実のなかで、⑩～⑭の LINE によるやりとり以外に関しては、いじめの予防および発見という観点から教員としての課題となる。いずれも既に課題として指摘しているが、①本件生徒が書いた 5 月 8 日アンケート内容については担任による廊下での聞き取りなどその扱い方に慎重さを欠いている。②、④、⑦、⑧に関しては、教室内で教員が目するところでもあった。③および⑥に関連しては、本件生徒が保健室へ頻回に来室していることへの対応と保健室に来室し泣いた際の養護教諭による対応によっては教員が本件生徒の状況を認識できた可能性がある。⑤および⑮における部活動でのトラブルについても、所属するクラブ部員の多くは目撃しており、顧問教諭の対応によっては教員が認識でき

た可能性がある。⑨机上の落書きに対する担任の対応に関しては、本件生徒の可能性がはじめから排除されていた、と考えられる。これらの事実についての教員による対応ではいじめを予防し発見することができなかったが、既に第 7 章第 2 の 3 において指摘されているように教員の関わり方によってはいじめを予防し発見することが可能であった。

2-4 本件生徒の死亡経緯と背景

第 6 章の、本件生徒の死亡といじめとの因果関係では、以下の点で、本件生徒が自尊感情を傷つけられ無価値感や無力感、孤立感を深め、精神的な疲労を蓄積し、心理的な視野狭窄に陥った事実経過が認められる。

1 学期においては、学級代表への立候補・「チビ」と言われたこと・6 月 7 日のメモ・1 学期の成績・保健室利用が挙げられる。

2 学期では、同級生との喧嘩・国語辞典の回収・同級生による発言「うっとうしい」等・合唱コンクールの指揮者・保健室で泣くも内心を吐露し得なかったこと・一部教員からの叩くなど強い指導やいじり・他のクラスに顔を出した際に「チビ、来るな」と言われたことが挙げられる。

12 月から自死に至るまででは、LINE でのやりとりにおける排斥・プロレス技をかけられたりメガネを取られたりして部活動を休みがちになっていたこと・所属するクラブを辞めたいと申し出たこと・自死当日周囲との意思疎通に齟齬が生じたことが挙げられる。

自死に至るほどの無力感、孤立感、疎外感の深まりを予防するためには、これらの事実経過のなかで本件生徒が周囲の皆に認められたいと努めれば努めるほど孤立するという逆説的な悪循環に陥った心情に気づくことが必要である。当該校の生徒および教員からは多くの目撃情報と証言があるにもかかわらず、本件生徒の言動によるサインをリスクとして受け取れなかったことが大きな問題である。教員が本件生徒の心情をリスクとして気づき受け取るためには、本件生徒にとって安心感を持つことができる関係と基本姿勢が必要となる。

2-5 当該校のいじめ防止活動と本事案における実際

第 7 章「当該校のいじめ防止活動と本事案における実際」では、本事案にかかる実際において、当該校のいじめ対策の課題を提示している。

第 1 には、大阪市いじめ対策基本方針と当該校学校基本方針を踏まえ、当該校で想定されたいじめ対策の考え方・学校経営および組織の状況・保護者や教育委員会との連携を整理している。第 2 には、第 1 の整理内容と当該校の本事案にかかるいじめ対策の実際とを比較することによって、今後のいじめ防止活動に提言するための課題を提示している。

その際には、1) 大阪市いじめ対策基本方針の考え方、2) 当該校のいじめ防止対策の考え方、3) 当該校の学校経営及び校内組織の状況、4) 当該校における保護者との連携の取組、5) 当該校と大阪市教育局の連携の取組（指示・指導を含む）を整理した上で、「第2 本事案に係るいじめ対策の実際」には、まず、大阪市のいじめ対策の考え方を考慮した六つの観点を示している。それを踏まえて以下の課題をあげた。

第1に、大阪市及び大阪市教育局が示すいじめ対策の基本的な考え方や具体的内容は当該校及び教員に理解されていない可能性があった。

第2に、各教員がいじめを限定的に解釈している事実があり、教職員全体としていじめ対策を講じる困難さがあった。

第3に、教員個人が単独でいじめの判断、認知をしてはならなかった。いじめの認知は、複数の教員からの情報を統合し、校長が責任を持って行うことが徹底される必要があった。

第4に、こども個人の尊厳が最優先されてこそ集団育成が実現できるという、人権尊重の意識を抜本的に改革する必要がある。

第5に、当該校ではいじめ対策以前の問題として、教員が生徒を尊厳して関わっていなかった可能性がある。教員のよる体罰を思わせる強い指導や権威的態度や行動があった可能性も否めない。

第6に、当該校とその教員の反応は「保護者対応」に他ならず、本来は保護者の心情に寄り添う「保護者支援」という姿勢が基本として必要であった。

次に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の視点から以下の課題を踏まえた提言をしている。

- (1) 未然防止の視点では、教員は本件生徒を要配慮生徒に位置付けた認識を共有し必要な支援方策を実施し、いじめ未然防止の手立てを講じる必要があった。当該校は、学校経営にいじめ対策の目標と取り組み内容を掲げ、いじめ対策を独自に推進する校内組織を整備し、研修会実施など未然防止の取り組みを充実させる必要があった。教員が本件生徒を理解し支援的に関わり、校内の組織的ないじめ未然防止策を講じていれば、本事案におけるいじめ認定事象全てに一定の抑止力を行使できた。
- (2) 早期発見の視点では、当該校は本件生徒の些細な変化を把握する体制を整備し、複数の教員で本件生徒を十分理解しながら協議する機会をもち、些細な変化や協議の記録から早期発見に繋げる必要があった。学校教育活動で実施する取り組みに関しては、その趣旨を明確にし、得られたデータを教育相談に活用し、教育相談では子どもがSOSを発信しやすい環境の提供と人間関係を構築する配慮と工夫が必要であった。本件生徒は心理的援助を求

めることが困難であったことを踏まえるならば、生徒からの SOS だけを方策にせず、アセスのような客観的指標を活用して妥当な支援を講ずれば、早期発見の糸口は見出せた。

- (3) 早期解決の視点では、学校は当該校学校基本方針に則りいじめ対策委員会を設置し、早期解決の手立てを講じる必要があった。教員から校長へ、いじめに関わる可能性がある情報提供がなされ、校長はいじめ認知を判断する必要があった。教員は、事案発生後に生徒への教育相談と聞き取りを暖かな関係の中で系統的に実施し、早期解決を目指した初動として、生徒に依存せず、狭い経験からだけの根拠のない信念に拠らない、妥当ないじめ認知とその方策を講じる必要があった。教育委員会はいじめの可能性を想定した指導を徹底する必要があった。生徒からの申告や生徒集団の雰囲気からいじめを察知するのではなく、教員が個人として、なおかつ組織として、いかにいじめの把握に務めるかを検討しておき、組織として早期解決を目指す必要がある。

第 7 章における本事案に係る当該校の課題を整理するならば、いじめの認知とそれを可能にする関係性の実現が組織としてなされていなかったことが判明する。それを可能にするには、いじめに関する基本的な知識と個人を尊厳する基本的な姿勢が求められると言えよう。

以上、課題の全容を要約すると以下となる。

- (1) 本件生徒が亡くなるまで (第 3 章) : 生徒に対して教員が厳しい指導を行なっていたという上下関係を背景に、本件生徒が追い詰められていた状況は認識されなかった。
- (2) 本件の事案発生後 (第 4 章) : 対応の中心となった教員が事故死を前提に対応した。情報の提供も対応の姿勢も事故死を前提とした恣意的なものであった可能性を否定しきれない。教育委員会も事故死を前提にしていた可能性を否定しきれず、当該校および保護者への対応が遅れた。
- (3) 本件生徒の自死に関連する事実 (第 5 章) : 教員の関わり方によっては予防と早期発見ならびに対応は可能であった。
- (4) 本件生徒の死亡経緯と背景 (第 6 章) : 本件生徒が陥った逆説的な悪循環に周囲は気がつくことなく、本件生徒は孤立感、無力感、疎外感を深め、精神的疲労を蓄積し、心理的視野狭窄に陥った。
- (5) 当該校のいじめ防止活動と本事案における実際 (第 7 章) : いじめの認知とそれを可能にする関係性の実現が組織としてなされていなかった。いじめについての基本的な知識と個人の尊厳に対する基本姿勢が十分でなかった。

このように課題の全容を把握してみると、当該校のいじめに対する取り組

みが不十分であり、本件生徒に関するトラブルが多くありながら、それについての認識が教員にはなく、本件生徒による身体や行動によるサインは周囲に受け取られることなく、社会的に排除された結果、本件生徒は無力感および孤立感、疎外感を深め自死に至ったことがわかる。自死後の経過についても、当該校および教育委員会の対応は、情報の収集・管理・開示も含めて、恣意的な対応であった可能性は否定できず、結果的に遺族保護者の不信を招いた。これらの対応を評価するためには、なぜいじめが認識されなかったのか、なぜいじめから自死に至らざるを得なかったのか、保護者が当該校と信頼関係を持てなかったのはなぜかについての理解が必要であることが判明する。そこで、次に本件の全体像を取りあげる。

第3 本件の全体像

3-1 本件の全体像

本件の主な特徴の一つは、事実の認定の難しさである。自死に至った経緯においても、かつ事案発生後の事態経緯においても、事実を認定することが難しい点が特徴である。その主な事情は2点あって、一つは本件生徒が否定的な自己表現をし得なかったことであり、もう一つは教職員による情報の恣意的な操作である。その背後で両者に共通することは、否定的な事象の否認である。

この否定的事象の否認という特徴に関連したもう一つの本件の特徴は、第6章のいじめと自死との因果関係を認定した記述にあるように、自死に至る直接的な契機として強力に作用した事実を認定することができず、むしろ個々の準備状態が本件生徒において孤立感、無力感、疎外感を積み重ね自死に至らしめたという点である。その機序を以下の全体像と次節に記載する。

第2章第2の本人属性において示されたように、本件生徒の心理的な傾向では、幼い頃より心身の成長がゆっくりであり、本件生徒の興味関心においても交友関係においても、そして他者への関わり方においても、落ち着きがなく注意が散漫であるなど、本件生徒は同年代同朋と比較して幼く子供っぽいという印象を持たれやすかった。他方、本件生徒には周囲の人々に認められたい思いが強く、明るく元気で愛嬌があり積極的で活発な言動をとりがちな傾向があった。「おちゃらけ」ていて目立ちたがりでいじられキャラであった。周囲に認められたいという本件生徒の頑張りが、幼くふざけた言動や能力以上の挑戦となる場合もあって、その際には思いとは裏腹に本件生徒は自信を失い、無力感、孤立感、疎外感、虚しさを深めた。その背後には背伸びをして無理をしている心情があったし、傷つきもあったが、本件生徒はそれをはっきりと自覚し得なかった。明確に自覚し得ないがゆえに、その心情は周囲の人々には伝わりにくい傾向にあった。家庭では学校のことはほとんど語ることがなかったし、学校をやすみたいとか部活動をやめたいと訴えても両親からの促しや励まし

に応じて頑張ることが多かった。また、学校場面でも教員に相談することはなく、アンケートや保健室でリスクのサインは出すがそのことを問われると答えることができなかったし、嫌なことをされた生徒に対して訴えることはせず喧嘩になったり、むしろ笑顔でその場をやり過ごしたりした。つまり、自らの心情を言葉で表現して相手に伝えることよりも、身体の不調を訴えたり、行動の面で訴えたりすることが多く、あらためて面と向かって言葉を使って訴えることを求められるとできないことが多かった。したがって、本件生徒は、その心情を満たされることがないまま、2学期後半から3学期にかけては、部活動やLINE など人との関わりから身を引き始め、読書など好きなことにも取り組めなくなっていた。

両親は2人とも本件生徒への子育てと教育には熱心であったが、心身の成長がゆっくりであるとの認識を踏まえて、本件生徒が自らの力で成長を達成して欲しいとの思いから、本件生徒を見守る姿勢を中心としてきており、ときには本件生徒への刺激として親としての思いを伝えることもあった。両親によれば、小学校の頃から一人でいるのが好きな子で、目立ちたがりで「いじられキャラ」だった。小学校からのスイミングの習い事は続いていて、親としては中学校では屋外でする運動部に入って欲しかった。家では一切勉強をしないので、親が勉強する場を作るべく本人は嫌がったが学習塾に通わせた。塾とのやりとりでは、遅刻や課題の不提出など取り組みの状況の他、学校の部活動をサボったことなども知ることができ、とくに勉強面の遅れを心配した母親は塾の懇談に加えて、学校の懇談にも出るようになった。仕事柄平日の日中に休みがある父親は音楽会などの行事に参加していた。本件生徒は両親に対してスイミングのことや部活動のことは喋っていたが学校のことや友だちのことはほとんど話さず、母親は学校のホームページを常々見ていた。両親が部活動のサボりを指摘しても本件生徒はしらばっくれる面があり、弱音は吐かずむしろ「おちゃらけていた」。本件生徒が部活動をやめたいことも両親は他の保護者を通じて知って、「飽き性なので」約束事は最後まで貫き通して欲しくて、「しんどくてもグチは聞くから頑張れ」と励ました。本件生徒はそうした思いを持つ親に認められようとして、積極的で活発な面こそ見せはしたが、背伸びの無理をはっきりとは自覚し得ず、そうした本件生徒の逆説的なあり様の全体は周囲には伝わり得なかった。

そうした二面性は幼少期からの本人の言動の特徴であり、第3章第5で示されたように、同年代の児童生徒に対しても当該校の教職員に対しても場面によって表出する面が異なっていたため、本人に対する児童生徒や教職員が受け取る印象も、元気で明るく積極的な面と孤立して沈み込む面とに分かれており、時にみんなの前から急にいなくなりどこで何をしていたのか不明であるという特徴があった。したがって、当該校の教職員にとっては、小学校からの申し送りには支援が必要との事項があるにもかかわらず、明るく元気で積極的に取

り組む姿勢を見せる本件生徒に対しては、落ち着きがない幼さを受け取りつつも特に支援が必要とは認識されないか、落ち着きがない幼さを課題視するか、その印象と認識が区々となった。このことは、本人にとっては自覚がないまま孤立感と無力感を蓄積することになった。

当該校では 8 年前には課題を持った多くの生徒を抱えて落ち着かない状況が続いていたが、一部の教員の指導力によって当該校全体としては課題の解決と事態の沈静化に数年来で成果を挙げ、当該校全体が落ち着いてきた経緯がある。そのなかで有効であった指導の方法の要は効率性であり、その効率的な方法は継続的に採用された。とくに 5、6 年前から学習や生活課題、学校行事に対して教員が一方的に指導するのではなく、班活動という形態で生徒同士が話し合っ て相互扶助的に課題に取り組むことに力を入れたことが、当該校が落ち着いてきた要因の一つと考えられていた。そのなかで教員たちには、生徒が教員を信頼して何かあれば生徒から教員に言ってくるし教員もアドバイスするという関係が培われているという認識があり、生徒たちを見ていたら分かるし課題を教えてくれる生徒たちがいるはずという認識があった。班長や一部の責任感が強い生徒、リーダーシップを持った生徒、教員とのコミュニケーションが取れる生徒に信頼をおくことにもなった。また、生徒によっては一つ一つを繰り返し丁寧に指導する必要や、いじめについて表面的な指導ではなく、生徒の心のなかの相手を馬鹿にする面や相手を追い詰める面に気づかせることが重要で、それにはとても時間がかかることを認識する教員もいた。数年来のそうした生徒指導の中心は生徒指導部長と学年主任であったが、最近では本件生徒の担任が生徒指導場面で前面に出て中心的な役割を果たしていた。担任は生徒たちと休み時間に遊んだり生徒たちの趣味に関する話題を共有する一面もあったが、多くの生徒および教員は担任に厳しい印象を持っていた。担任が受け持つクラスに対する教員の印象は様におとなしく、自発性に乏しいことであった。担任による本件生徒への接し方も「振り返り」や「学習発表会」など厳しい面があった。落ち着きがなく忘れ物が多かった本件生徒を担任がクラスのなかで取り上げて指摘することもあった。また、顧問教諭は本件生徒について落ち着きがないため部活動前後のミーティングの際にはすぐそばに本件生徒を置いて本件生徒が動くたびに頭を押さえて話を聴くように指導したり、連絡なく部活動を休むことが多かったので連絡方法を個別に指導したりした。そのため、第 3 章から第 7 章までに挙げられた本件生徒の関連する事実に関しては、指導実績がある担任と一部の教員による個別の判断で効率的に対処され、他の教員と共有されることはほとんどなかった。他方、当該校の教職員のメモや保健室来室記録からは、課題のある生徒が他にも多数あって、その対応に日々追われていた事情が伺える。

そうした指導方法が潜在的に孕む課題は、否定的事象の排除と、関係性という観点の教員側における欠如である。効率性を損なう異質性は教員には自覚さ

れないまま排除された。言葉による自己表現の力が未熟であり、行動と身体の次元でなされた本件生徒の自己表現は教員には届き得なかった。第3章第3に挙げられた本件生徒の学校生活に関する情報は、周囲にいた生徒への聞き取り調査からも多くの証言と目撃情報が得られたが、それが教職員に届くことは稀であったし、稀に届いた場合でも指導的教員による判断で多くは問題がない方向で対処され、学校内での共有は一部の教員に限られた。また、第3章の第4および第5に挙げられた本件生徒の記載したアンケート類や本件生徒からの行動面および身体面からのサインも十分に挙げられることはなかった。

したがって、第4章第2で確認された死亡後の事実としての当該校の対応の多くは、指導を効率化するために行われた。情報の管理と質の問題および教員による生徒への調査の方法の問題も教員にはあまり自覚されないまま、指導する教員と指導される生徒という上下の力関係のなかで、事故死を前提にして自死という否定的事象が排除された。そうすると、第4章第3で確認されたように教員から保護者に伝わる情報は教員による取捨選択が施された情報に限定され、本章第2「本件の課題の全容」2-2「本件の事案発生後」(2)「保護者への対応」で課題を挙げたように、当該校は遺族保護者の要望に対して十分に相談することなく、事故死を前提としていじめを認識しないまま対応を進めた。教育委員会も事故死を前提にしていた可能性は否定できない。したがって、保護者がそこに恣意性を感じ得ることは無理のない事情である。第三者委員会に提出された情報も一部であり、かつ編集済みの情報に限られることとなった。

3-2 なぜいじめが認知されないまま、自死に至るのか

こうした否定的な事象の否認はどのように生じるのか。

本件生徒の発達の段階は、その心身の特徴を踏まえると、身長伸びが未だ大きくはなく、その言動に幼さを見せており、いわゆる思春期の入り口に差し掛かっていたと思われる。一般に思春期の始まりと終わりは身体が成人の体制へと成長する指標によって医学的に定義されている。具体的には、思春期の始まりは第2次性徴の発現であり、思春期の終わりは身長伸びが止まること（長骨の骨端線閉鎖現象）である。第2次性徴の発現の時期も身長伸びが止まる時期も児童生徒一人一人異なるため、個々の児童生徒の思春期はそれぞれに固有である。身体的な発育が早い子どももいれば遅い子どももいる。その身体的な成長と相まって、思春期における心の成長の課題は成人としての心の体制を形成していくことにある。そのために既成の価値である親や教師の心情に対して精神的に離脱することが、思春期における心の成長の最初の段階である。いわゆる第2次反抗期である。

その機縁は親や教師に言えない秘密を親友と共有することで自分という感覚を強めることである。本件生徒も親や教師には距離をとって同性同年代の同朋との親密な交流を求めて周囲に認められようと、幼いやり方ではあるが、背

のびをして積極的に振る舞っていたと思われる。個々の児童生徒の成長の度合いが固有で多様であるなかで、個々の児童生徒は周囲を眺め、そこにはすでに大人びた同朋もいればまだまだ幼い同朋もいると認識する。心身ともに大人になることの途上にいる個々の児童生徒の心では、心の背伸びをしがちとなり、心の幼い面を影として抑圧しがちになる。まだまだ幼い心を満たしたいが、それを堪えて背伸びをする、この矛盾した心の有り様が思春期の心の特徴である。本件生徒が見せる言動の幼さに対して周囲の生徒らが行ういじり、からかい、さや当てはこうした思春期心性のなかで生じている。自らの幼な心を悟られまいと必死に押さえつけている思春期の子どもにとって、幼い言動を臆面もなく表出する同朋がいれば、徹底的に排除したくなる。幼い言動に刺激されて自らが押さえつけている幼い心を周りに悟られる危険を感じるからである。自らの心のなかで幼さを押さえつけ排除しているのと同じように、幼い言動の同朋を排除しようとする。

そこに学校教育における効率のための画一化が導入されると、生徒集団のなかで異質なものが排除される危険性が生じる。すでに前項で記載したように、とりわけ当該校においては、指導する教員と指導される生徒との間に明確な上下の力関係があり、それを基礎に、厳しい生徒指導が行われ、本件生徒はその言動の幼さゆえに排除されていた可能性が高い。同時に、思春期にある個々の生徒の心のなかでも、自らの未熟な面が心の背伸びによって抑圧され排除されるため、本件生徒においても自らが排除されていることに気がつきにくい。むしろ、自らの幼さや異質さを認めることは、自分がクラスや学年の集団から離脱しかねないという恐怖となる。いじめの事実を教師に指摘されても生徒が頑として認めないという現象は、生徒が自らの尊厳を守る最後の砦であることが多い（中井久夫：『アリアドネからの糸』みすず書房 1997「いじめの政治学」）。本件生徒が保健室で涙を流しながらもいじめの事実を頑なに認めなかったのは自らその尊厳を守り切ろうとしたからと考えられる。

その際、教員が本件生徒の言動の幼さや背の低さを他の生徒の前で指摘したり、本件生徒の忘れ物の多さを教室のクラスメイトの前で指摘したりすることは、自覚されることがないまま暗黙のうちに本件生徒を公然と孤立させることになった。つまり、教員が未熟さを見せる特定生徒について多くの生徒の面前で公にその未熟さを指摘することは、特定生徒に自ら抑圧していた未熟さを投影する生徒集団から特定生徒を孤立させる機縁となる。ここにおいて、学校での生徒および教員という人間関係のなかで、影の排除＝社会的排斥が生じる（赤坂憲雄：『新編 排除の現象学』筑摩書房 1991 第1章「学校／差異なき分身たちの宴～いじめの場の構造を読む～」）。このことは、いじめによる生徒の孤立化と無力化と透明化（中井久夫：『アリアドネからの糸』みすず書房 1997「いじめの政治学」）が、思春期においては潜伏化するメカニズムである。直接的で強力な契機が見当たらなくても準備状態として多様な要因から孤立感、

無力感、疎外感を深め、自死を選択し得た本件の特徴である。

そうした特徴と背景を持つ思春期の児童生徒を多く抱える学校には、本件に限らず、生徒の安全を確保し、安全を脅かす危険を予測してそれを回避する責務がある。すでに第3章および第7章で指摘されている通り、本件生徒に対する学校の対応には多くの点で重大な課題が認められる。潜伏化しかねない社会的排除といういじめが自傷他害という重大化に至らないよう、予防し早期に対応するにはどうしたら良いか。一言で言えば、否定的な事象を否認せずに、共有して認め合う方向性が必要である。そのためには、教員も生徒もお互いが自らの限界を認め合う関係が必要となる。それでは具体的にはどうすべきであったのか。次節では、これまでに指摘した課題を個々に挙げて、本来あるべき方向性の視点から、当該校および教育委員会の構成員と組織のあり方について、その適否を評価する。

第4 いじめ発見・防止のための措置は十分であったか

これまで課題の全容と本件の全体像を総括することで判明したことは、本件生徒と関係教員との力関係では、本件生徒からのリスクのサインは関係教員に理解されることがなく、むしろ学校生活のなかで社会的な排除が重なり、本件生徒が無力感、孤立感、疎外感を深め自死に至ったということである。したがって、以下に示すように、当該校におけるいじめの防止および発見の措置は極めて不十分であって、いじめについて十分理解するよりもむしろいじめを目の前からなくすことを優先し、いじめを見えなくしていた。

すでに第7章第2の2において当該校がいじめを未然防止するための対策の観点から妥当な学校経営を実施していたとは言い難い状況を指摘し、校内組織が空洞化していじめ対策としては十分機能していなかったことを指摘した。特に本件生徒を支援の要する生徒として位置付けて必要な支援策を実施できていなかった。さらに、第7章第2の3においては、アンケートの情報や保健室来室の情報、そしてアセスの情報が共有されず、教育相談環境も配慮に欠けていたことを指摘した。また、本章第2「本件の課題の全容」の2-1で、本件生徒がなくなるまでについて課題として挙げられた点は、以下の諸点であった。

- ① 本件生徒と一部関係教員との関係は、力ずくの厳しい指導による上下関係であって、本件生徒にとっては安心して相談ができるような関係が培われていなかったこと
- ② 本件生徒が学校生活に適応しようとすればするほど孤立感を深める悪循環に置かれていたことに対する教員の認識が極めて不十分であったこと
- ③ そのために教員による対応もむしろ本件生徒の孤立感を深めてしまったこと
- ④ 本件生徒に関する情報と判断は一部関係教員にのみ限られたこと
- ⑤ 他の教員や保護者には伝えられていないこと

これらの課題は本件生徒の（１）孤立化（２）無力化（３）透明化を進めたと
言えよう。

（１）孤立化

忘れ物が多い本件生徒をクラスのなかで「いじる」担任の指導姿勢や部活動
前後のミーティングで顧問教諭が当該生徒の落ち着きのない身体の動きを抑
える指導姿勢は、教員が忘れ物や落ち着きのなさに対する指導に際して当初本
件生徒と関係を作ろうとした動きであったが、周囲の生徒たちにとってはこの
ことが本件生徒を特別視する契機となって、本件生徒が周囲から孤立する契機
となっていた。その後、本件生徒は周囲に認められたいと学級委員に立候補す
るなど積極的な言動を見せるが、その幼さや子供っぽさから却って孤立する。
「メガネ」や「チビ」、「うっとうしい」などといういじり、筆箱の投げ合い、
背中に付箋を貼られること、国語辞典の回収、LINE 上の同級生とのやりとり
などにおいて、本件生徒は周囲から孤立した。教員がいじめを認識しうること
として、筆箱の投げ合い、背中に付箋が貼られたこと、国語辞典の回収などを
本章第２「本件の課題の全容」の 2-1 で既述したが、より本質的には、一斉指
導の状況で教員が本件生徒の落ち着きなさや忘れ物の多さを一斉指導に乗ら
ない否定的なこととして捉え、本件生徒を孤立させる機縁となったことが適切
ではなかった。本来は、生徒個人の基本的な人権は尊厳され、いじめのリスク
についての基本的な理解と思春期における心性についての理解が必要である。
忘れ物や落ち着きのなさの背景にある事情に向き合い本件生徒が抱える課題
をより深く理解するべきであった。

（２）無力化

上記の孤立化は、本件生徒の努力を無にするものであって、本件生徒は認め
られようと努めるほど無力感を深めていった。その契機は、本件生徒と関係教
員との関係が力による上下関係であったことであり、むしろ力による上下関係
は本件生徒を排除する危険があった。複数生徒および教員が、担任による「突
き飛ばす」、「げんこつで頭を叩く」など体罰を思わせる強い指導があったと証
言し、それを生徒が目撃することは、生徒と教員との基本的な関係を、腕ずく
で黙らせるものとした。力による上下関係を教員が行使すれば、生徒同士の関
係でも力による争いが生じる。本章第２「本件の課題の全容」の 2-1 に挙げた
本件生徒をめぐる部活動での争いやプロレス技は力による争いである。力関係
を背景として課題へ向き合う教員の基本姿勢が効率重視であったため、多様な
視点が必要ないじめ防止の措置は不十分であった。力関係による生徒指導には
即効性という利点があるように見えるが、結果的には課題に対する場当たりの
な対症療法であり、根本的で本質的な解決ではない。体罰を思わせる強い指導
に頼らざるを得ないことは力関係による生徒指導に限界があることの証左で

ある。教員のノートやメモを見れば、日々頻発する生徒指導上の課題にモグラ叩き様に追われる現状があり、そのこと自体、力関係を背景とした生徒指導の方法に限界があることの証左である。本来であれば、生徒が安心して本音が語れる信頼関係を基盤に、生徒がみずから自身の課題を相談できるような教育相談を実現する必要がある。

(3) 透明化

当時1年生における生徒指導は、中心となる数名の教員によって数年前から課題解決に取り組んできた経緯があるなかで、「即効性」を求めるため、課題を十分認識して解決することよりも、課題を目の前からなくすることが優先された。いじめに対する「基本方針」は形骸化され、教員組織における連携ルールは形だけであり、実質は効率重視の経験者判断に委ねられていたため、課題がないことを良しとされていた。多くの情報は担任か他の教諭でストップしており、その情報についての判断も担任の一存であることが多く、管理職にはいちいちあがっていない。複数の机に「死」と書かれた件に対する担任の対応も、写真を撮りながらそれを教員組織で共有することを怠るなど、勝手な判断と受け取られかねない。そのため、保健室への頻回来室をはじめ、当該生徒の特徴的な言動の多くが教員に共有されることなく見過ごされた。国語授業での国語辞書に関して、多くの生徒の証言があるにも拘らず、教科担当者は問題を認識していない。いきおい、生徒・保護者への対応も振り返りや学期末懇談などでは課題がない方向で進められた。所属するクラブでのトラブルについては生徒の認識と教員の認識に大きな違いがある。また、所属するクラブの活動を休みがちであったことと当該生徒が所属するクラブを辞めたいとこぼしていたことへの背景を把握する動きが教員には見受けられない。保健室での対応はとくに10月30日で、「何か学校でも嫌なことがあるの？」という養護教諭による問いかけに初めて涙を浮かべたという事実と、当該生徒が頑として「ない」と言い張った事実とは、口には出せない余程の事がある事を十分うかがわせる。その証左は10月30日の出来事以降保健室来室が途絶えたことにある。これに対する担任の対応も十分ではなかった。これらの事象はいずれも否定的な事態を否認し見えなくする透明化と言えよう。

以上、学校によるいじめの発見と予防に関する措置は極めて不十分であった。孤立化・無力化・透明化によって思春期にはとりわけ潜伏し易いいじめの特質を配慮した対応と、それを可能にする生徒教師間の関係性が、不十分であった。本来であれば、否定的な事象である生徒指導上の課題について蓋をすることなく向き合い十分に理解することが必要である。社会的排除といういじめが自傷他害という重大化に至らぬよう予防するためには、排除の重なりを招くような力関係による生徒指導の限界を認識し、多様な視点からの多彩な

指導が可能となる必要がある。また、社会的排除といういじめが潜伏化されずに発見されるためには、生徒が安心を体験できるような信頼関係を基礎とした教育相談の実現が必要である。そのためには、まず、個々の生徒の人権を守り個人の尊厳を優先することと、そして教員が 1 人で課題を抱え込まず多くの教員による多様な視点から事象を深く理解することが可能な体制が必要である。さらに、一つの考え方にはメリットもあるがデメリットもつきものであり、生徒指導においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど外部のより専門的な視点を取り入れて、常に多様な見方を吟味できる仕組みが必要であろう。とくに、思春期心性を踏まえて、適応に励むほど孤立する逆説的な悪循環や否定的事象の否認への対応、心情を言明しない生徒への対応はより専門的な知見を踏まえた関わりが教員には求められる。

第 5 事案発生後の対応はよかったか

事案発生後の対応の課題はすでに第 7 章第 2 の 4 において、本事案発生当初に対応した組織体制に問題があること、当該校学校基本方針に定められた組織系統は徹底されず当該校では方針が全く機能しなかったことを指摘した。さらに本章第 2「本件の課題の全容」2-2「本件の事案発生後」(1)「死亡後の当該校の対応」において、事案発生後の当該校による対応の課題は以下と指摘した。

- ① 機動性と効率を重視したため組織として機能しておらず場当たりのであった。
- ② 事故死という認識を前提として対応していた。
- ③ 調査と報告が恣意的であった可能性がある。

これらの課題に向き合うには、当該校が組織として、いじめなどの課題について認識することとその発見、予防および早期の対応に必要な関係性を実現する必要があった。既に第 7 章において指摘された観点として、いじめの定義およびいじめ対策に関する基本的な考え方と方針を、校長が教員任せにすることなく責任をもって組織内に徹底する必要があった。とくにいじめについての判断は、教員個人によることなく、複数教員の情報を踏まえて、校長が責任をもってすべきであった。さらに、関係性という観点では、当該校と教育委員会との関係は極めて曖昧なままで不明であることが多かった。

(1) 当該校が組織として機能していなかったこと

対応した教員グループの構成は、校長・教頭・担任・他の教諭ら 5 名を中心としたが、効率的であると同時に恣意的であった。生徒への最初のアンケート「偲んで」については、対応を急ぐあまりに、その目的と質問内容、および実施手続きは、組織として十分に吟味されたものではなかった。また、「偲んで」

を踏まえた最初の対応である教育相談では、生徒による記載が十分に取り上げられることなく、聞き取り方も極めて不十分であった。本来であれば、初期の緊急対応においても、機動性に加えて組織としての十分な検討と意思決定が必要であった。その点では教育委員会による情報の吟味とそれを踏まえた指導が必要であった。

(2) 事故死を前提としていたこと

1月31日実施の所属するクラブ聞き取り調査はプロレス技をかけられて本人が嫌がっていたいじめである可能性を十分に伺わせる。いじめの可能性を踏まえることが十分可能であったにも拘らず、事故という認識を前提に対応を進めた事実がある。その背景にはそもそもいじめやそれによる自死であるはずがない、という思い込みが教員にあった。ここには第7章第2の4において指摘したいじめ認知の不適切さがあった。つまり、いじめを認知するにあたって、生徒らの申告に委ねていたこと、生徒集団の雰囲気委ねていたこと、根拠のない信念によったことが挙げられる。本来であれば、生徒の死亡という事実があった時点で、教員は組織として校長の責任の下、いじめがあった可能性、自死である可能性、重大な事態である可能性を踏まえる姿勢が必要であった。

(3) 当該校の恣意性

これらの教員と生徒との力関係は明白であり、力関係で上位にある教員による生徒への聞き取りは教員の恣意性を実現しうるものであった。教育相談や部活動生徒への聞き取り方にも問題があるのに加え、メモに挙げられた生徒への聞き取りやラインで特定化された生徒への聞き取りの際にも、利害関係がある教員による聞き取りという方法が問題である。しかし、その問題性への認識がないというよりも、そのやり方が恣意性を実現するという意味で選択されている。本来であれば、生徒が自由に語ることができる関係性が必要であり、なおかつ聞き取り者の恣意性を防ぐ工夫が必要である。

(4) 教育委員会

教育委員会における課題は、既に第7章第2の4で、いじめの可能性を想定して適正に善処する指導・助言が欠けていたことを指摘した。また、本章第2「本件の課題の全容」2-2「本件の事案発生後」の(3)「警察および教育委員会との対応」において以下を指摘した。

- ① 当該校と教育委員会はその連携において意思疎通が曖昧なまま事態を進めたため、遺族保護者への対応が遅れた。
- ② 教育委員会は事故死を前提としていた可能性があり、なおかつ当該校に対する指導が後手にまわった。

①加えて述べるに、教育委員会による事態への認識は、当初「完璧」であった。この認識は、当該校による対応が遺族保護者の意向に添ったものでなく、両者の信頼感が損なわれつつあるという認識が教育委員会になかったことの証左である。教育委員会においては、遺族保護者の意向に添うようにとの助言指導が、当該校において実際に行われているかについての確認が必要であった。その点、重大事態の可能性のある事案においては、指導主事による校長への指導には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど外部の専門家による意見照会を踏まえて行われる必要がある。

②そもそも3月10日の時点で教育委員会でも、いじめによる自殺を前提とする考え方が排除されていた可能性は否めない。本来であれば、生徒の死亡という事態に対して、当初より重大事態である可能性、いじめによる自殺である可能性を十分に踏まえた対応を当該校に対して指導すべきであった。

第6 保護者との対立が生じていることについて

既に、本章第2「本件の課題の全容」2-2「本件の事案発生後」の(2)「保護者への対応」において指摘したように、学校による保護者への対応に関する課題は、次の5点である。

- ① 「5月8日」アンケートを見た遺族保護者にはその時点で不信感があり、いじめの調査を学校に申し出ているにもかかわらず、学校による調査とその報告は極めて不十分であった。
- ② 教育委員会が当該校に対して遺族の意向に添うようにと再三指導していたにもかかわらず、当該校は遺族保護者と十分に相談することなく対応を進めた。
- ③ 遺族保護者の要望に対しての対応が不十分であり、遺族への配慮よりも他の生徒およびその保護者への影響を優先させ、調査の結果や保健室の件などの情報を遺族保護者に提供するまでに時間がかかった。
- ④ 事実の確認を十分に行うことなく、事故死という認識を固持し、いじめの認識も持たなかった。
- ⑤ 情報提供の方法と内容が極めて不十分であり、その恣意性を否定できない。

このうち①と④に関しては、当該校が事案発生直後より事故死という認識を前提にしていた問題として、②と③と⑤については、事故死という認識を前提とした当該校の対応が恣意的となった問題として、保護者との対立を生んだ要因と考えられる。

- (1) 当該校が事故死を前提として事実を確認しなかったこと
死の背景に何かあるはずという保護者の思いに対して、調査をしても何も

出てこないという結果報告を学校が繰り返す事実があり、その経過の中で学校を信頼できないと保護者が感じるようになった。事故認識を前提にした姿勢では対立は必然的である。やはり、本来であれば、事態の最初に事故死の認識を保留すべきであった。重大事態である可能性、いじめやそれによる自死である可能性を踏まえて、まず、事実の確認をし、保護者と相談をしながら、事態を進めるべきであった。

(2) 当该校の恣意性

保護者との面談では、学校が把握した事実を報告する形になっているが、一部教員が取捨選択した事象のみを対象に、それら教員による聞き取りを報告したため、遺族である両親には、当该校が情報を隠していると受け取られた。遺族である両親が繰り返し訴えるように、取り上げられるのはあくまで教員側の「気になる」事象だけであって、遺族である両親に提供された情報は、教員によって取捨選択されていた。対立は保護者が学校を信頼できないと感じたことから生じているため、1月末から2月に保護者と数回面談を行い、電話対応を頻繁に行う経過事実が、対立を生む背景となった。特に、LINE やメモの取り扱いに加えて、その後、鍵の紛失・お金の件・衣服の汚れなどを遺族保護者が訴えた経緯があり、それに対して当该校は対応しなかった。当该校の情報提供に対して両親は原本を要求するが、それに対する対応が遅れた。

これらの課題の根底には、すでに第7章で指摘された、保護者への基本的な関係性の問題があった。つまり、保護者は初めから当该校にしか寄る辺が無く信頼して相談していたにもかかわらず、当该校の保護者への姿勢は「保護者対応」の次元であって、本来であれば、「保護者支援」という支援関係が基本姿勢において必要であった。

第7 まとめ

本件生徒はいじめアンケートになぜ追い詰めるのかと書いている。いじめの本質にはこの追い詰める関係がある。そこでは、生徒も保護者も教員も、いずれもが追い詰めたり追い詰められたりするという、言わば出口が見出せない状況におかれる危険性がある。出口を見出すために明日からできることは、追い詰めないことである。生徒も教員もお互いが限界を認め合うことである。教員は生徒の表現に目と耳を傾け、組織としていじめの認識を深めることといじめを解決するための関係性を実現することに取り組む必要がある。とくに重大事態では、遺族の感情をサポートする意味でも、事実の如何に拘わらず、いじめによる自殺の可能性があるという前提で対応を進める姿勢が望ましいと思われる。そうした姿勢を涵養し、一部教員の恣意的判断で事態が進められることがないようにするためには、個々の教員の意識改革という次元だけでは

なくて、教員とその組織への改革が構造的になされる必要がある。一つの考え方が有効でメリットがあるほど、その背後にデメリットが隠されているという複眼的な見方が必要であり、とくに生徒との関係について教員に自負があったり思い込みがあったりすると、上下関係の上の立場にいるものには、そのことによる社会的な排斥というデメリットや下の立場にいる生徒の気持ちに気がつきにくくなると思われる。その意味では、常に自分以外の意見や専門的な見地に開かれた仕組みを、学校内と、学校および教育委員会の関係の中に、構築する必要があると思われる。多様な個を尊重し、個々に異質であることの認識を深め、多様で異質な個と関係を培える、異質さに開かれる文化を教育の中に醸成することが肝要となる。

第9章 教訓と部会としての提言

第1 第54号部会の提言を出すに当たって

当部会では、前述のとおり事実を調査し、本件生徒と他の生徒との関係、大阪市教育局及び当該校の事案発生前の措置、事案発生後の措置、資料の保管状況、保護者の心情を検討してきた。その上に立って、本件生徒は、第6章において述べた自尊感情の毀損、強い怒りの感情、孤立感、疎外感、無価値感、無力感、精神的疲労の蓄積を感じ、心理的視野狭窄に陥って衝動的に自死を選んだと考えられる。本件生徒がかかる感情をもったことについては、第5章において述べたいじめと認められる事実が関連する。

当部会では、それらのいじめ事実と本件生徒が自死したこととの因果関係の認定、成長期の中学生の心理、教職員・他の生徒の与える影響、推定される本件生徒の心理、保護者と当該校との関係などを分析した。その結果、本件事案発生時には、当該校において以下の課題があったと考えるものである。

- (1) 当該校学校基本方針が大阪市いじめ対策基本方針を十分に捉えておらず、当該校教職員は、いじめについての基本的な知識と個人の尊厳に対する基本姿勢が十分でなかった。
- (2) いじめ認知について、複数の教職員からの情報を統合し、校長が責任を持っていじめの判断をする体制・教職員への指導助言が徹底されていなかった。そのなかで、本件生徒が陥った逆説的な悪循環に周囲は気がつくことなく、本件生徒は孤立感・無力感・疎外感を深め、精神的疲労を蓄積し心理的狭窄に陥った。
- (3) 一部の教員につき、生徒の尊厳を保障して指導にあたるという姿勢が弱く、威圧的であったり、体罰と思わせる強い指導をすることがあった。そのような上下関係を背景とした指導の裏面として、本件生徒が追い詰められていた状況は認識されなかった。
- (4) 本件事案発生後対応の中心となった教員が事故死を前提に対応した。情報提供も対応姿勢も事故死を前提とした恣意的なものであった可能性を否定しきれない。そのために、当初学校に信頼を寄せていた保護者との対立関係を生じさせた。
- (5) 事案発生後、校長の保管指示にもかかわらず、学級日誌が廃棄され、アセスデータが削除されるなど、調査に支障をきたした。

これらの課題を踏まえ、当該校及び大阪市立中学校全体に対し、以下の提言をするものである。

第2 提言

1 大阪市いじめ防止基本方針を遵守したいじめ防止対策

(1) 大阪市いじめ防止対策基本方針の徹底と学校いじめ防止対策指針の実践

いじめ防止対策推進法施行後、大阪市いじめ対策基本方針が策定されており、大阪市立学校においては、この基本方針を遵守していじめ防止対策に取り組むことが指示されており、当該校においては、大阪市いじめ対策基本方針にあるとおり平成29年度より当該校いじめ防止基本方針が策定されていた。しかし、事案発生年度において当該校では、学期に1回行うとされていたいじめ実態調査アンケートが2学期はされておらず、3学期については、事案発生後であるにもかかわらず2月のアンケートもされていなかった。また、アンケートのみならず、日々の観察、教育相談、家庭との情報共有についても学校いじめ防止基本方針に従った取組が不十分であった。大阪市いじめ防止対策基本方針と学校いじめ防止基本方針の内容については、第7章に示されたとおりである。いずれも現場と教育委員会の知見・実践にもとづいて策定され、いじめ防止のために有効な役割を果たす基本方針であるところ、これが実践されなかったことは、本件発生を予防するうえで痛苦的教訓である。このことを踏まえて、当該校においては、大阪市いじめ対策基本方針や当該校いじめ対策基本方針を再認識し、各基本方針を実践することを提言する。

大阪市教育委員会は、当該校以外の大阪市立学校で大阪市いじめ対策基本方針や当該校いじめ対策基本方針が実践され、いじめ防止のための役割を果たしているかについて、改めて実態を調査し、各校基本方針の徹底と実践を図るよう措置を執ることを提言する。

(2) 個人の尊厳を尊重するいじめ防止対策であるべきこと

当該校学校基本方針では、互いに認め合い、いじめのない集団育成との記載があり、学級担任の学級経営や学年における生徒指導においても、集団づくりが重視されていた。大阪市いじめ対策基本方針においては、「集団づくりより個人の尊厳に価値を見だし、加害児童生徒との仲直りより被害児童生徒を助けることを優先する。」との説明があり、齟齬が生じていた。当該校においては、従来の人権教育の取組を発展させ、子ども個人の尊厳を最優先としつつ集団育成に取り組むことを提言する。大阪市教育委員会においても、いじめ対策基本方針の考え方を各校に周知させ、被害児童生徒の尊厳を保障する対策をとるべきことを明らかにするよう提言する。

(3) 学校いじめ防止基本方針と校内いじめ防止委員会の位置づけおよび活動

当該校においては、学校いじめ防止基本方針で定められた校内組織として管理職・生徒指導主事・教務主任・学年主任・人権教育担当で構成されるいじめ対策委員会があり、4月・9月・2月の年三回の開催が予定されていた。一方、校内の常設組織としていじめ不登校対策委員会があり、さらにいじめ事案発生時には校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・各学年

主任・指導教諭・生活指導部長・養護教諭と必要に応じて当該学級担任も参加する委員会が予定されていた。しかし、実際にはいじめ対策委員会もいじめ不登校対策委員会も本件発生までに開催されたことはなく、各学期1回の生徒対象アンケートは5月8日の1回のみであり、そこであがってきた被害生徒に関する情報を具体的にどのような関与・指導につなげるのかを検討する組織はなく、担任が対応を相談する体制となっており、効率的ではあったが、単眼的な見方になってしまうきらいがあった。本件および本件生徒に対しては、学級担任・他の教諭らと異なる見方をする他の教員もいたが、意見を共有・交換する体制とはならなかった。こうした学校いじめ対策基本方針で予定されたいじめ不登校対策委員会と異なる対応決定体制は、基本方針の予定されたいじめ不登校対策組織が形骸化していることを示しており、校内でのいじめ発見・対応方針の実践に基づいた情報・経験が活かされないおそれがあった。当該校としては、いじめ対策委員会またはいじめ不登校対策委員会を基本方針にしたがって組織し、予定した活動をしておく必要があった。

当該校のみならず、大阪市立諸学校においても教訓とし、大阪市教育局委員会においては、各校に対し、いじめ対処にあたる校内組織を設置し、基本方針の実践活動にあたらせるように措置することを提言する。

(4) いじめ防止指導の実践

学校いじめ防止対策基本方針には、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気作りに関する取組として、人権教育・道徳教育・体験学習・言語活動を重視した特別活動の充実が上げられている。いじめは学校生活のさまざまな場面で生じる。教科・特別活動を問わず、学校でのいじめ防止指導を実践する必要がある。当該校においては、特に本件事案発生後、工夫されたいじめ防止の指導・学校内の活動について総括して教育委員会に報告し、今後の教訓としているかを検証する必要がある、教育委員会はそのような指導をすることを提言する。

2 本件事案からみた教訓と提言

(1) 小学校からの申し送りを重視すべきこと

本件生徒が中学進学時に小学校からの申し送りとして要支援となっていたことが、当該校では重視されていなかった。そのため、学級でも部活動でも支援の必要性について検討されることはなかった。本件生徒の場合、小学校時にはいじめられたと5月8日アンケート以後に本人が述べていたこと、行動に幼いものがみられること、身体特性に関し治療も考慮されていたことからすれば、いじめリスクのある生徒として小学校からの申し送り事項について重視されるべきであった。

当該校のみならず、大阪市立諸学校において、前在籍校（在籍幼稚園・

保育所)からの申し送りについて、特に要支援との申し送りがあった場合、これに注目し、いじめリスクが生じるとの観点から、特別支援学級在籍の可能性、普通学級在籍の場合でも行動観察などをして注意を払う必要がある。前在籍校・在籍園所からの申し送りに注意するように大阪市教育委員会から各学校に徹底することを提言する。

(2) いじめリスクを把握し、早期発見するために教職員が組織的に関与すべきこと

児童・生徒間でいじめにいたるきっかけはさまざまである。本人属性に関する要素もあれば、学力・行動・運動能力・部活での優劣・友人間でのトラブルなどがきっかけになることもある。学校としては、一般的ないじめリスクを持つ児童生徒がいないか、学級・部活動を通じていじめリスクを抱える児童生徒がいないかを把握する必要がある。この点、当該校では、第8章に示したいじめ発見のきっかけをいじめ事案の発生ではないかと考えることなく看過し、被害生徒へのアプローチも保護者との連携でも問題はないという方向に流れてしまったことは反省すべき教訓である。保健室への頻回来室や部活動を辞めたいと言っていたこと、練習に来なくなったことなどは、教員間で誰かがいじめではないかと考え、被害防止・重大事態防止の観点から検討し、学級担任・部活顧問に伝える必要があったと認められる。大阪市いじめ対策基本方針・学校いじめ対策基本方針にも示されたことであるが、アンケートのような一斉調査のみならず日々の観察、信頼関係の形成を通じていじめリスクを把握し、早期発見するように教職員の組織的関与が必要である。当該校については、いじめ把握の点で何が足りなかったか、部会提言を周知・研修する機会を設けることを、当該校以外には、大阪市教育委員会においては、市立諸学校に対し大阪市いじめ対策基本方針の周知徹底をすることを提言する。

(3) 教職員間での情報共有

本件生徒についての認識が教職員によって区々であり、学校生活における本件生徒に関わる多くの事実を共有する事に関して、教職員の連携および保護者との連携が不十分であったことは第8章に指摘したところである。情報共有は個別的行われることがあるが、いじめ防止という観点からは、少なくとも学年、学校全体ではいじめ対策委員会を通じていじめ防止指導を立案し、実践する教職員には共有されなければならない。いじめ防止対策基本方針に従った委員会の活動ができていなかったことの反映であるが、当該校での教訓は他校にも伝えられ、教育委員会としては大阪市いじめ防止基本方針の周知徹底とともに、教職員間の情報共有と共同した指導の実践の重要性を各校に伝える措置を執ることを提言する。

(4) 具体的事象に対して、生徒の特性を踏まえた介入をすること

第6章に認定したいじめの事実は、全く潜伏していたのではなく、学級

の他の生徒、同じ部活動に参加する生徒も認識していた事実もある。これらを教員が認識するとともに、本人の心情を理解し、本人の置かれた各集団内での位置を理解した上で、被害生徒・関係生徒への特質に応じた介入が必要である。第8章にあるように教員の姿勢によってはいじめ防止どころかいじめを助長することになりかねず、また、集団の構造を理解しなければ、表面的におさまったいじめが潜伏化・陰湿化して継続する可能性がある。本件発生前12月から1月にかけてのLINEのやりとりなどは、LINEを交換した生徒間ではわかっている、他にはわかりにくい。かつ、「何かおごって」という要求以外に、LINEのみをみても本人が苦痛を感じたかが明確でないものもある。係る場合に、LINEの相手生徒に一方的に介入しても、かえって被害生徒がいやがることもありうる。起こっている事態と関係生徒の状況に応じた介入が必要である。

(5) 保護者との情報共有

事案発生までの情報共有の点では、5月8日アンケートの結果、保健室に来室したこと、10月30日に泣いていたことなど、家庭とも連携をはかるきっかけになったのではないと思われる事実がある。また部活動の練習をやすみがちであったことについても、保護者の意見はどうだったのかを聞く機会もあったと思われる。こうした事案発生前の情報共有は、本人の心情もふまえながら、個人懇談の機会や学校からの連絡によって適切に図る必要があるが、小学校時代のいじめをアンケートに書いたことだと被害生徒が答えたのであれば、申し送り事項も考慮して、保護者との情報共有をはかることもあったと思われる。発生後については、学校の見方について保護者との協議が十分深まらなかったことなど、対応については反省点があるとみられる。前記(4)の介入の時期・指導のあり方とともに、当該校においては、一連の経過をいじめ被害発生防止の観点から、保護者との情報共有のあり方について総括して教職員間で共有する機会を設けることを提言する。

(6) 思春期心理についての理解を深めること

第2章第2に本人の属性に関する事実、第6章に本件いじめ事実と自死との因果関係について、第8章で思春期心理についての考察が示されている。成長する心と身体を有しながら同年齢集団の中で異質な他者と接する思春期の子ども達の心理は複雑であり、揺れ動いている。多様な要因から孤立感・無力感・疎外感を深める生徒もいるのが現実であり、教員はこのような思春期生徒の心理について理解を持たなければならない。また、生徒の心理の把握のためには、教員の複眼的な見方が必要であり、教員間で複眼的な見方を持つことと、その見方を交換できる現場が必要である。特にいじめに関連して、自尊感情の毀損、強い怒りの感情、孤立感、疎外感、無価値感、無力感、精神的疲労の蓄積を感じ、心理的視野狭

窄に陥って衝動的に自死を選ぶほど追い詰められたと感じる生徒が生じることの十分理解する必要がある、見方の異なる教員からの意見が交換されることによって生徒の心理を理解する契機も生まれる。

各校でも研修の工夫がされているところと思われるが、大阪市教育委員会においては研修材料の提供・講師の紹介・各校の実践例の収集など通じて、思春期心理についての教職員の理解を深める研修実施を働きかけるように措置されたい。

3 事案発生後の措置について

(1) 事案発生後の記録・データ保管の措置

当該校においては、第8章に指摘したように学校長の保管指示にもかかわらず、当該学級の学級日誌の廃棄やアセスデータの削除がされており、当部会の調査にも支障をきたした。いじめ事実の有無、事案発生までの学校の対応を解明するためには、原始資料が必要であり、資料の廃棄・紛失は被害生徒側の不信感を生む原因となる。教育委員会においては、当該校管理職に注意をするとともに、各校に対してはいじめ事案に限らず児童生徒の重大被害事案発生を認識したときには、当該学年レベルであらゆる資料の保管を徹底するように指示することを提言する。

(2) 保護者支援の視点をもつこと

当該校においては、本件事案発生後、自死ではない前提での事故報告、保護者に対する不十分な情報提供などから、当該生徒の保護者との対立が生じた。本件生徒の保護者は、当初、学校に対する情報提供を求めたが、その際一定の信頼感があったと考えられる。大阪市いじめ対策基本方針は、いじめ対策の基本理念としていじめに苦しむ子どもやその保護者を支援することが学校・行政にとってもっとも大切な責務であるとしている。当該校については、この理念にもとづき、被害生徒保護者の心情に寄り添い、保護者に対して支援的に関わる必要があった。当該校のみならず、大阪市教育委員会は、当該校のみならず、各校に対して、いじめ事案認知のうえは、大阪市いじめ対策基本方針の基本理念にもとづき、被害児童生徒・保護者に対し、対応ではなく支援の視点をもって接し、保護者が安心・信頼できるような学校と家庭の連携の基盤をつくることを周知するよう提言する。

第3 生徒の成長発達と安全を促進する観点での学校生活の確立

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない（教育基本法第1条）。その教育の場でいじめ被害によって児童生徒の心身が損なわれることがあってはならないものである。一

方、学校ではさまざまな個性をもつ児童生徒が集団として行動し、教職員・他の児童生徒と多様な関係を形成している。児童生徒が喜びを感じたり、行き詰まりを感じたりすることは人間の成長過程として当然であるが、すべての教育活動の根底には、児童生徒の健全な成長発達を促し、心身の安全を確保しなければならないという大前提がある。当部会の調査と提言もこの大前提を意識してまとめられている。

当部会は、教職員・管理職・教育委員会が、すべての教育活動の場面において、児童生徒の成長発達の促進と安全確保の観点を貫くことを再確認し、上記各提言の実現を期待するものである。